

“For Kids”プラン 2020

下関市子ども・子育て支援事業計画
下関市次世代育成支援行動計画
下関市ひとり親家庭等自立促進計画



令和2年3月
下関市

目次

第1章 計画の概要

1 計画の目的	3
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	6
4 策定の体制及びアンケート調査等	6

第2章 子どもと家庭の状況

1 少子化の状況	11
2 家庭の状況	14
3 女性の就業状況	16
4 子どもの就園・就学等の状況	17

第3章 “For Kids”プラン 2015 の評価と課題

1 子どもの成長を支える環境づくりについて	21
2 すべての子育て家庭を支える環境づくりについて	25
3 みんなが育つ環境づくりについて	39
4 子育てと仕事の両立を応援する環境づくりについて	42
5 安心して生活できる環境づくりについて	46
6 目標事業量及び成果指標の達成状況	49

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	53
2 計画の目指す姿	54
3 計画の基本目標	55
4 計画の体系	57

第5章 量の見込みと確保方策

1 提供区域の設定	61
2 教育・保育の量の見込みと確保方策	62
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	84
4 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取り組み	101

第6章 計画の取り組み

基本目標Ⅰ 子どもの成長を支える環境づくり	105
基本目標Ⅱ すべての子育て家庭を支える環境づくり	111
基本目標Ⅲ 支援を必要とする子どもと家庭を支える環境づくり	115
基本目標Ⅳ 子どもの安心を支える地域の環境づくり	121
基本目標Ⅴ 子育てと仕事を両立できる環境づくり	124
計画の成果指標	126

第7章 下関市ひとり親家庭等自立促進計画

1 計画の基本的な考え方	129
2 計画の取り組み	130

第8章 計画の推進

1 推進体制	139
2 計画推進に向けた地域一体となった取り組み	139
3 SDGs（持続可能な開発目標）に関すること	139

資料編

1 子ども・子育て支援法（抜粋）	143
2 次世代育成支援対策推進法（抜粋）	148
3 母子及び父子並びに寡婦福祉法（抜粋）	151
4 下関市子ども・子育て審議会条例	154
5 下関市子ども・子育て審議会委員名簿	156
6 計画策定の経緯	157
7 児童人口の推計と見込み量の算出方法	158

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画の目的

わが国では少子高齢化が進行しており、国勢調査による全国の年少人口（0歳から14歳）は減少傾向にあります。平成30年の人口動態統計による合計特殊出生率*は1.42と、最低であった1.26を上回っているものの3年連続低下し、出生数は過去最少であるなど、少子化の進行が顕著となっています。

本市においても少子化が進行しており、平成31年3月末時点の年少人口は29,464人と、5年前の平成26年の年少人口と比較すると9.4%減少し、また、出生数も平成28年以降減少傾向にあります。

少子高齢化の進行により、就労人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力の低下など、社会経済への深刻な影響が懸念されています。さらに、待機児童の発生、子育て家庭の社会からの孤立、児童虐待等、子どもと子育て家庭を取り巻く問題が顕在化しています。

国においては、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成15年に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。また、平成24年8月には、地域や社会が子どもの健やかな成長や子育て家庭を支援し、子ども・子育てを取り巻く問題を解決するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）を制定し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」を開始しました。

本市においても、平成27年3月に、「“For Kids”プラン2015（下関市子ども・子育て支援事業計画、下関市次世代育成支援行動計画）」（以下、「プラン2015」という。）を策定し、子どもの最善の利益が実現され、子どもの成長を通じて親や地域みんながともに成長することを目指し、子どもの成長、子育てに関する様々な施策を推進してきました。

これからも、次代の下関市を担う子どもの健やかな成長のために、子どもの育ちと子育てを、地域社会をはじめ社会全体で支援していくことがより重要と考え、この度、「“For Kids”プラン2020（下関市子ども・子育て支援事業計画、下関市次世代育成支援行動計画、下関市ひとり親家庭等自立促進計画）」を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、児童虐待防止、ひとり親家庭等の自立促進など、子ども・子育て支援のための取り組みを総合的に推進します。

用語解説

- 合計特殊出生率：その年次の15～49歳までの年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

2 計画の位置付け

- 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置付ける計画です。

【子ども・子育て支援法 第61条第1項】

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

- 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画として位置付ける計画です。

【次世代育成支援対策推進法 第8条第1項】

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく自立促進計画として位置付ける計画です。

【母子及び父子並びに寡婦福祉法 第12条】

第12条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であって母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

- 国の示す基本指針（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針と整合性を図り策定しました。
- 山口県の「やまぐち子ども・子育て応援プラン」、「第2期やまぐち子ども・若者プラン」、「山口県ひとり親家庭等自立促進計画」と整合性を図り策定しました。
- 本計画は、「第2次下関市総合計画」、関連計画である「第3期下関市地域福祉計画」、「下関市障害者計画・下関市障害福祉計画（第5期）・下関市障害児福祉計画（第1期）」、「下関市健康づくり計画」、「下関市教育振興基本計画（下関市教育大綱）」、「第3次下関市男女共同参画基本計画」等との整合性を図り策定しました。

【他計画との関係図】



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、令和4年度中に中間見直しの検討を行います。

また、社会・経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化、本市の状況などに対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行います。

【計画の期間】

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
“For Kids”プラン2020 下関市子ども・子育て支援事業計画 下関市次世代育成支援行動計画 下関市ひとり親家庭等自立促進計画									
		中間見直し		見直し					
					“For Kids”プラン2025				

4 策定の体制及びアンケート調査等

(1) 策定の体制

本計画を策定するに当たり、幅広い関係者の参画による施策の展開と子どもの保護者、その他子ども・子育て支援に係る当事者の声が十分に反映されることを目的に、市民代表、学識経験者、保育関係者、教育関係者などで構成される「下関市子ども・子育て審議会」やパブリックコメントにおいて、計画に関する意見などの集約を図りながら策定しました。

(2) アンケート調査の実施

計画の策定に当たっては、市民の子育て意識や実態を把握するため、就学前児童の保護者及び放課後児童クラブ利用児童の保護者へのアンケート調査を実施しました。

【アンケート調査の実施方法と回収結果】

対象	下関市内に在住の 就学前児童がいる世帯	下関市内の放課後児童クラブを 利用している児童の世帯
抽出方法	無作為抽出法	全数
調査方法	郵送法	放課後児童クラブを通じて 配付・回収
対象数	5,000	1,764
有効回答数	2,408	1,304
有効回収率	48.2%	73.9%

(3) 子育て支援団体等へのアンケート調査及びヒアリングの実施

本市で子育て支援を行う団体等を対象として、活動や子どもや子育て家庭を取り巻く課題についてアンケート調査及びヒアリングを実施しました。

また、市内の事業所を対象として、事業所で取り組む子育て支援の状況や従業員の子育てに関する課題についてアンケート調査を実施しました。

【調査等の実施方法と回収結果】

対象	子育て支援団体等	事業所
調査方法	郵送法	郵送法
調査対象	子育て支援団体・子育てサロン・子育て支援センター等	市内の事業所
対象数	38	39
有効回答数	25	19
有効回収率	65.8%	48.7%
ヒアリング	回答のあった団体等のうち5件にヒアリングを実施	—



第2章 子どもと家庭の状況

第2章 子どもと家庭の状況

1 少子化の状況

(1) 年少人口の推移

- 本市の総人口は減少傾向にあり、5年前の平成26年と比較すると5.1%減となっています。
- 平成31年4月1日時点、本市の14歳以下の年少人口は29,464人であり、5年前の平成26年と比較すると9.4%減少し、少子化の進行が表れています。
- 平成27年の国勢調査における本市の14歳以下の年少人口割合も低下傾向にあり、全国、山口県よりも低い値で推移しています。
- 15～64歳の人口割合も低下傾向にあります。

【年齢3階級別人口・構成比の推移（下関市）】

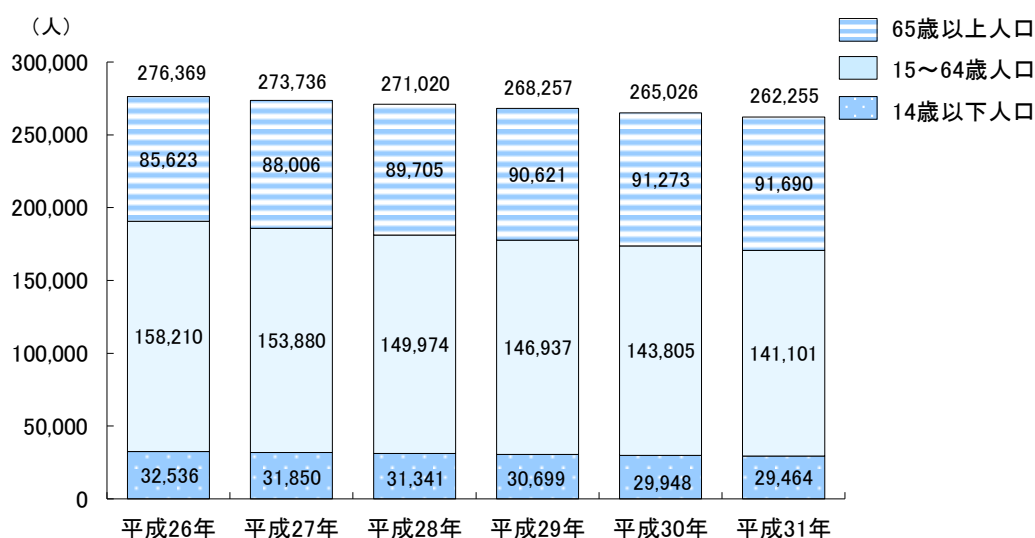
(人)

区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	276,369	273,736	271,020	268,257	265,026	262,255
14歳以下人口	32,536 11.8%	31,850 11.6%	31,341 11.6%	30,699 11.4%	29,948 11.3%	29,464 11.2%
15～64歳人口	158,210 57.2%	153,880 56.2%	149,974 55.3%	146,937 54.8%	143,805 54.3%	141,101 53.8%
65歳以上人口	85,623 31.0%	88,006 32.1%	89,705 33.2%	90,621 33.8%	91,273 34.4%	91,690 35.0%

注) 下段は総人口に対する割合

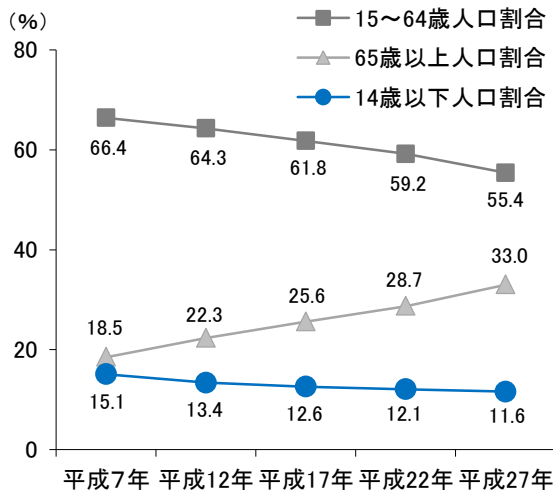
資料: 住民基本台帳人口(各年3月末現在)

【年齢3階級別人口の推移（下関市）】

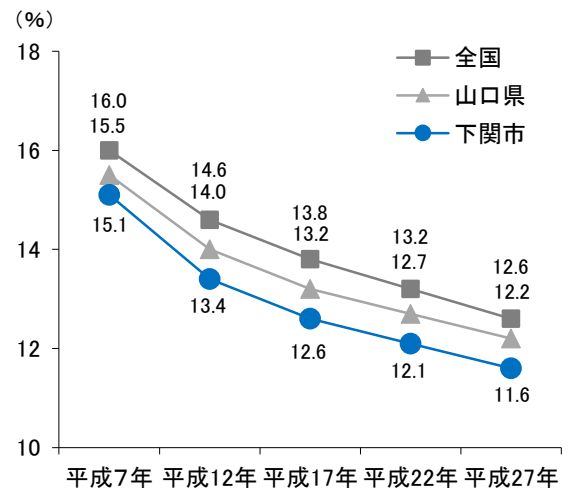


資料: 住民基本台帳人口(各年3月末現在)

【年齢3階級別人口割合（下関市）】



【14歳以下人口割合】



資料：国勢調査

(2) 出生の動向

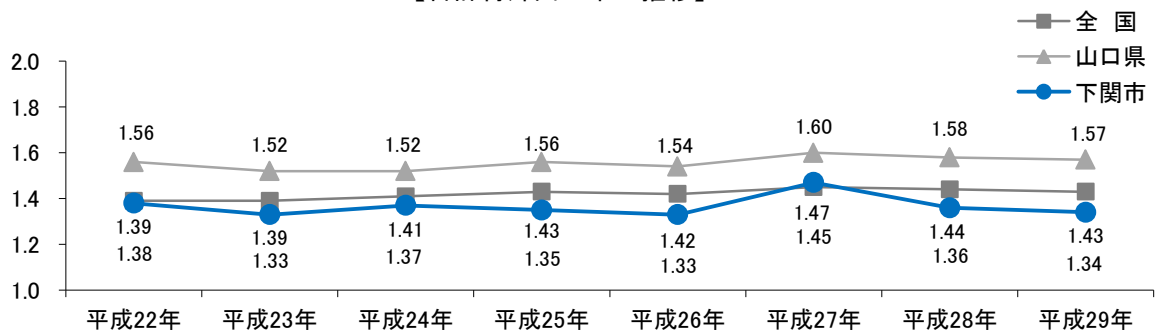
- 本市の出生数、出生率（人口1,000対）は、平成27年を除き減少傾向にあります。

【出生数・出生率の推移（下関市）】

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数(人)	2,145	2,060	2,002	1,919	1,819	1,928	1,742	1,668
出生率(対千人)	7.7	7.5	7.2	7.0	6.7	7.2	6.6	6.2

注) 出生率＝人口1,000対
資料：人口動態統計

【合計特殊出生率の推移】

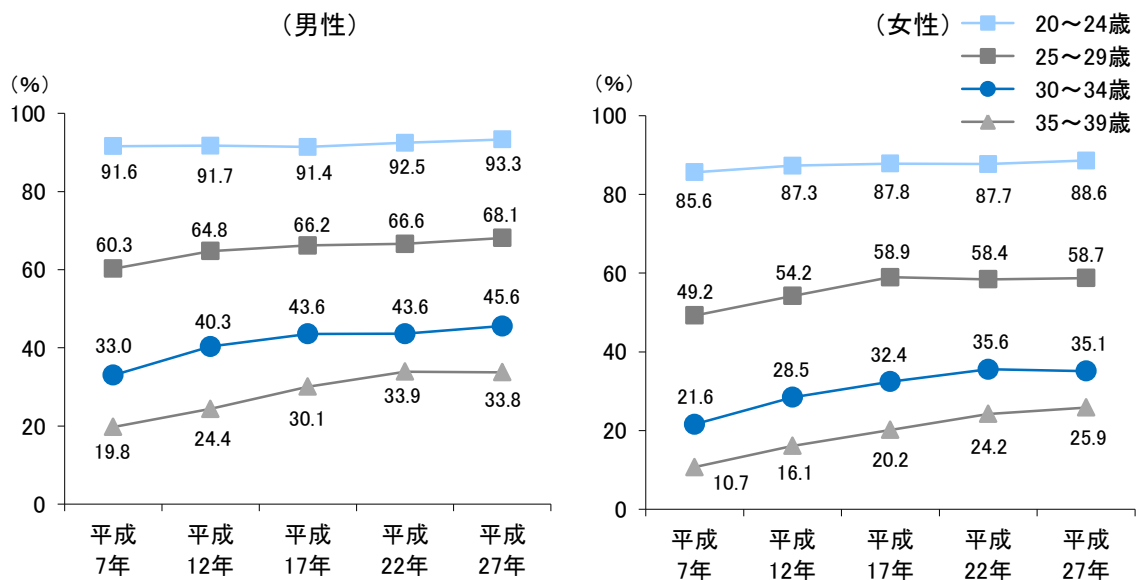


資料：全国・山口県は人口動態統計

(3) 未婚率の推移

- 平成 27 年の国勢調査における本市の未婚率は、平成 22 年まで男女ともに 35～39 歳で上昇の伸びが大きくなっていましたが、平成 27 年は低下するか、あるいは上昇の幅が小さくなっています。

【男女別未婚率の推移（下関市）】



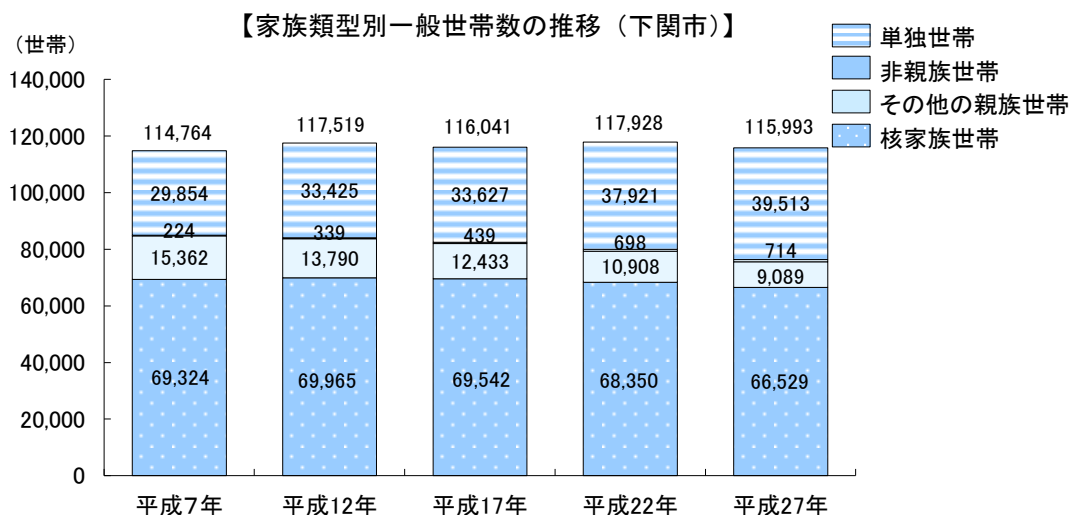
資料：国勢調査



2 家庭の状況

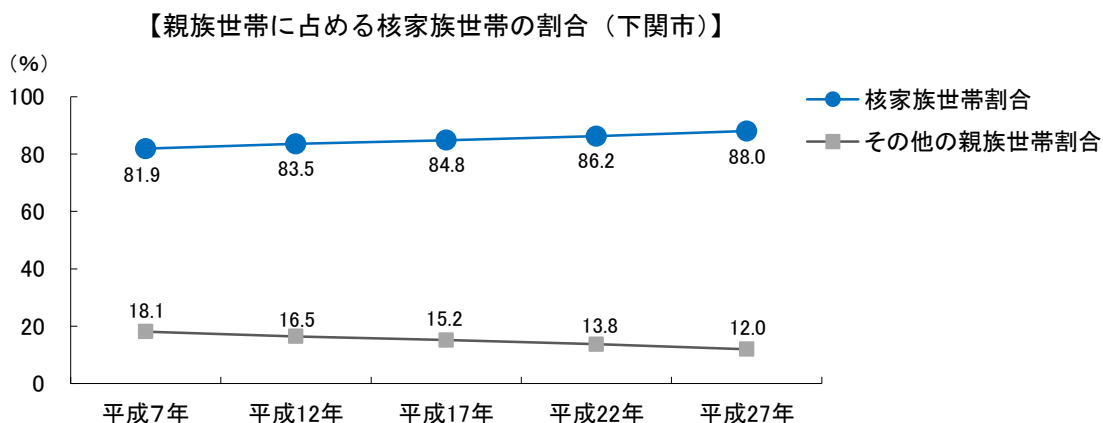
(1) 家族類型別一般世帯*数の推移

- 国勢調査における推移をみると、本市の単独世帯*数は上昇を続けており、平成27年の調査では、39,513世帯となっています。



* 世帯総数は、家族類型不詳世帯を含む。
資料：国勢調査

- 親族世帯に占める核家族世帯*の割合も上昇を続け、平成27年の調査では88.0%となっています。



資料：国勢調査

用語解説

- 一般世帯：住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者（施設等の世帯を含まない）
- 単独世帯：世帯員が一人の世帯
- 核家族世帯：夫婦のみの世帯と、夫婦と未婚の子どもから成る世帯（男親と未婚の子どもから成る世帯、女親と未婚の子どもから成る世帯も含む）
- その他の親族世帯：2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがある世帯で核家族でない世帯
- 非親族世帯：2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯

- 6歳未満の世帯人員がいる世帯の一世帯当たりの子どもの人数は減少傾向にあります。

【6歳未満・18歳未満の世帯員がいる一世帯当たりの子どもの人数（下関市）】

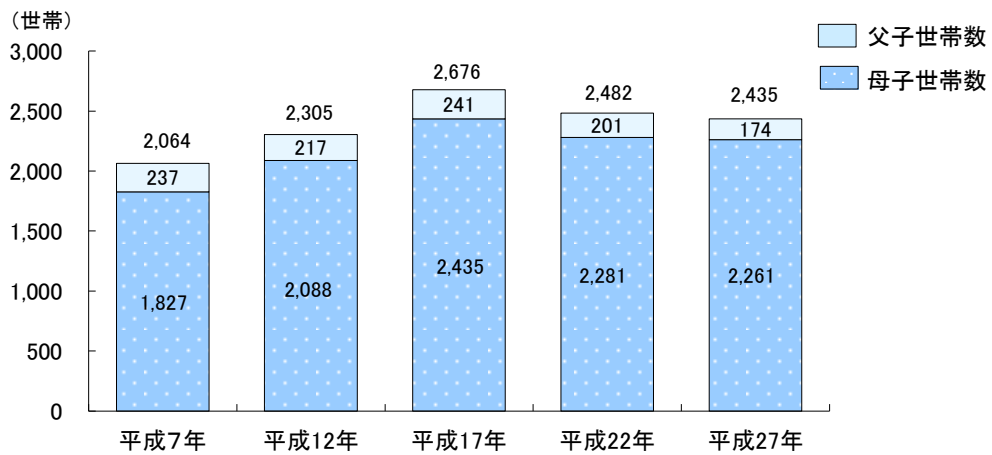
区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
6歳未満の世帯人員(人)	1.36	1.34	1.33	1.33	1.32
18歳未満の世帯人員(人)	1.80	1.75	1.73	1.73	1.74

資料：国勢調査

(2) ひとり親世帯の状況

- 平成27年の国勢調査におけるひとり親世帯数は2,435世帯であり、平成22年と比較すると大きな増減はなく、総世帯数に占める割合も大きな変化はありません。

【母子・父子世帯数の推移（下関市）】



資料：国勢調査

【母子・父子世帯割合（下関市）】

(%)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子・父子世帯割合	1.80	1.96	2.31	2.11	2.10

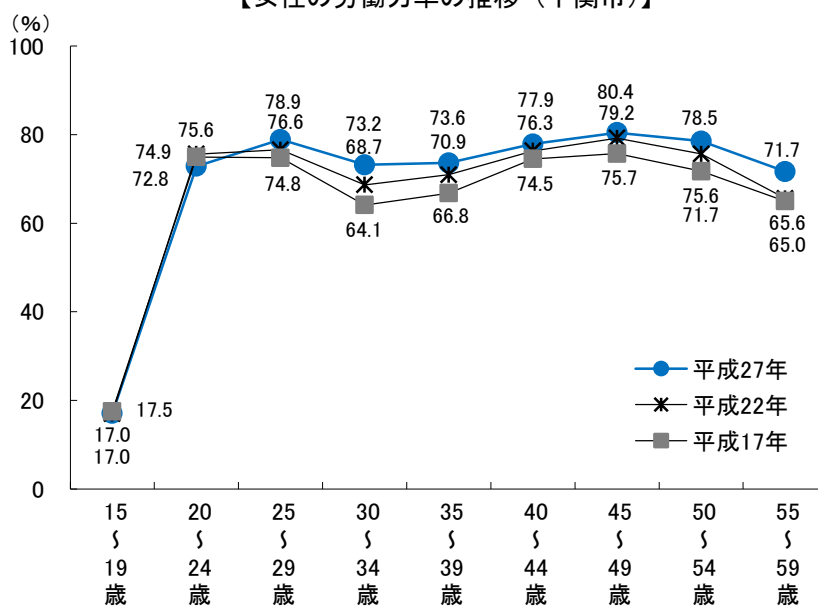
資料：国勢調査

3 女性の就業状況

(1) 女性の労働力率*

- 平成 27 年の国勢調査における本市の女性の年齢別労働力率は、30～34 歳、35～39 歳に落ち込むM字曲線を示しています。
- M字曲線は、結婚や出産を機に退職する女性と、子育てが一段落ついて就労する女性の様子を反映していることが考えられます。
- 一方で 30～34 歳の労働力率は、平成 27 年は 73.2%であり、平成 17 年、平成 22 年と比較すると高く、その落ち込みは緩やかになっており、子育て世代の女性が就労するケースが多くなっていると考えられます。

【女性の労働力率の推移（下関市）】



資料：国勢調査

(2) 夫婦の就業状況

- 平成 27 年の国勢調査における本市の夫婦がいる一般世帯（18 歳未満の子どもがいる）の、夫・妻ともに就業している割合は 64.0%であり、平成 22 年と比較すると上昇しています。

【夫婦がいる一般世帯（18 歳未満の子どもがいる世帯）の就業状況（下関市）】

区分	平成 22 年	平成 27 年
夫婦がいる一般世帯	18,785	17,255
夫・妻ともに就業している世帯	10,718	10,807
夫婦がいる一般世帯に占める割合	58.0%	64.0%

* 平成 27 年夫婦がいる一般世帯に占める割合は、就業状況不詳を除く。

資料：国勢調査

用語解説

- 労働力率：15 歳以上人口に占める労働力人口の割合のことをいう。

4 子どもの就園・就学等の状況

(1) 認定こども園・幼稚園・保育園の入園児童数の状況

- 認定こども園の入園児童数が増加し、幼稚園、保育園の入園児童数が減少しています。

【認定こども園・幼稚園・保育園の箇所数】

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園	か所	37	27	23	20	17	15
認定こども園	か所	0	13	16	20	23	23
保育園	か所	56	46	45	43	36	36
合 計		93	86	84	83	76	74

※休園中の園を除く。

*各年4月1日現在
資料：幼児保育課

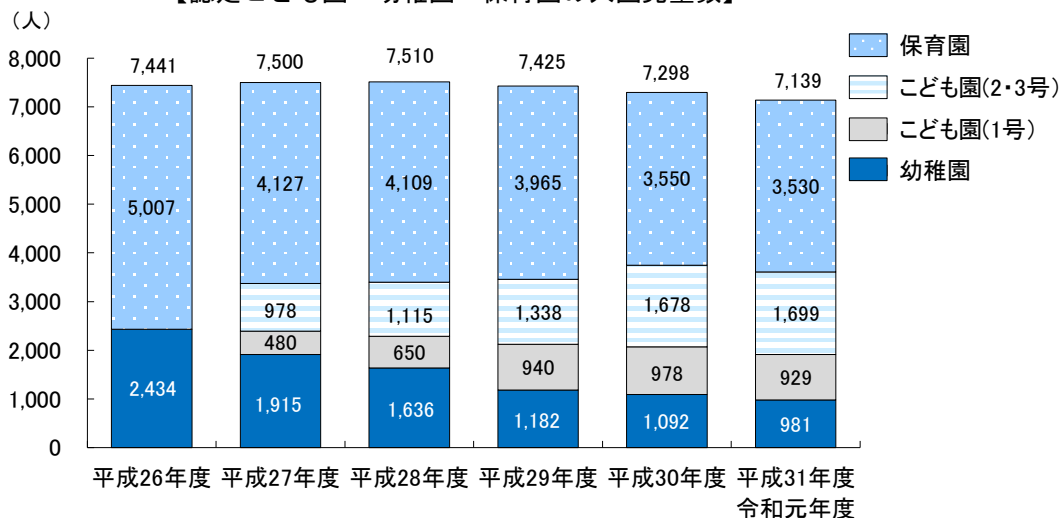
【認定こども園・幼稚園・保育園の入園児童数】

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度
幼稚園	人	2,434	1,915	1,636	1,182	1,092	981
認定こども園(1号認定)	人	0	480	650	940	978	929
認定こども園(2号認定)	人	0	978	1,115	1,338	1,678	1,699
保育園	人	5,007	4,127	4,109	3,965	3,550	3,530
合 計	人	7,441	7,500	7,510	7,425	7,298	7,139
教育(1号)	人	2,434	2,395	2,286	2,122	2,070	1,910
保育(2・3号)	人	5,007	5,105	5,224	5,303	5,228	5,229

※幼稚園には、新制度未移行園を含む。

*各年度4月1日現在（新制度未移行園は5月1日）
資料：幼児保育課

【認定こども園・幼稚園・保育園の入園児童数】



*各年度4月1日現在（新制度未移行園は5月1日）
資料：幼児保育課

(2) 小学校児童数・中学校生徒数の状況

- 本市の小学校児童数、中学校生徒数ともに減少傾向にあります。

【小・中学校数】

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小学校数	校	52	51	50	49	49	47
中学校数	校	22	22	22	22	22	22

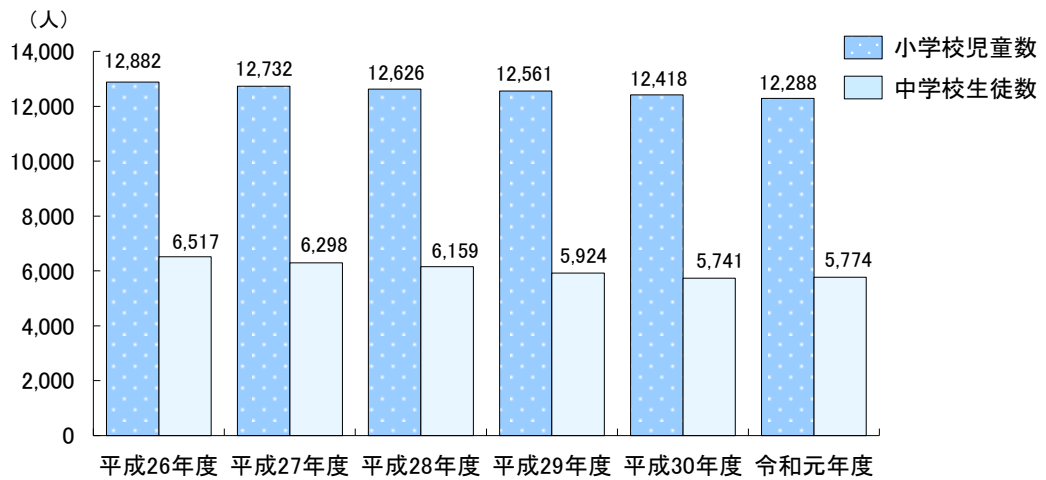
* 各年度 5 月 1 日現在
資料：学校教育課

【小・中学校児童生徒数】

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小学校児童数	人	12,882	12,732	12,626	12,561	12,418	12,288
中学校生徒数	人	6,517	6,298	6,159	5,924	5,741	5,774

* 各年度 5 月 1 日現在
資料：学校教育課

【小・中学校児童生徒数】



* 各年度 5 月 1 日現在
資料：学校教育課

第3章 “For Kids”プラン 2015 の評価と課題

第3章 “For Kids”プラン 2015 の評価と課題

1 子どもの成長を支える環境づくりについて

(1) 就学前の教育・保育の総合的な提供

〔主な取り組み〕

- 平成30年度までに、市立の認定こども園を、本庁区域、山陽区域、川中・勝山区域、菊川区域、豊浦区域、豊田区域、豊北区域に9園整備しました。
- 公立・私立合計で、保育園から10園、幼稚園から7園が認定こども園に移行しました。
- 平成31年度までに、2・3号認定の利用定員数を5,648人に拡充し、高まる保育ニーズに対応しました。
- 本市においては平成31年4月1日現在、8人の待機児童が発生しています。

【認定こども園の整備状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
施設数	園	13	16	20	23	23
幼稚園・保育園を統合	園	3	4	4	6	6
保育園から移行	園	7	7	9	10	10
幼稚園から移行	園	3	5	7	7	7

資料：幼児保育課 各年度4月1日現在

【市立認定こども園の整備状況】

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
施設数	園	6	7	7	9	9

資料：幼児保育課 各年度4月1日現在

【教育・保育の利用定員数】

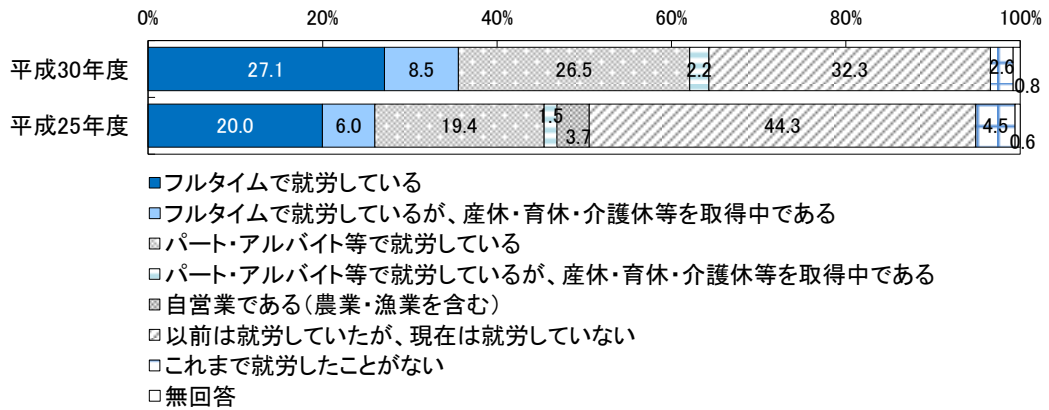
区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号利用定員数	人	1,410	1,510	1,795	1,965	1,910
2号利用定員数	人	3,419	3,521	3,573	3,498	3,510
3号利用認定数	人	2,137	2,151	2,154	2,130	2,138
0歳	人	471	489	480	470	468
1～2歳	人	1,666	1,662	1,674	1,660	1,670
合計	人	6,966	7,182	7,522	7,593	7,558

資料：幼児保育課 各年度4月1日現在

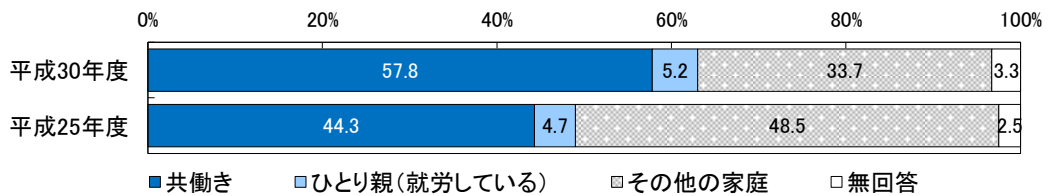
〔アンケート結果〕

- 就労している母親の割合は、5年前の調査と比較して上昇しています。今回の調査結果では、「フルタイムで就労している」と回答した割合が合計で35.6%、「パート、アルバイト等で就労している」と回答した割合が合計で28.7%となっています。
- 両親ともに就労している家庭の割合は、5年前の調査と比較して13.5ポイント上昇し、約6割に迫っています。

【母親の就労状況（就学前児童・前回調査結果との比較）】

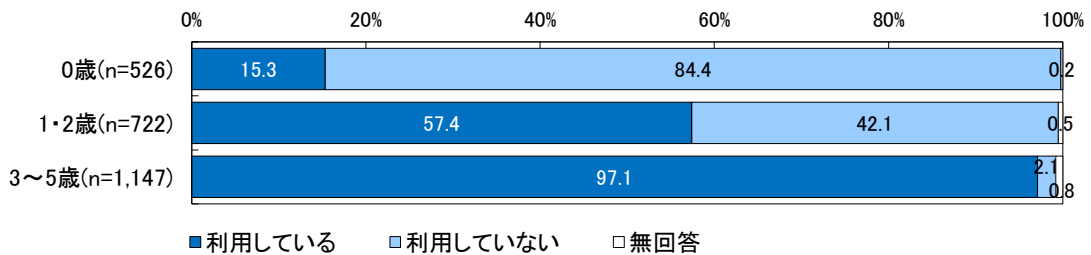


【両親の共働きの状況（就学前児童・前回調査結果との比較）】



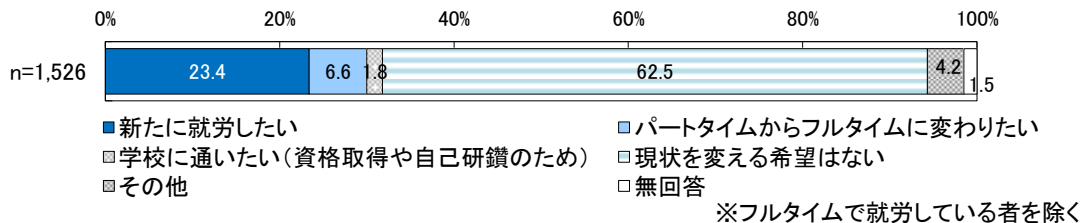
- 就学前児童の教育・保育事業を利用している割合は、0歳で15.3%、1・2歳で57.4%、3～5歳で97.1%となっており、年齢が高くなるほど、利用する割合が高くなっています。

【教育・保育事業の利用状況（就学前児童・年齢別）】



- 幼児教育・保育の無償化が実施された場合、フルタイムで就労している者を除き、「新たに就労したい」と回答した母親の割合は 23.4%、「パートタイムからフルタイムに変わりたい」と回答した割合は 6.6%となっています。

【幼児教育・保育が無償化された場合の就労状況等の変更希望（就学前児童・母親）】



〔団体・事業所等調査結果〕

- 職場復帰の際に保育園等へ入所できるか不安を感じている母親が多くいます。（子育て支援団体）
- 子どもが希望した保育園に入ることができないため、育児休業を延長せざるを得ない社員がいます。（事業所）

〔課題〕

- 両親が共働きである家庭の増加など、家族形態の変化、就労形態の多様化、社会情勢の変化により、教育・保育事業に求められるニーズも多様化しており、様々な状況に応じたバランスのよい教育・保育事業の提供体制の整備と施設等利用給付の円滑な実施が必要です。
- プラン 2015 の期間（平成 27 年度～令和元年度）に、教育・保育の提供量の拡充を図ってきましたが、潜在的な利用意向や教育・保育の無償化による動向を踏まえ、ニーズに対応した提供体制の整備が必要です。
- 幼児教育・保育の質向上に資するため、保育士の確保・人材育成、教育・保育に関する専門性を有する職員の配置に努める必要があります。

(2) 障害のある子どもへの適切な支援

〔主な取り組み〕

- 平成30年3月に「下関市障害児福祉計画（第1期）」を策定し、障害のある子どもが身近な地域で支援が受けられる体制の充実を図っています。
- 一人ひとりの障害の種類・程度に応じ、家庭・専門機関との連携を密にした障害児の保育を実施しています。

【障害のある児童の保育園の入所状況】

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
箇所数	か所	全園	全園	全園	全園	全園
児童数	人	375	414	359	358	285

※公立・私立合計（管外園除く）

資料：幼児保育課 各年度4月1日現在

- 発達支援室を設置し、障害のある児童等の相談及び療育指導等を行っています。
- 相談支援事業所を設置し、相談窓口の周知に努めるとともに相談業務の機能強化を図りました。

【相談支援事業所の状況】

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象事業所数	事業所	7	7	9	9	9

資料：障害者支援課 各年度3月31日現在

- 在宅の障害児に対し、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育園等訪問支援を実施し、日常生活の療育指導や集団生活への適用訓練、放課後等における生活能力向上のための訓練を行っています。

〔課題〕

- 特別な支援を要する幼児・児童が増加し、子どもの発達に不安を持つ保護者も多くなっているため、早期に適切に対応する体制とともに相談体制の充実を図る必要があります。

2 すべての子育て家庭を支える環境づくりについて

(1) 子育て家庭への支援

〔主な取り組み〕

- ふくふくこども館や児童館等のイベント、各種子育て支援関連施設、公園などの遊び場や赤ちゃんの駅設置施設などの情報を子育て支援アプリなどを通じて提供しています。
- 認定こども園、幼稚園、保育園の入所児童の保護者や地域の子育て家庭に対する支援を図るため、認定こども園、幼稚園、保育園の専門性を活かして育児に関する相談や援助を実施しています。
- 幼稚園、認定こども園の在園児を対象とした一時預かりの拡充を図りました。
- 地域子育て支援拠点における一時預かりを、3か所で開始しました。

【幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業の実施状況】

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
箇所数	か所	-	18	21	23	27
延べ利用人数	人	-	16,419	17,379	24,998	29,285

資料：幼児保育課 各年度3月31日現在

【保育園における一時預かり事業の実施状況】

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
箇所数	か所	55	56	53	52	51
延べ利用人数	人	6,849	6,706	6,522	5,568	6,766

資料：幼児保育課 各年度3月31日現在

【地域子育て支援拠点における一時預かり事業の実施状況】

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
箇所数	か所	1	1	1	4	4
延べ利用人数	人	938	905	1,008	1,320	1,270

資料：子育て政策課 各年度3月31日現在

- 育児の援助を受けたい人で行いたい人が、それぞれ依頼会員と提供会員として助ける事業であるファミリー・サポート・センター事業を実施しました。

【ファミリー・サポート・センター事業の実施状況】

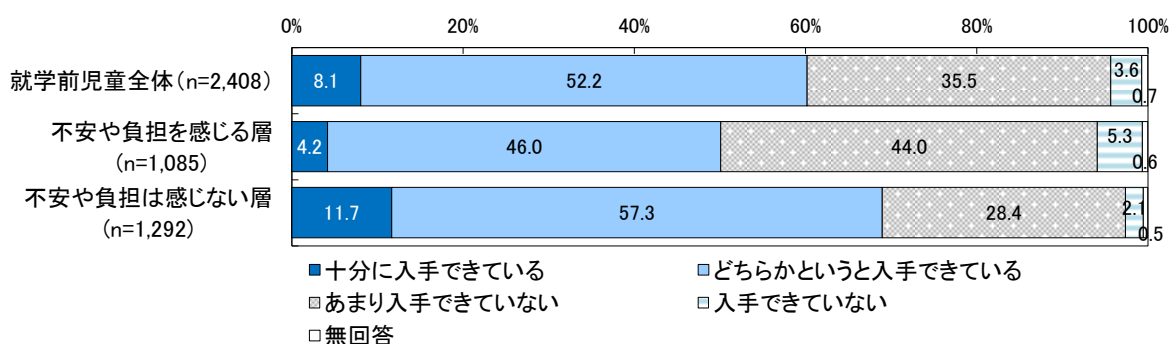
区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録会員数	人	1,269	1,299	1,250	1,324	1,055
活動件数	件	3,509	3,146	2,993	2,494	2,513

資料：子育て政策課 各年度3月31日現在

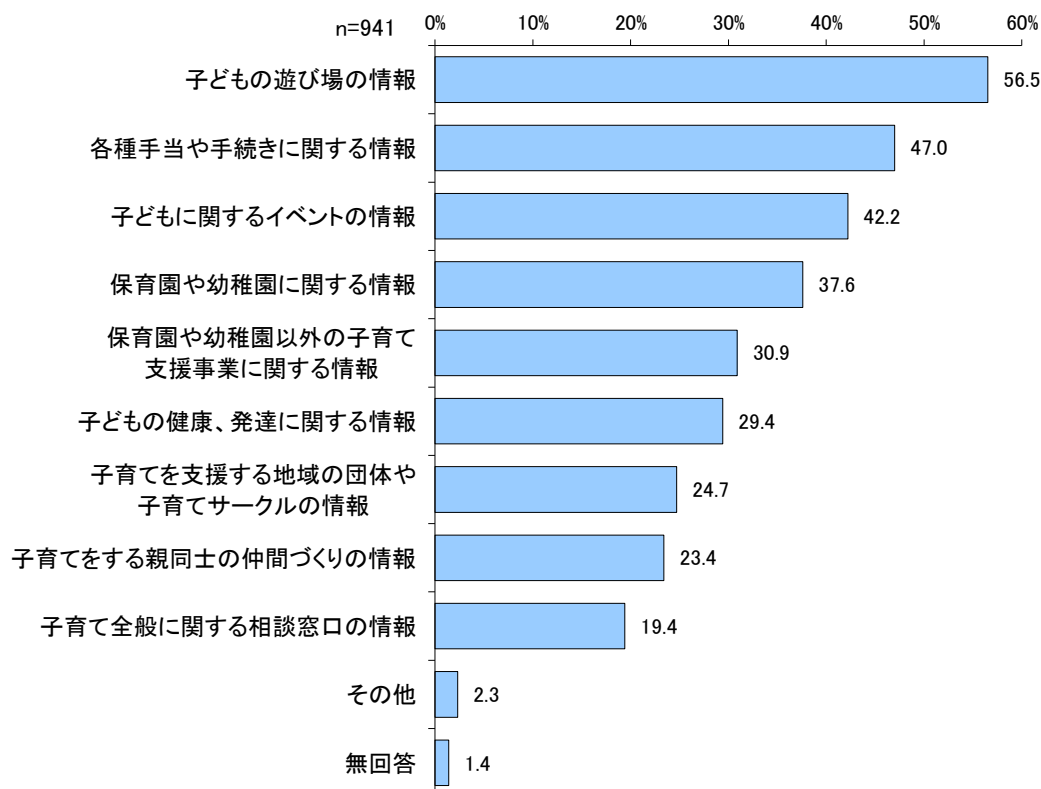
〔アンケート結果〕

- 子育てに関する情報を『入手できている』（「十分に入手できている」+「どちらかという入手できている」）と回答した割合は約6割となっています。
- 『入手できていない』（「入手できていない」+「あまり入手できていない」）と回答した家庭の不足している情報は、「子どもの遊び場の情報」、「各種手当や手続きに関する情報」の割合が上位となっています。
- 子育てに関する不安や負担の有無別にみると、『入手できていない』と回答した割合は、「不安や負担は感じない」層では30.5%、「不安や負担を感じる」層では、49.3%となっています。

【子育て支援に関する情報の入手状況（就学前児童・不安や負担の有無別）】

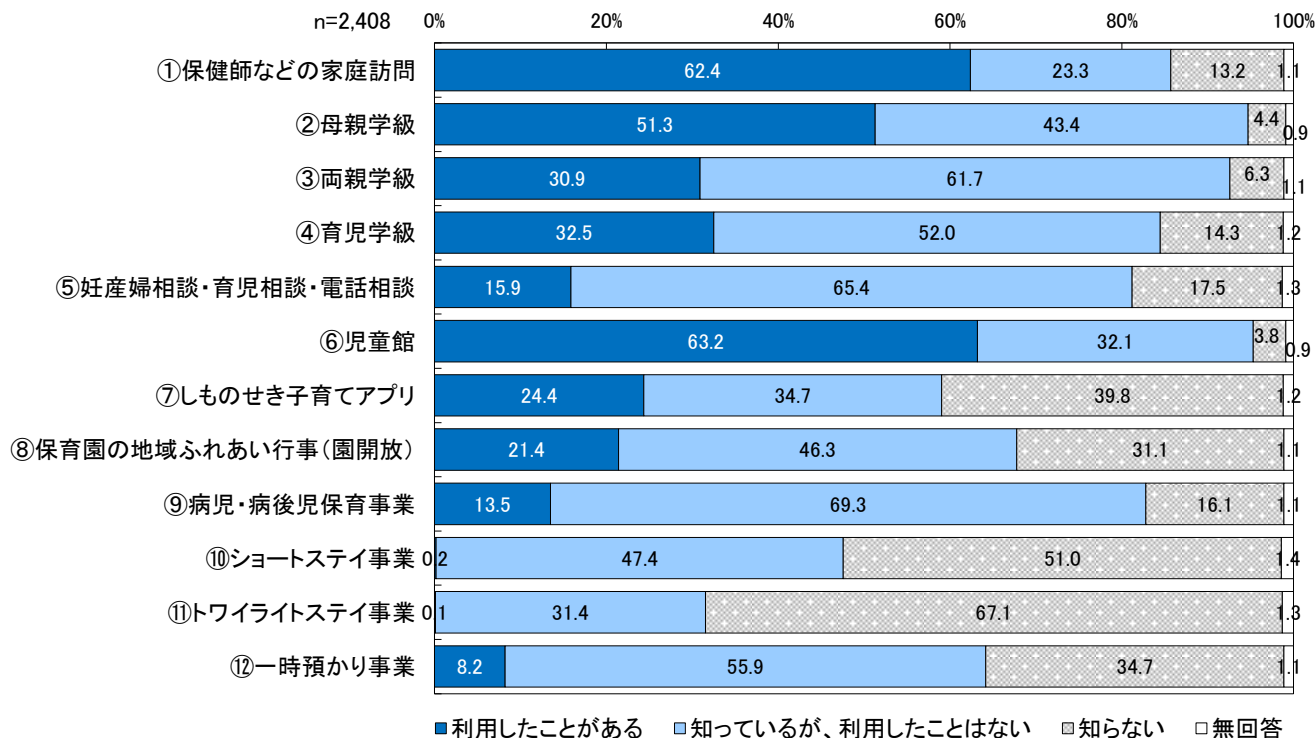


【不足していると思う子育て支援に関する情報（就学前児童・入手できていない層）】



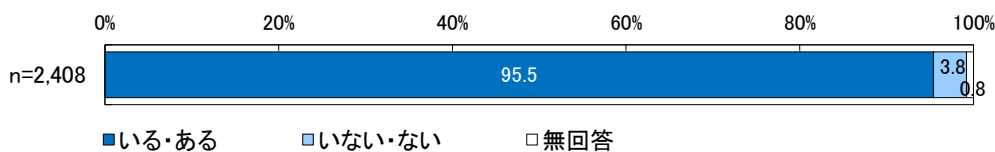
- 子育て支援事業の認知度は、「母親学級」、「両親学級」、「児童館」は9割を超えて高くなっていますが、情報提供手段である「しものせき子育てアプリ」は約6割と低くなっています。

【子育て支援事業の認知度、利用経験（就学前児童）】



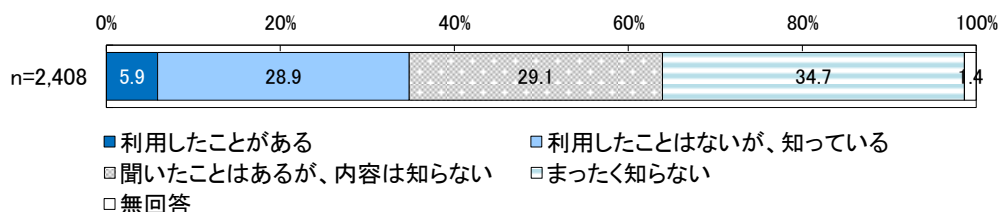
- 子育て・教育をする上で気軽に相談できる人（場所）が「いない・ない」と回答した割合が3.8%となっています。

【子育てについての相談先の有無（就学前児童）】

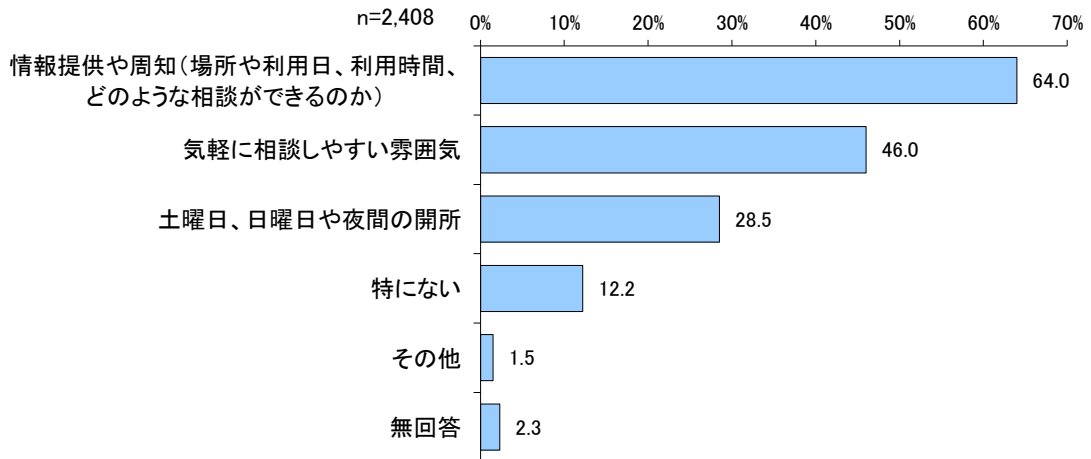


- 公的相談窓口を「まったく知らない」・「内容は知らない」と回答した割合が6割を超えています。
- 公的相談窓口が利用しやすい場となるために必要なことは、「情報提供や周知（場所や利用日、利用時間、どのような相談ができるのか）」の割合が6割を超えています。

【公的相談窓口の利用状況（就学前児童）】

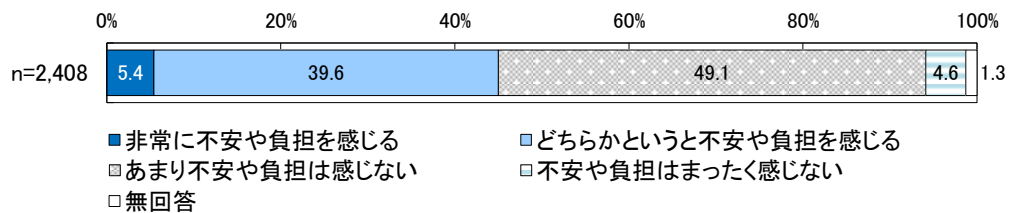


【公的相談窓口が利用しやすい場となるために必要なこと（就学前児童）】

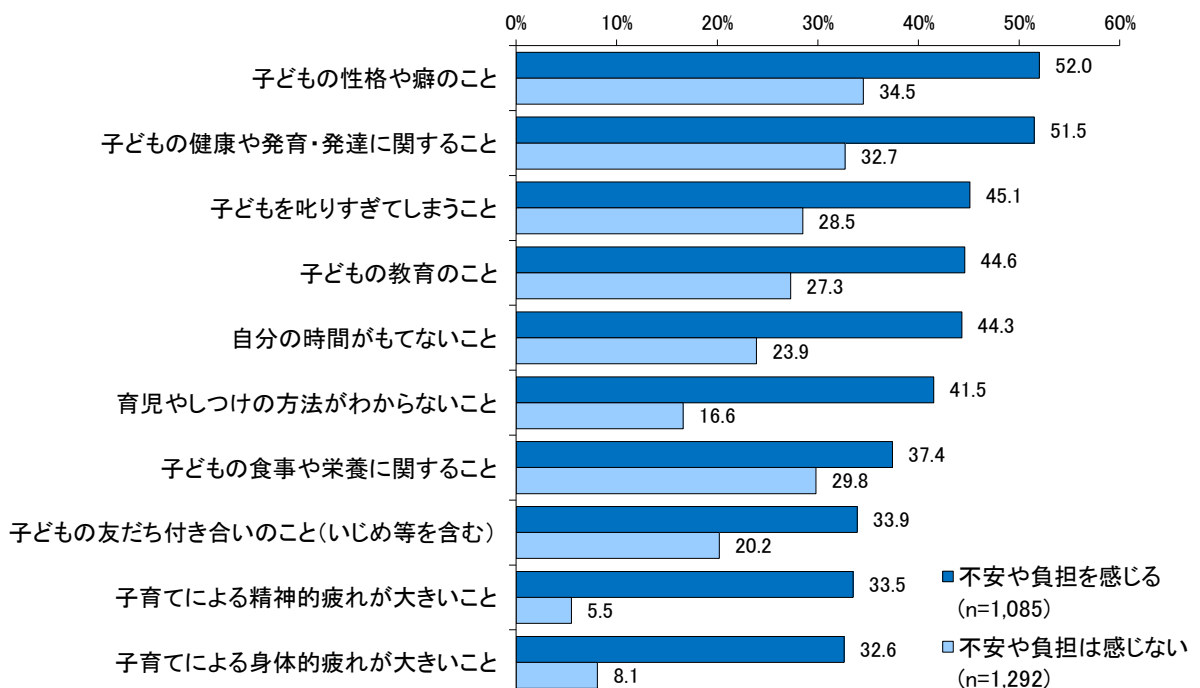


- 子育てに関する『不安や負担を感じる』（「非常に不安や負担を感じる」＋「どちらか」というと不安や負担を感じる）と回答した割合が4割を超えています。
- 子育てについて悩んでいること、気になることとして、「子どもの性格や癖のこと」、「子どもの健康や発育・発達に関すること」の割合が上位となっており、いずれの項目も不安や負担を感じる層が、感じない層を大きく上回っています。

【子育てに関する不安・負担感（就学前児童）】

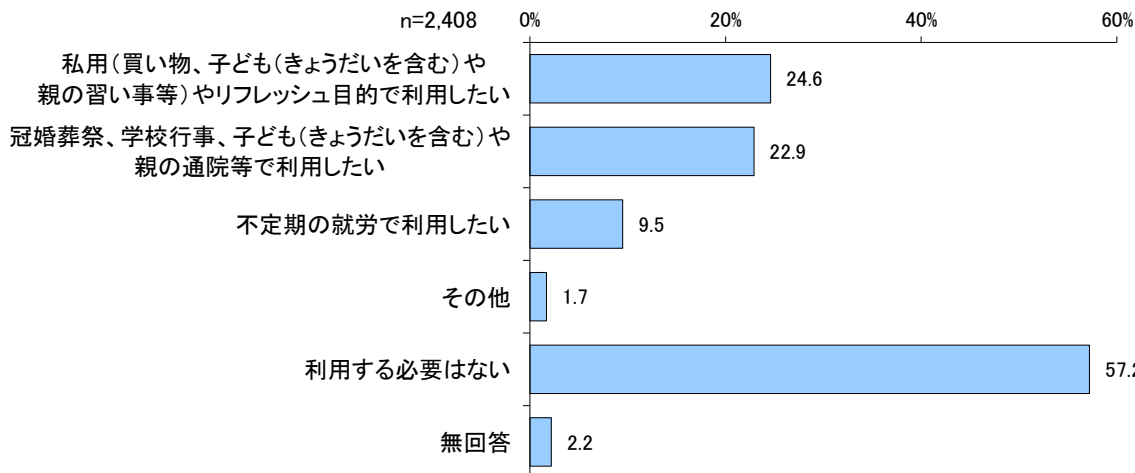


【子育てについて悩んでいること・気になること（上位10項目・就学前児童・不安や負担の有無別）】



- 一時的な保育事業の利用意向がある割合は約4割となっています。

【不定期に子どもを預ける事業の利用希望（就学前児童）】



〔団体・事業所等調査結果〕

- 核家族が多く、相談相手や短期間子どもを見てもらえる人がいない保護者がいます。(子育て支援センター・子育て支援団体)
- 親子の数の減少で子育てモデルを見る機会が少ないことや、身近に親類や知人がおらず子どもへの関わり方がわからない保護者がいます。(子育て支援センター・子育て支援団体)
- インターネット上に多くの情報があり、何が正しい情報なのかわからなかったり、振り回されたりする保護者がおり、月齢に応じて重要な情報を提供することが必要です。(子育て支援センター)
- 様々な問題を抱えていて支援が必要であるのに外に出ることができない家庭に気づき、寄り添い、支援につなぐことが必要です。(子育て支援センター・子育て支援団体)

〔課題〕

- 現在実施している情報提供のサービスを広く周知するとともに、情報技術の進化や利用者の変化に応じ、効果的な情報提供方法を検討し、充実を図る必要があります。
- 相談窓口等の認知度が低いことから、相談窓口の情報を子育て家庭に周知することが重要です。
- 相談窓口等を利用しやすい体制や、他の事業や地域の支援からつなげるなど、情報技術の進化や利用者の変化に応じ、様々な利用のきっかけづくりを進める必要があります。

- 近隣に子どもをみてもらえる人がいない家庭があることや、定期的な教育・保育事業を利用していない家庭では、母親が一時的に育児から離れることで育児の負担を軽減することも必要であることから、保育園等の施設による一時預かりとともに、地域の団体が実施するサービス等も合わせ、提供量や利用しやすい体制など、事業の充実を図る必要があります。

(2) 地域で子育てを支える環境づくり

〔主な取り組み〕

- 地域子育て支援拠点において、乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場所を提供するとともに、相談、情報提供、助言などの支援を行っており、延べ利用人数は増加しています。

【地域子育て支援拠点事業の実施状況（子どものみ）】

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
箇所数	か所	14	15	15	15	15
延べ利用人数	人	40,581	33,779	38,876	37,904	39,318

資料：子育て政策課・幼児保育課 各年度 3 月 31 日現在

- 次世代育成支援拠点施設「ふくふくこども館」の周知を図り、利用者数は高い水準が続いています。

【ふくふくこども館の実施状況】

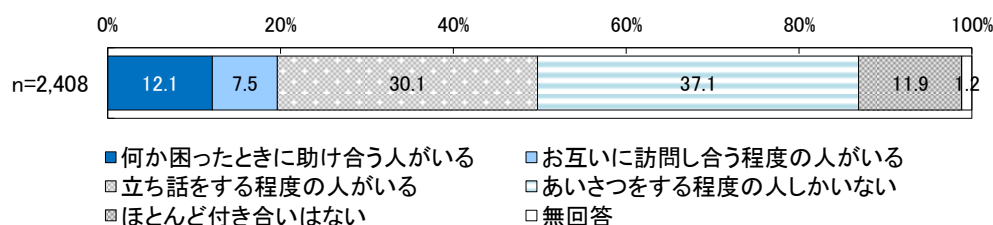
区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用人数	人	249,940	186,779	186,629	203,865	197,161

資料：子育て政策課 各年度 3 月 31 日現在

〔アンケート結果〕

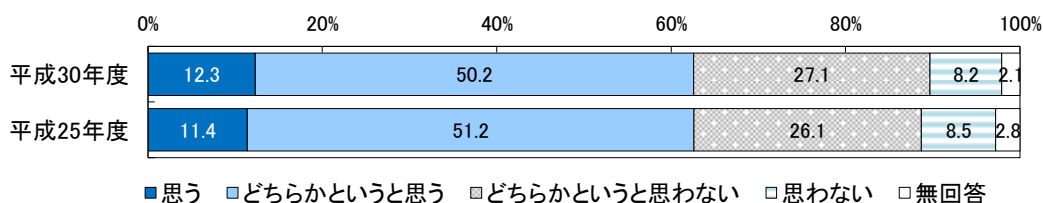
- 近所との付き合いの状況として、「何か困ったときに助け合う人がいる」、「お互いに訪問し合う程度の人がある」という比較的深い付き合いがある割合は約 2 割となっています。

【近所付き合いの程度（就学前児童）】



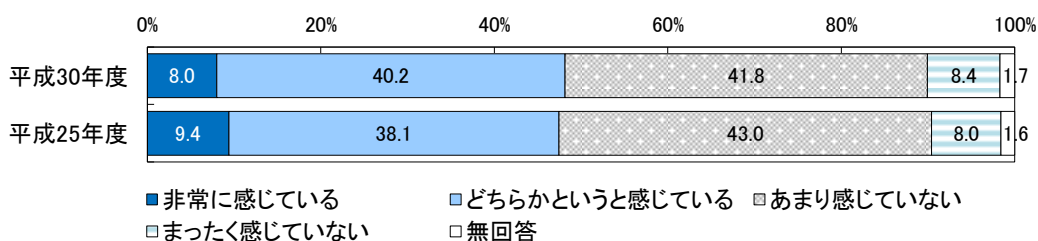
- 下関市が子育てしやすいまちだと思う割合は約6割であり、5年前の調査と比較して大きな変化はありません。

【下関市の子育てのしやすさの程度（就学前児童・前回調査結果との比較）】



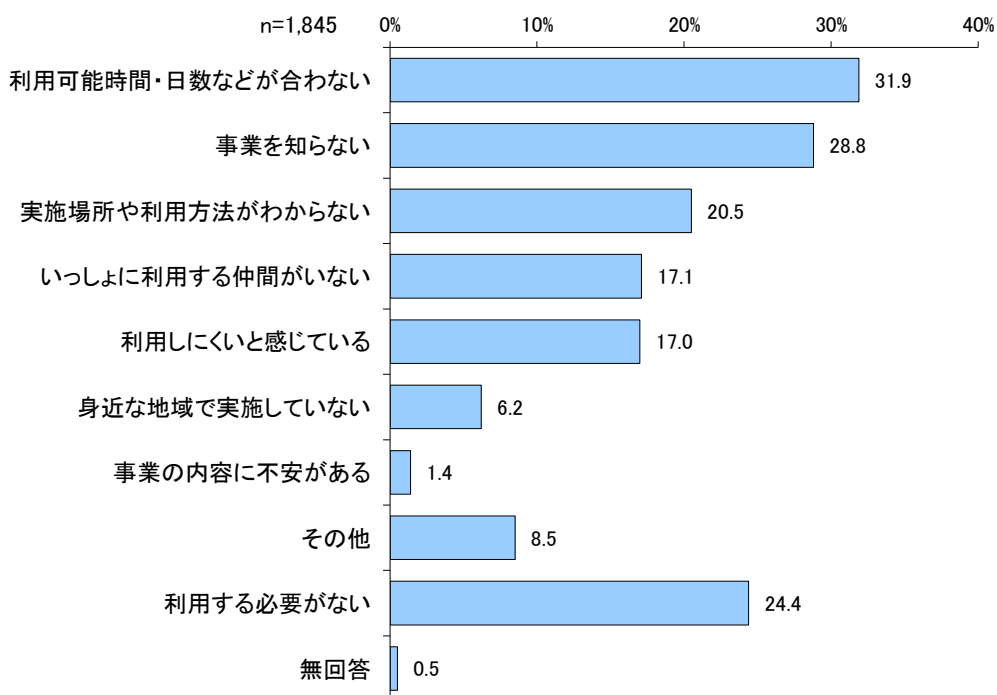
- 自分自身の子育てが地域の人々や社会全体に『支えられていると感じる』（「非常に感じている」＋「どちらかというと感じている」）割合は約5割であり、5年前の調査と比較して大きな変化はありません。

【地域の人々や社会全体の支えの感じ方（就学前児童・前回調査結果との比較）】



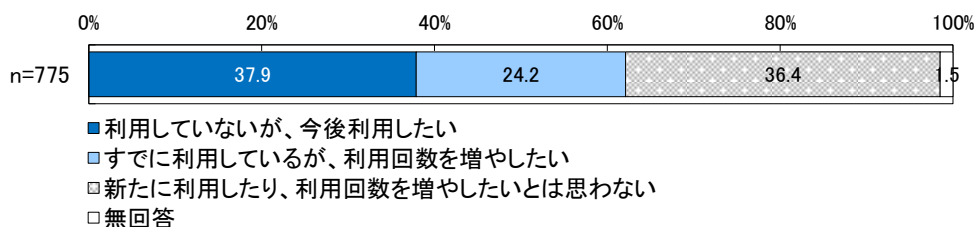
- 地域子育て支援拠点事業を利用していない理由は、「利用可能時間・日数などが合わない」、「事業を知らない」、「実施場所や利用方法がわからない」の割合が高くなっています。

【地域子育て支援拠点事業を利用していない理由（就学前児童の教育・保育事業を利用していない層）】



- 教育・保育事業を利用していない層では、地域子育て支援拠点事業を「利用していないが、今後利用したい」と回答した割合が37.9%となっています。

【今後の地域子育て支援拠点事業の利用希望（就学前児童の教育・保育事業を利用していない層）】



〔団体・事業所等調査結果〕

- 支援の場に出ることができない子育て家庭を、必要な支援につなぐため、子育てに関わる様々な機関が連携を強化することが必要です。（子育て支援センター・子育て支援団体）

〔課題〕

- 地域とのつながりは希薄になっていると言われますが、全体では約5割の人が「地域の人々や社会全体の支えを感じている」ことから、さらなる向上を目指すために、地域全体でつくる子ども・子育て支援のネットワークが重要です。
- 地域子育て支援拠点事業が、子育てに不安や負担を感じる母親等の利用につながるよう、事業の情報を周知するとともに、利用のきっかけづくりを母親の気持ちになって工夫することが必要です。

(3) 子どもの権利を守るための環境づくり

〔主な取り組み〕

- 養育の支援が特に必要な家庭に対し、保健師による専門的相談支援や、支援員による家事援助、育児支援を行っています。

【養育支援訪問事業の実施状況】

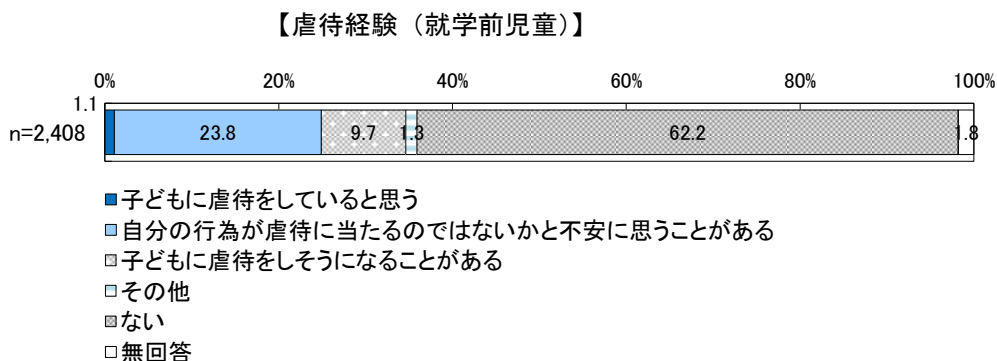
区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施件数	件	173	278	552	306	609

資料：こども家庭支援課 各年度3月31日現在

- 家庭児童相談室において、子どもを虐待しているのではと感じる保護者や、周囲の虐待に気づいた市民の相談に対応するとともに、市民への啓発を行っています。
- 地域における要保護児童の早期発見や適切な支援を図るため、関係機関・団体等で構成する要保護児童対策地域協議会を設置し、情報収集及び関係者への啓発を行っています。

〔アンケート結果〕

- 虐待の経験について、「子どもに虐待をしていると思う」と回答した割合が 1.1%、「自分の行為が虐待に当たるのではないかと不安に思うことがある」と回答した割合が 23.8%、「子どもに虐待をしそうになることがある」と回答した割合が 9.7%となっています。



〔課題〕

- 子どもに虐待をしていると思っている保護者や虐待を受けていると思われる子どもを早期に発見し、見守りや支援を行うため、関係する機関や地域の連携体制を強化する必要があります。
- 「自分の行為が虐待に当たるのではないかと不安に思うことがある」、「子どもに虐待をしそうになることがある」と回答した割合は子育てに不安・負担を感じている層で高くなっていることから、虐待を未然に防止するため、身近な相談機関や地域の支援体制が重要です。

(4) ひとり親家庭への支援

〔主な取り組み〕

- ひとり親家庭等の生活の安定、経済的自立の支援のため、児童扶養手当の支給や医療費の助成、母子生活支援施設の入所措置等を行っています。

【児童扶養手当の支給状況】

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給件数	2,936	2,807	2,789	2,679	2,606

資料：こども家庭支援課 各年度 3 月 31 日現在

【ひとり親家庭等医療費助成制度の支給状況】

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給金額	225,533	221,352	217,632	208,176	199,968

資料：こども家庭支援課 各年度 3 月 31 日現在

- ひとり親家庭等の社会的・経済的自立を支援するため、母子・父子自立支援員による就労に関する相談・情報提供等を行っています。

【母子・父子自立支援員による相談の状況】

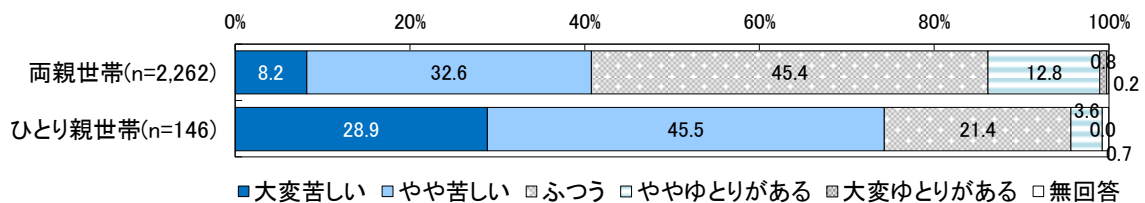
区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数 件	1,393	1,332	1,405	1,506	1,494

資料：こども家庭支援課 各年度 3 月 31 日現在

〔アンケート結果〕

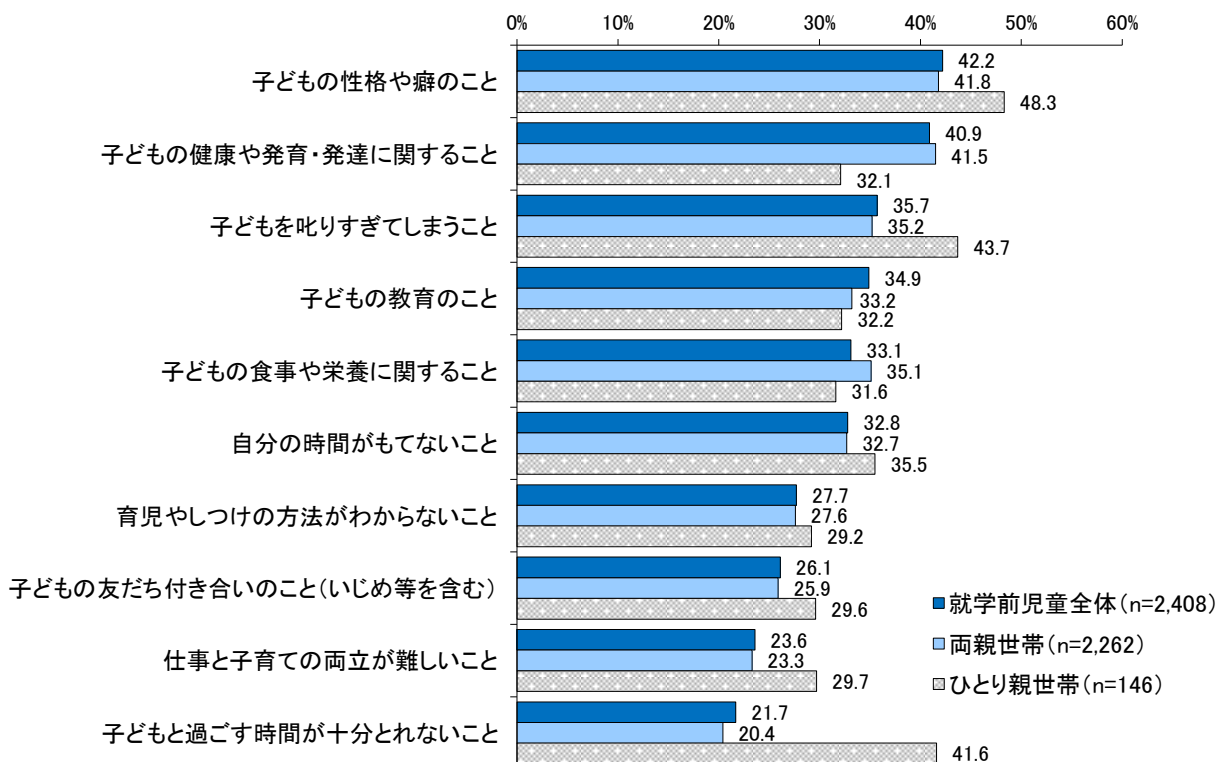
- 暮らしの状況が『苦しい』（「大変苦しい」＋「やや苦しい」）と回答した割合は、ひとり親世帯で7割を超え、両親世帯よりも高くなっています。

【暮らしの状況（就学前児童・世帯状況別）】

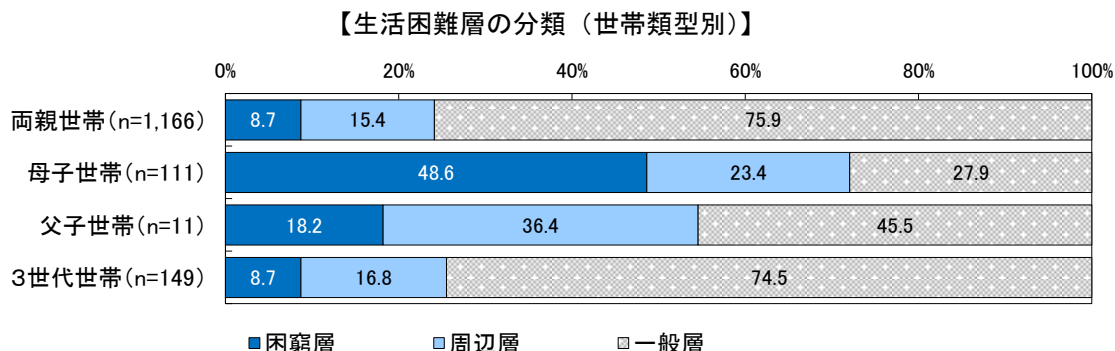


- 子育ての悩みについて、両親世帯、ひとり親世帯ともに「子どもの性格や癖のこと」の割合が高くなっていますが、多くの項目において、両親世帯よりもひとり親世帯の回答割合が高く、「子どもと過ごす時間が十分とれないこと」の項目で大きな差が出ています。

【子育ての悩み（就学前児童・世帯状況別）】



- 下関市子どもの生活実態調査（平成 29 年 11 月実施）の結果によると、生活困難層の分類*において、母子世帯では困窮層、周辺層の割合が7割を超えています。



〔課題〕

- ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から、その生活が大きく変化し、収入、住居、子どもの養育等の面で様々な困難に直面するため、就業による自立支援や仕事と生活を両立するための子育て支援、経済的支援等、それぞれの家庭の状況に応じた支援を行う必要があります。

(5) 健やかに育つ環境づくり

〔主な取り組み〕

- 妊産婦等からの様々な相談に応じる相談窓口として、平成 27 年3月に「下関市妊娠・子育てサポートセンター（子育て世代包括支援センター）」を設置しました。平成 30 年4月には市内8か所の保健センターにも拡充し、現在は9か所に設置しています。
- 下関市妊娠・子育てサポートセンターでは、妊娠届出時に保健師等の専門職による全数面接を行い、必要なサービスにつなぐなど、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行っています。
- 母親学級や両親学級等の開催により、間もなく父親・母親になる人を対象に妊娠から出産、育児について、正しい知識の普及を図っています。

用語解説

- 生活困難層の分類： 等価世帯所得が厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯、経済的な理由で公共料金等を支払えなかった経験等に該当する世帯、子どもの体験や所有について経済的理由で欠如する項目が3つ以上該当する世帯の3つの要素のうち、2つ以上の要素に該当する場合を「困窮層」、いずれか1つの要素に該当する場合を「周辺層」としている。

【母親学級の実施状況】

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数	回	14	16	12	12	12
延べ参加者数	人	437	274	287	262	235

資料：健康推進課 各年度 3 月 31 日現在

- 生後 4 か月までの全戸訪問を実施し、育児に関する助言や情報提供等を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスに結びつけています。

【下関市乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）訪問率】

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問率	%	93.5	95.5	92.4	90.0	90.3
対象数	人	1,859	1,897	1,789	1,646	1,623
訪問数	人	1,739	1,811	1,653	1,481	1,466

資料：健康推進課 各年度 3 月 31 日現在

- 母性の健康管理と乳幼児の健やかな成長発達を図るため、妊婦及び乳幼児に対して健康診査を実施し、適切な指導や助言、健康の保持増進、異常の早期発見を行っています。

【乳幼児健康診査受診率】

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1か月児	%	94.9	96.2	96.4	94.5	96.6
3か月児	%	99.9	99.0	99.6	98.9	99.3
7か月児	%	97.9	96.3	99.4	97.8	95.8
1歳6か月児	%	95.5	97.4	93.4	99.8	99.0
3歳児	%	69.9(注)	86.4	95.1	94.8	95.3

(注)平成 26 年度 3 歳児健康診査受診率は、平成 27 年度から受診時期を 3 歳 6 か月に変更し、受診者の人数調整を行ったため低くなっています。

資料：健康推進課 各年度 3 月 31 日現在

- 健康診査や育児相談等において、発達が気になる子どもに対して専門の小児科医や心理士による相談支援を行い、必要に応じて療育機関等につないでいます。
- 幼児（5 歳児）発達相談推進事業を実施し、園や関係機関と連携を図り、より良い就学に向けて支援を行っています。

【子どもの心とからだの相談室の実施状況】

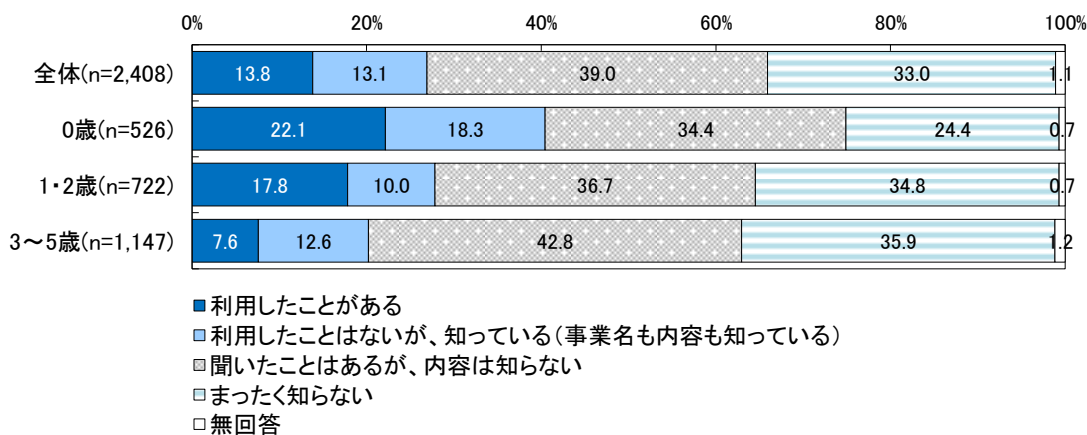
区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数	回	24	24	23	24	23
延べ参加者数	人	85	85	77	70	67

資料：健康推進課 各年度 3 月 31 日現在

〔アンケート結果〕

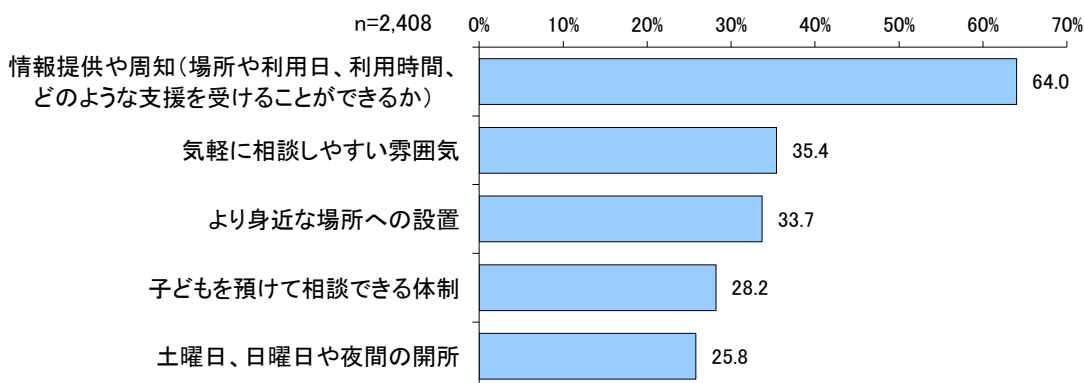
- 下関市妊娠・子育てサポートセンターを「利用したことがある」割合は 13.8%であり、子どもの年齢が低いほど高くなっています。

【「下関市妊娠・子育てサポートセンター」の利用状況（就学前児童・年齢別）】



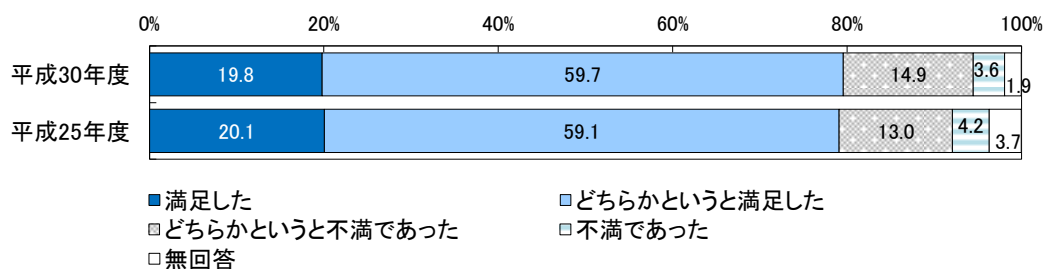
- 下関市妊娠・子育てサポートセンターが利用しやすい場となるために必要なこととして、「情報提供や周知（場所や利用日、利用時間、どのような支援を受けることができるか）」の割合が最も高くなっています。

【「下関市妊娠・子育てサポートセンター」が利用しやすい場となるために必要なこと（就学前児童）】



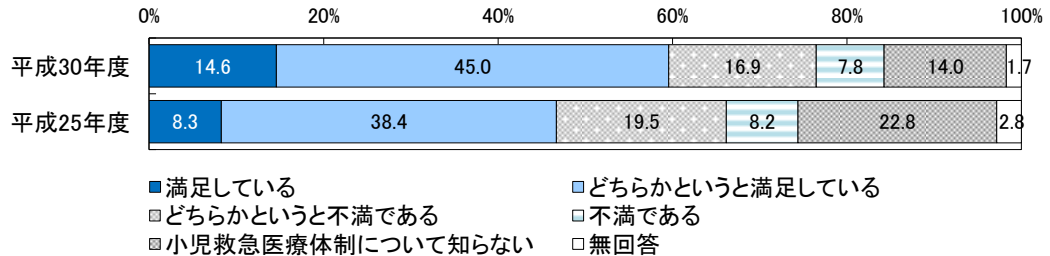
- 妊娠中・出産時の支援体制に『満足した』（「満足した」＋「どちらかという満足した」と回答した割合は約 8 割であり、5 年前の調査と比較して大きな変化はありません。

【妊娠中・出産時の支援体制への満足度（就学前児童・前回調査結果との比較）】



- 小児救急医療体制に『満足している』（「満足している」＋「どちらかという満足している」）と回答した割合は約6割であり、5年前の調査と比較すると上昇しています。

【小児救急医療体制への満足度（就学前児童・前回調査結果との比較）】



〔課題〕

- 下関市妊娠・子育てサポートセンターが、妊娠期から子育て期までの相談窓口として十分周知され利用につながるよう、すべての子育て家庭に周知する必要があります。
- 妊娠・出産時の支援体制に満足している家庭の割合は高くなっていますが、十分に情報が得られなかったという意見もあることから、確実に情報を伝える体制や下関市妊娠・子育てサポートセンターの利用につなげることが重要です。



3 みんなが育つ環境づくりについて

(1) 子どもたち一人ひとりの生き抜く力の育成

〔主な取り組み〕

- 下関市教育大綱に基づき、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を3つの柱として「生き抜く力」を育成するとともに、子どもたちの状況に応じたきめ細かな教育を推進しました。
- 外国語指導助手(略称「ALT」)を下関商業高校及び市内公立小・中学校等に派遣し、外国語教育の改善・充実に努めるとともに、「ALT」との交流を通して国際交流及び相互理解を図っています。

【外国語指導助手の状況】

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
派遣人数	人	8	9	13	14	14

資料：教育研修課 各年度 3 月 31 日現在

- 小・中学校に導入したコンピュータの活用ができる教員の育成を図っています。
- 平成 30 年度に、民間フリースクールと連携を強化し、不登校児童生徒に関する情報を共有し、協働の取り組みをコーディネートすることにより、児童生徒の心の居場所と絆づくりの場を創設しました。
- 特別な支援を要する子どもの早期発見、早期支援のため、関係機関と連携を強化しながら就学相談等の充実を図るとともに、一人ひとりのニーズを把握し、適切な指導と必要な支援を行っています。

【特別支援教育の状況（小・中学校）】

区 分			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
特別支援 学級	設置数	学級	125	129	139	148	156
	児童生 徒数	人	380	432	480	526	584
通級指導 教室	設置数	校	5	6	7	8	8
	児童生 徒数	人	303	341	358	370	401

資料：学校教育課 各年度 5 月 1 日現在

〔課題〕

- 都市化や核家族化が進行する中で、個人が明確な目的意識をもったり、何かに意欲的に取り組んだりすることが以前よりも難しくなりつつあり、子どもたちの学ぶ意欲や学力・体力の向上、豊かな心の育成、問題行動への適切な対応などの課題が挙げられます。
- 子どもたち一人ひとりが社会の一員であることを自覚し、未来に向け主体的に生きることができるよう、その基盤となる「生き抜く力」を養うことが必要です。

(2) 子どもと家庭が地域で学び・育つ環境づくり

〔主な取り組み〕

- 様々な場において、子どもが学ぶ機会を提供しました。

【子どもが学ぶ機会の実施状況】

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
おたすけ先生	開催回数	150	150	114	138	135
内容:海響館オープン・ラボにおいて、水産大学の先生方が、夏休みの自由研究のアドバイスをを行う。(観光スポーツ文化部観光施設課)						
リトミック教室	開催回数	140	142	135	145	145
内容:ヘルシーランド下関において、乳幼児の情操教育の一環として、リトミック教室を開講する。(観光スポーツ文化部観光施設課)						
観察会	人	728	322	338	576	707
内容:小学生やその家族等を対象に様々な下関の自然について学び、体験する。(教育委員会豊田教育支所)						
こども自然体験塾	開催回数	1	1	1	1	1
内容:火の山ユースホステルにおいて、集団生活を伴った様々な体験活動を通じて、自立性や協調性を育むと同時に、自然環境及び地域社会への理解を深め、総合的な生きる力を醸成し、感性豊かな子どもを育成することを目的とした事業を行う。(観光スポーツ文化部観光施設課)						
環境教室	開催回数	24	19	35	31	28
内容:自然と触れ合いながら環境保全について学ぶ自然教室などを実施する。(環境部環境政策課)						
トランポリン	人	—	—	276	764	702
内容:ヘルシーランド下関において、トランポリンを使って、音楽に合わせて歩く・走る・飛ぶなどを行い、体幹を鍛え運動神経の発達につなげる。(観光スポーツ文化部観光施設課)						
子ども体験プログラム	人	—	622	524	633	665
内容:下関市立青年の家で、小学生を対象に様々な自然体験活動を通じて、友情の輪を広げ、集団生活の基礎を習得する。(教育委員会生涯学習課)						
水道出前講座	人	16	14	187	123	111
内容:市民、小学生とその保護者を対象にした水道についての講座を開くことで、水道事業への理解と関心を深めてもらう。(上下水道局企画総務課)						

各年度 3 月 31 日現在

- 文化・芸術活動の充実として、市政に関心を持ってもらう目的で、市報しものせきに、毎号小・中学生向けのページを掲載しています。
- 親子がふれあう機会の充実として、ふくふくこども館でのイベントや、豊北総合運動公園での元気ファミリーフェスタ等、親子で参加できるイベントを実施しています。
- 子どもをもつ保護者を対象に、家庭の教育力向上のための学級を開設しています。

【家庭教育学級（認定こども園・幼稚園）の状況】

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ参加者数	人	4,029	3,807	2,223	1,430	1,772

資料：生涯学習課 各年度 3 月 31 日現在

- 家庭教育に関して、親子で学ぶ講座を実施し、親子のふれあう場を創出しています。

【家庭教育推進事業の実施状況】

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数	回	92	90	81	82	75
延べ参加者数	人	1,677	1,826	2,050	1,879	1,447

資料：生涯学習課 各年度 3 月 31 日現在

〔団体・事業所等調査結果〕

- 人口減少が進む地域では、子ども同士のふれあいが少ないため、人との関わり方がわからない子どもがいます。（子育て支援センター）
- 家庭に居場所がなく、学校にも居場所がなくなっている子どもがいます。（子育て支援団体）

〔課題〕

- 子どもが生きる力をつけ、自立していくためには、家庭や地域を含めた社会全体の教育力を高めるとともに、地域の様々な場において学ぶ環境が必要です。



4 子育てと仕事の両立を応援する環境づくりについて

(1) 保育サービス等の充実

〔主な取り組み〕

- 平成31年度までに、2・3号認定の利用定員数を5,648人に拡充し、高まる保育ニーズに対応しました。
- 病児保育事業（体調不良児対応型）を、平成27年度から2か所、平成28年度から3か所、平成30年度から5か所で実施しています。

【病児保育事業の実施状況】

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
病児・病後児型	か所	4	4	4	4	4
延べ利用人数	人	2,934	3,517	3,577	4,076	3,605

資料：子育て政策課 各年度3月31日現在

【病児保育事業の実施状況（体調不良児対応型）】

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
体調不良児対応型	か所	—	2	3	3	5

資料：幼児保育課 各年度3月31日現在

- 放課後児童クラブの新たな設置や利用できる学年を拡大するなど、提供体制の充実を図りました。

【放課後児童クラブの状況】

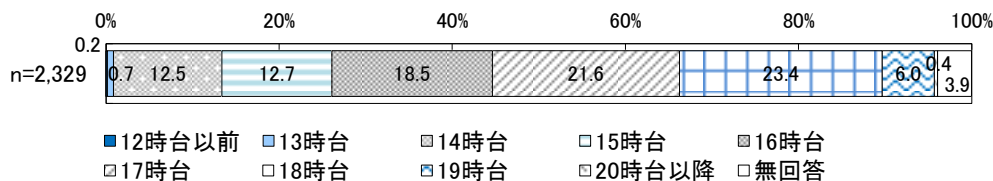
区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
箇所数	か所	40	40	40	39	39	37
定員数	人	2,535	2,704	2,741	2,833	2,952	2,914
入会児童数	人	1,680	1,998	2,065	2,188	2,217	2,349

資料：子育て政策課 各年度5月1日現在

〔アンケート結果〕

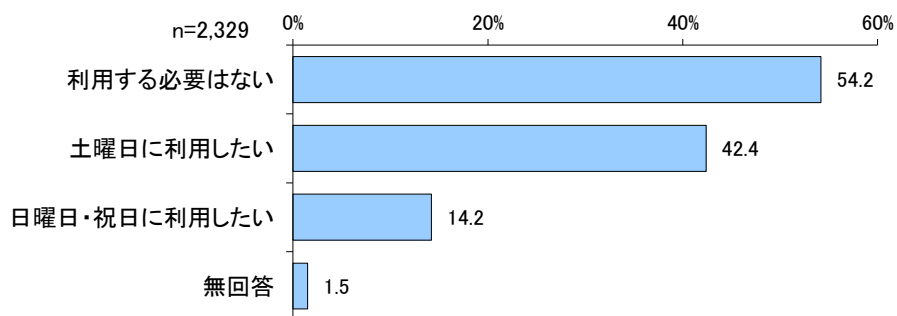
- 教育・保育事業について、19時以降まで利用を希望する割合が6.4%となっています。

【教育・保育事業の利用希望終了時間（就学前児童）】



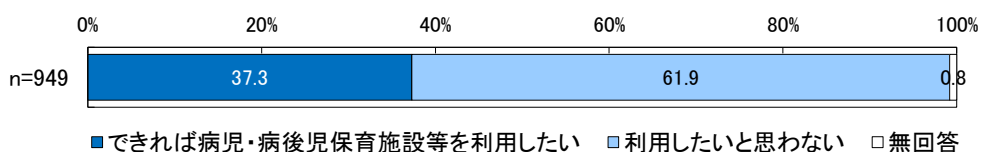
- 土曜日の利用意向がある割合は 42.4%、日曜日・祝日の利用意向がある割合は 14.2%となっています。

【土曜日・日曜日等の幼稚園や保育園の利用希望（就学前児童）】



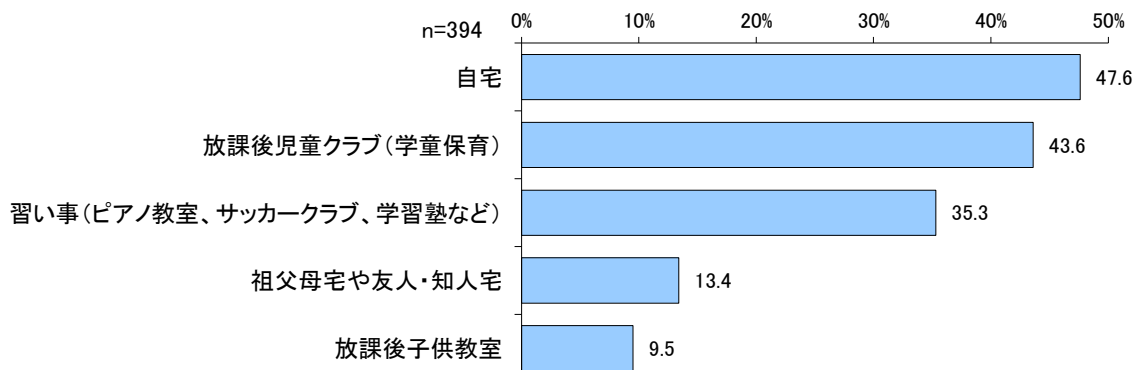
- 子どもが病気やけがで幼稚園、保育園等を休んだ際に、仕事を休んで子どもをみた経験がある家庭の内、病児・病後児保育施設等の利用意向がある割合は3割を超えています。

【病児・病後児保育施設の利用希望（就学前児童）】



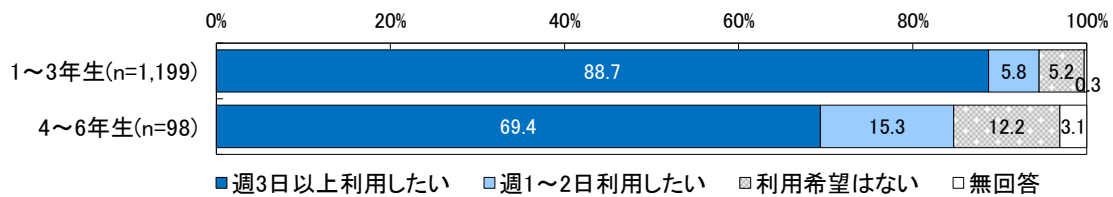
- 5歳の子どもで、小学生になってから放課後に過ごさせたい場所として、放課後児童クラブ（学童保育）と回答した割合は 43.6%となっています。

【小学生になって放課後に過ごさせたい場所（就学前児童5歳児・上位5項目）】



- 現在、放課後児童クラブを利用している児童の今後の利用意向がある割合は、1～3年生で94.5%、4～6年生で84.7%となっています。

【放課後児童クラブの利用希望（放課後児童クラブ利用者・学年別）】



〔団体・事業所等調査結果〕

- 放課後児童クラブについて、受入時間の制限や送迎の必要性により、従業員が出勤時間に間に合わないことがあります。（事業所）

〔課題〕

- 病児・病後児のための保育施設の利用ニーズは多くあり、ニーズに対応した提供体制の整備を検討する必要があります。
- 放課後児童クラブの定員の拡充を図ってきましたが、地域によって十分ではない状況です。利用ニーズは、就学前児童においても高くなっており、潜在的な利用意向を踏まえ、今後、見込量を算出し、拡大するニーズに対応する提供体制の整備が必要です。

（2）仕事と生活の調和の実現

〔主な取り組み〕

- ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進等の講演会を開催しました。
- 男女が共に働きやすい職場環境づくりについて、事業所等へ周知を図りました。

【男女共同参画意識啓発事業（講演会・講座）】

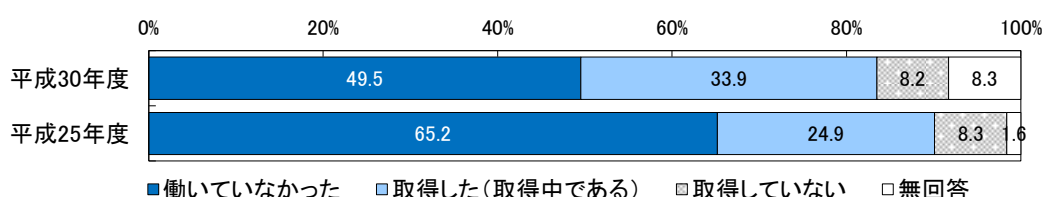
区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数	回	1	1	6	13	10

資料：人権・男女共同参画課 各年度3月31日現在

〔アンケート結果〕

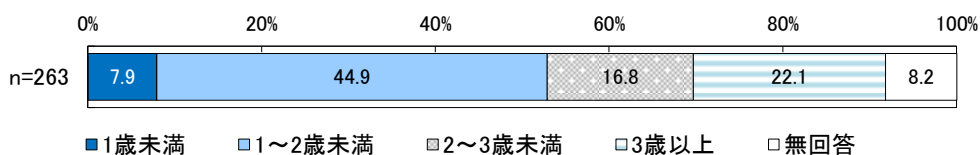
- 育児休業を取得した（取得中）母親の割合は33.9%であり、5年前の調査と比較して上昇しています。

【育児休業取得状況（母親）（就学前児童・前回調査結果との比較）】



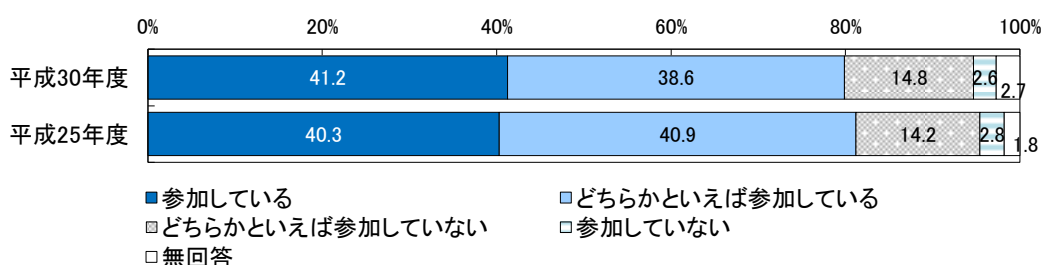
- 育児休業の取得期間が1年未満の母親は、職場復帰の際に必ず子どもが保育園に入ることができる場合、1年以上の取得を希望する割合が高くなっています。

【育児休業の希望取得期間（就学前児童・育児休業取得期間が1年未満の母親）】



- 父親が家事や育児に『参加している』（「参加している」＋「どちらかといえば参加している」）割合は約8割となっています。

【父親の家事や育児への参加状況（就学前児童）】



〔団体・事業所等調査結果〕

- 男性が育児参加することの意義についての理解促進が重要と考えていますが、育児参加することを支援する職場風土の醸成が今後の課題です。（事業所）
- 働き方改革の推進や個々の事情に応じた柔軟なフォローが今後の課題です。（事業所）

〔課題〕

- 育児休業を取得した経験がある母親の割合は前回調査より上昇していますが、復帰時に保育園に預ける体制が整備されていた場合の希望取得期間は長い期間の割合が高くなっているため、取得できる体制整備が重要です。
- 育児に参加する父親の割合は高くなっていますが、参加できない理由としては「仕事が忙しいから」という理由が高くなっていることから、働き方改革等、社会の状況も踏まえ、仕事と子育てを両立できる環境づくりが重要です。

5 安心して生活できる環境づくりについて

(1) 子どもと子育て家庭に配慮したまちづくり

〔主な取り組み〕

- 子育て支援に取り組む社会づくりの一環として、赤ちゃんの駅登録事業を実施し、公共施設・民間施設が連携して、授乳・おむつ替え等が可能な場を提供しています。

【赤ちゃんの駅登録事業の状況】

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録施設数 箇所	103	105	107	109	110

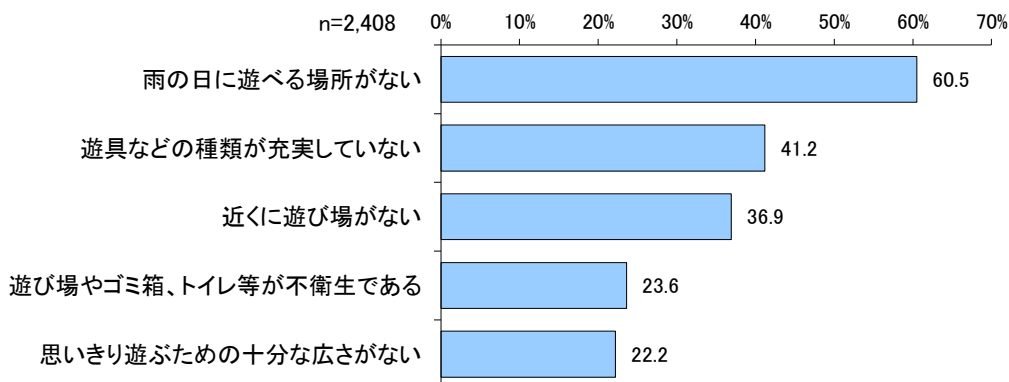
資料：子育て政策課 各年度 3 月 31 日現在

- 老朽化した遊具施設等を計画的に改修、更新することで、誰もが安心して安全に利用できる公園環境を提供しています。
- 児童館において、高齢者と児童のふれあいの場をもち、児童の健全育成を図っています。

〔アンケート結果〕

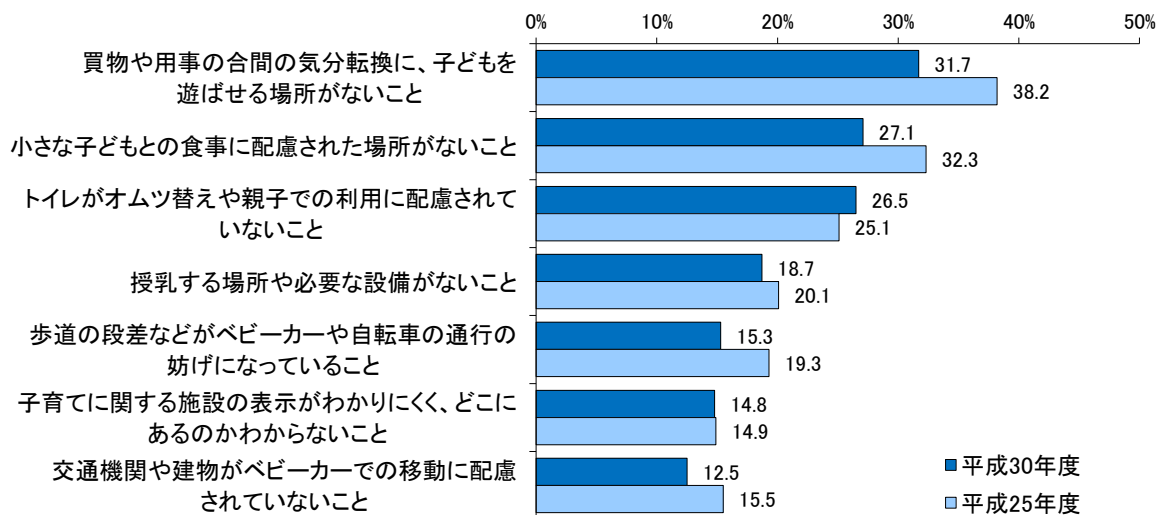
- 近所の遊び場について感じる事として、「雨の日に遊べる場所がない」、「遊具などの種類が充実していない」、「近くに遊び場がない」の割合が上位となっています。

【近所の遊び場について感じる事（就学前児童）】



- 子どもを取り巻く環境において気になることとして、子育て家庭への配慮に関する項目は、5年前の調査結果と比較し、「買物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」、「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」等で低下（改善）しています。

【子どもを取り巻く環境で気になること（就学前児童/子育て家庭への配慮に関する項目）】



〔課題〕

- 子どもや子ども連れの家庭に配慮された地域の環境について、評価はよくなっているものの、配慮されていないと感じる回答や遊び場への不満についての回答が挙げられていることから、今後も子育てに配慮した地域の環境整備が必要です。

(2) 子どもが安心して生活できる環境づくり

〔主な取り組み〕

- 幼児、児童、地域住民や子どもの保護者を対象とした交通安全教室及び小学校、子供会を対象とした自転車教室を開催しています。

【交通安全教室等の実施状況】

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
交通安全教室	か所	209	209	217	218	197
自転車教室	か所	19	19	18	23	20

資料：生活安全課 各年度3月31日現在

- 災害により避難の必要が生じたことを想定し、親子を対象とした避難所運営体験及び各種防災訓練を実施しています。

【夏休み親子避難所体験の実施状況】

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
参加者数	人	40	58	46	72	45

資料：防災危機管理課 各年度 3 月 31 日現在

- 子どもたちが安心して登下校できるよう、各小学校校区において「こどもみまもり隊」活動を推進し、地域全体で子どもたちを見守る体制を整備しています。

【こどもみまもり隊の設置状況】

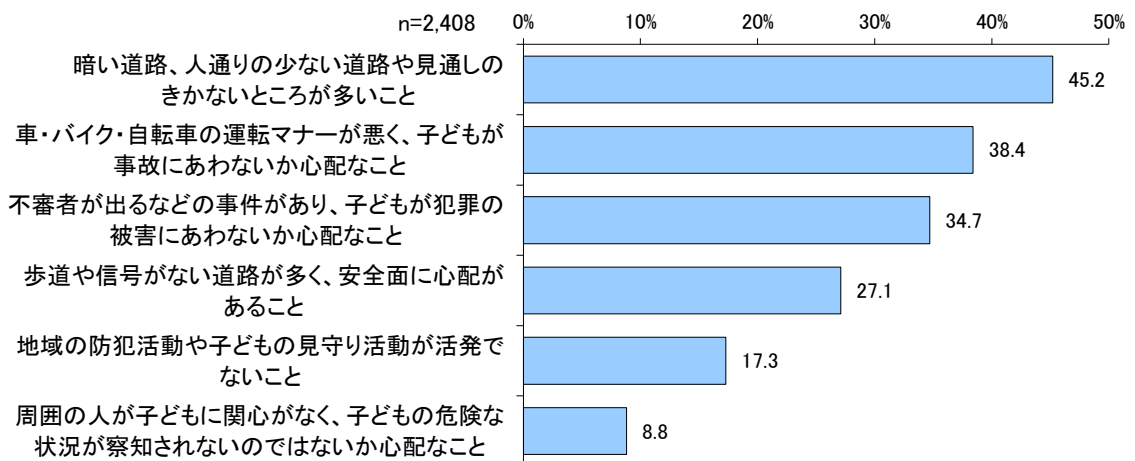
区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
設置率	%	92.2	96.0	98.0	100.0	100.0

資料：学校教育課 各年度 3 月 31 日現在

〔アンケート結果〕

- 子どもを取り巻く環境で気になることとして、「暗い道路、人通りの少ない道路や見通しのきかないところが多いこと」、「車・バイク・自転車の運転マナーが悪く、子どもが事故にあわないか心配なこと」の割合が上位となっています。

【子どもを取り巻く環境で気になること（就学前児童/子どもの安全に関する項目）】



〔課題〕

- 子どもを取り巻く環境として、事故や犯罪被害への不安や子育て家庭へ配慮した環境が十分でないことへの回答が挙がっており、地域と連携した、安心して子どもが成長できる環境づくりが必要です。

6 目標事業量及び成果指標の達成状況

(1) 目標事業量の達成状況

《評価》

A: 達成、B: 未達成であるが達成に向けてプラス方向、C: 未達成であり変化なしあるいは悪化

基本目標	取り組み内容	指標	計画策定時実績値	令和元年度目標値	令和元年度直近実績値	達成状況	
一	保育(2号)	利用定員数	3,419人 (入園児童数)	2,477人	3,510人	A	
	保育(3号)	利用定員数	2,061人 (入園児童数)	1,976人	2,138人	A	
	障害児保育	実施箇所数	全園受入	全園受入	全園受入	A	
二	利用者支援事業	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	A	
	地域子育て支援拠点事業	延べ利用人数	73,062人	96,060人	80,435人	B	
	ショートステイ事業	延べ利用人数	162人	730人	31人	C	
	ファミリー・サポート・センター事業	活動件数	4,077件	3,624件	2,513件	C	
	一時預かり事業(保育園)	延べ利用人数	8,406人	13,908人	6,765人	C	
	病児保育	実施箇所数	4か所	5か所	4か所	B	
	放課後児童クラブ	利用実人数	1,719人	2,694人	2,349人	B	
	延長保育	実施箇所数	36か所	37か所	36か所	B	
	妊婦健康診査	受診者数	1,906人	1,720人	1,703人	C	
	乳幼児健康診査	受診率	3か月児	99.6%	向上	99.3%	B
			7か月児	97.9%		95.8%	
1歳6か月児			99.1%	99.0%			
3歳児			93.4%	95.3%			
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	訪問率	87.6%	向上	90.3%	A		
三	保育(2号)[再掲]	利用定員数	3,419人 (入園児童数)	2,477人	3,510人	A	
	保育(3号)[再掲]	利用定員数	2,061人 (入園児童数)	1,976人	2,138人	A	
四	放課後児童クラブ[再掲]	利用実人数	1,719人	2,694人	2,349人	B	
五	地域子育て支援拠点事業 [再掲]	延べ利用人数	73,062人	96,060人	80,435人	B	

※直近実績値は、項目によって基準年度等が異なります。(例：平成31年3月31日、平成31年4月1日、令和元年5月1日等)

(2) 成果指標の達成状況

《評価》 A:達成、B:未達成

分野	内容		計画策定時 現状値	平成30年度 直近実績値	目標値・ 改善の方向 (令和元年度)	達成 状況
計画全体	子育てに関する不安や負担を感じる割合	ニーズ調査	就学前児童 44.5%	45.0%	低下	B
	合計特殊出生率	保健医療政策課	1.37	1.34 (H29 計算値)	上昇	B
基本目標Ⅰ	認可保育園の待機児童数	幼児保育課	0	8	0	B
基本目標Ⅱ	「子育てが地域の人々や社会全体に支えられている」と感じる割合	ニーズ調査	就学前児童 47.5%	48.2%	上昇	A
	「妊産婦相談・育児相談・電話相談」を知っている割合	ニーズ調査	就学前児童 84.9%	81.3%	上昇	B
	出産時の支援に満足している割合	ニーズ調査	就学前児童 79.2%	79.5%	上昇	A
	小児救急医療体制に満足している割合	ニーズ調査	就学前児童 46.7%	59.6%	上昇	A
	自分自身が子どもを虐待しているのではないかと思う割合	ニーズ調査	就学前児童 15.0%	23.8%	低下	B
基本目標Ⅲ	子育てに関する不安や負担を感じる割合[再掲]	ニーズ調査	就学前児童 44.5%	45.0%	低下	B
基本目標Ⅳ	就学前児童保護者が育児休業を取得した割合*	ニーズ調査	母親 75.1% 父親 1.2%	80.5% 4.6%	上昇	A
	父親が家事・育児へ参加している割合	ニーズ調査	就学前児童 81.2%	79.8%	上昇	B
	「仕事と家庭の両立が図られている」と感じる割合	ニーズ調査	就学前児童 53.5%	59.8%	上昇	A
基本目標Ⅴ	近くの遊び場について感じること(気になる点)を回答した割合	ニーズ調査	就学前児童 91.4%	90.7%	低下	A
	地域の環境について気になることとして「子どもの安全」に関わる項目を回答した割合	ニーズ調査	就学前児童 74.4%	76.3%	低下	B
	地域の環境について気になることとして「小さな子ども連れの家庭への配慮」に関わる項目を回答した割合	ニーズ調査	就学前児童 69.3%	60.5%	低下	A

注) ニーズ調査は「就学前児童」の保護者を対象とした結果

*「就労していなかった」者を除く

第4章 計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

ともにつながり支え合い ともに学び成長し 下関の子どもの幸せと自立を支援する

子どもは、下関市の未来を担う大切な存在です。

本計画は、すべての子どもたちの最善の利益が実現されることを基本とし、子どもが健やかに成長し幸せになり、夢と希望を持って自立した大人になることができるまちを目指します。

また、子育て家庭が安心して子どもを生み育て、親や地域みんなが子どもの成長を通じて喜びを感じ、ともに学び、成長することを目指します。

家庭、地域、学校、地域の関係機関・団体、企業、行政等がつながり、地域の力と支えを、子どもの健やかな成長、幸せ、自立につなげます。

計画の目指す姿を実現するため、上記を本計画の基本理念とします。



2 計画の目指す姿

計画の基本理念を達成することにより、目指すべき姿を次の通り設定します。

子ども

- ☆笑顔いっぱい、健やかに成長しています。
- ☆一人ひとりの命と権利が尊重されています。
- ☆家庭や地域のあたたかい愛情を受けて成長しています。
- ☆命を尊重するところ、思いやりのところを持っています。
- ☆生きる力を付けています。
- ☆夢と希望を持ち、その実現に向けて行動しています。
- ☆下関市の未来を担う存在として、自立していきます。

家庭・親

- ☆笑顔と愛情があふれ、子どもが最も安心できる場です。
- ☆責任を持って子育てをしています。
- ☆子どもの権利を尊重しています。
- ☆子どもの成長に喜びを感じ、親も成長しています。
- ☆家族がお互いを尊重し、協力して子育てを行っています。
- ☆仕事、家庭生活、地域活動などバランスのとれた生活を送ることができています。

地域

地域社会・関係団体・事業所・認定こども園・幼稚園・保育園・学校・行政

- ☆お互いを尊重し合い、笑顔があふれた地域です。
- ☆地域がつながり、支え合っています。
- ☆子どもの成長を支援しています。
- ☆子育て家庭を支え、親の成長を支援しています。
- ☆子どもが安心して、遊び、学び、成長できる地域をつくっています。
- ☆子どもと親が心身ともに健康に生活できる地域をつくっています。
- ☆子どもが自立し、下関市の未来を担うための力を育てています。
- ☆仕事、家庭生活、地域活動などバランスのとれた生活を送ることができる環境をつくっています。

3 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 子どもの成長を支える環境づくり

- 乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、子どもの発達や家庭の状況など、それぞれに適した質の高い教育・保育を安定的に提供するため、保幼小の密接な連携のもと、幼児期の学校教育・保育の充実や幼稚園教諭、保育士等に対する研修等の充実を図ります。
- 次代の下関市を担う子どもたちが生きる力と豊かな心を育み、また、家庭を築き子どもを生み育てることの意義と喜びを理解することができるよう、教育環境の充実とともに、親や地域の子育て力を高めるための意識啓発や学習機会の充実を図ります。

基本目標Ⅱ すべての子育て家庭を支える環境づくり

- 安全な妊娠・出産、育児不安の軽減、発達支援等、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を推進します。
- すべての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、子育て家庭が抱える不安・負担感の軽減を図るための支援や体制の充実を図ります。
- 学童期・青少年期から成人期に向けた健康づくりの支援を推進します。

基本目標Ⅲ 支援を必要とする子どもと家庭を支える環境づくり

- 障害がある子どもが健やかに成長できるよう、早期発見・早期療育体制の充実とともに、相談支援や障害福祉サービス等、子どもと家庭を支える支援の充実を図ります。
- 児童虐待を防止するため、相談や支援の充実や地域の関係機関の連携強化を図るとともに、地域が虐待に気づき、支援につなげるための啓発を推進します。
- ひとり親家庭等の自立を促進するための施策の充実を図ります。
- 日本語教育の推進に関する法律の施行（令和元年6月28日）に伴い、同法の趣旨を踏まえて、国等と役割分担し、本市の状況に応じた施策について調査研究など必要な取り組みを段階的に実施するよう努めます。

基本目標Ⅳ 子どもの安心を支える地域の環境づくり

- すべての市民が下関の子どもたちの成長を見守り、子育て家庭を支援する、地域が一体となった子育て支援体制づくりを推進します。
- 子どもが快適な環境の中で生まれ育ち、のびのびと活動できるよう、住居、遊び場を含めた地域の生活環境等の整備を推進するとともに、事故や犯罪から子どもを守るための環境づくりを推進します。

基本目標Ⅴ 子育てと仕事を両立できる環境づくり

- 教育・保育へのニーズを的確に把握し、認定こども園や幼稚園、保育園等の教育・保育事業の提供量の拡充を図るとともに、多様な保育の充実を図ります。
- 子育てと仕事の両立を支援する職場環境づくりのための事業主への働きかけ、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しに向けての意識啓発を図ります。



4 計画の体系



第5章 量の見込みと確保方策

第5章 量の見込みと確保方策

1 提供区域の設定

本計画の策定に当たっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件など地域の実情に応じて教育・保育提供区域を設定することとなっています。

本市においては、現在の教育・保育の利用状況、提供のための施設の整備状況などを総合的に勘案し、下記の通り10区域を教育・保育提供区域として設定します。

なお、教育・保育提供区域を超えた広域的な提供体制が必要な場合は、事業ごとに区域を設定します。

事業	提供区域	
教育・保育	10区域	本庁、彦島、長府、山陽、川中・勝山、山陰、菊川、豊田、豊浦、豊北
地域子ども・子育て支援事業		
利用者支援事業	1区域	市全域
妊産婦健康診査	1区域	
乳児家庭全戸訪問事業	1区域	
養育支援訪問事業	1区域	
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	1区域	
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	1区域	
病児保育事業	1区域	
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	10区域	本庁、彦島、長府、山陽、川中・勝山、山陰、菊川、豊田、豊浦、豊北
一時預かり事業	10区域	
延長保育事業	10区域	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	10区域	
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	10区域	

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

3歳以上の児童、3号認定（保育を必要とする3歳未満の児童）の児童を対象とし、幼児期の教育・保育を提供します。

(1) 市全域

現状

- 認定こども園、幼稚園、保育園を合わせた計74か所の施設において、教育・保育を提供しています。

【表 市全域の教育・保育の提供状況（利用定員数）】

区 分		幼稚園	認定 こども園	保育園	地域型 保育	確認を 受けない 幼稚園	計	第1期計画 令和元年度 確保方策
箇所数		12	23	36	0	3	74	75
利用 定員数	1号認定	人	890	1,020	-	580	2,490	2,405
	2号認定*1	人	-	1,231	2,279	0	3,510	3,456
	3号認定*2	人	-	639	1,499	0	2,138	2,260

資料：下関市（平成31年4月1日現在）

*1 2号認定：当該年度に満3歳を迎える2号認定子どもを除く。

*2 3号認定：当該年度に満3歳を迎える2号認定子どもを含む。

確保方策

- 居住地域が郊外へと拡大したことで、市全域では受け皿が確保されていても、提供区域によっては、受け皿の不足が予想されるため、新たな施設整備を含めた様々な受け皿の確保に努めます。

【表 市全域の量の見込みと確保の内容／認定区分別】

(人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
1号認定 (3~5歳教育)	量の見込み	1,922	1,774	1,639	1,535	1,450
	1号認定	1,623	1,482	1,354	1,250	1,164
	2号認定幼稚園希望	299	292	285	285	286
	確保の内容	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390
	認定こども園	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020
	幼稚園	790	790	790	790	790
	新制度未移行幼稚園	580	580	580	580	580
	[再掲]幼稚園+預かり保育	[299]	[292]	[285]	[285]	[286]
-	468	616	751	855	940	
2号認定 (3~5歳保育)	量の見込み	3,506	3,430	3,344	3,333	3,360
	確保の内容	3,510	3,510	3,510	3,510	3,510
	認定こども園	1,231	1,231	1,231	1,231	1,231
	保育園	2,279	2,279	2,279	2,279	2,279
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
-	4	80	166	177	150	

		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)		
3号認定 (0～2歳保育)	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	
	量の見込み	405	1,646	399	1,665	393	1,678	386	1,691	381	1,706	
	確保の内容	468	1,710	468	1,710	468	1,710	468	1,710	468	1,710	
	認定こども園	156	513	156	513	156	513	156	513	156	513	
	保育園	312	1,197	312	1,197	312	1,197	312	1,197	312	1,197	
	地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	-	63	64	69	45	75	32	82	19	87	4	
	保育利用率*3(%)	44.8%		45.4%		46.3%		47.5%		48.6%		

*3 保育利用率:0 から2歳の推計人口に占める3号認定の利用定員数の割合

(2) 本庁区域

現状

【表 本庁区域の教育・保育の提供状況（利用定員数）】

区 分		幼稚園	認定 こども園	保育園	地域型 保育	確認を 受けない 幼稚園	計	第1期計画 令和元年度 確保方策
箇所数	か所	3	5	10	0	1	19	19
利用 定員数	1号認定 人	200	350	-	-	90	640	635
	2号認定 人	-	235	543	-	-	778	786
	3号認定 人	-	90	387	-	-	477	504

資料：下関市（平成31年4月1日現在）

確保方策

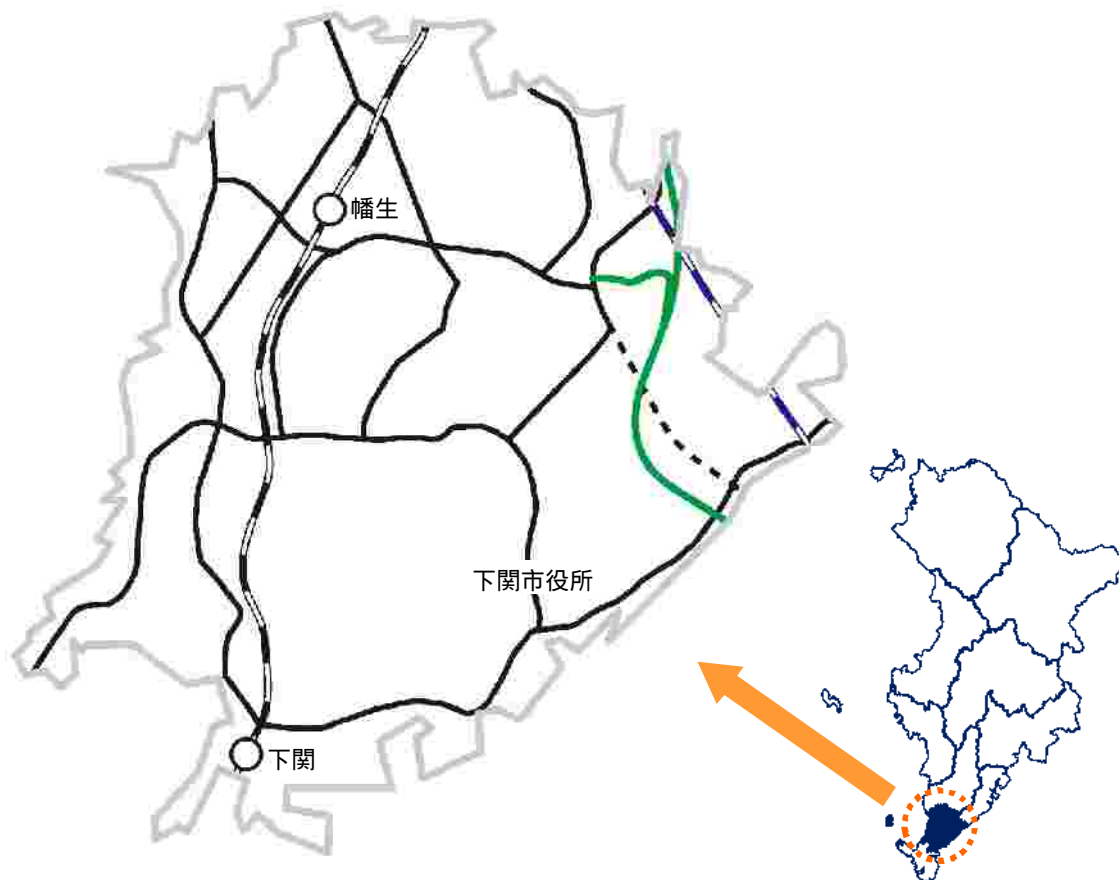
【表 本庁区域の量の見込みと確保の内容／認定区分別】

(人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
1号認定 (3～5歳教育)	量の見込み	573	532	491	461	439
	1号認定	465	425	387	357	335
	2号認定幼稚園希望	108	107	104	104	104
	確保の内容	640	640	640	640	640
	認定こども園	350	350	350	350	350
	幼稚園	200	200	200	200	200
	新制度未移行幼稚園	90	90	90	90	90
	[再掲]幼稚園+預かり保育	[108]	[107]	[104]	[104]	[104]
-	67	108	149	179	201	
2号認定 (3～5歳保育)	量の見込み	764	748	729	726	732
	確保の内容	778	778	778	778	778
	認定こども園	235	235	235	235	235
	保育園	543	543	543	543	543
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	-	14	30	49	52	46

		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)	
3号認定 (0～2歳保育)	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	量の見込み	85	357	84	360	83	363	81	366	79	369
	確保の内容	100	377	100	377	100	377	100	377	100	377
	認定こども園	18	72	18	72	18	72	18	72	18	72
	保育園	82	305	82	305	82	305	82	305	82	305
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	-	15	20	16	17	17	14	19	11	21	8

【図 本庁区域の概況】



No	公/私	園名	施設種別
	公	名池保育園	保育園
	公	幸町保育園	
	公	幡生保育園	
	私	小波保育園	
	私	東光保育園	
	私	慈光保育園	
	私	和光保育園	
	私	弥生保育園	
	私	ひまわり保育園	
	私	のあ保育園	
	公	中央こども園	
	私	ひがし子ども園	
	私	下関天使幼稚園	
	私	下関短期大学付属第一幼稚園	
	私	泉幼稚園	幼稚園
	公	第一幼稚園	
	私	暁の星幼稚園	
	私	めぐみ幼稚園	
	私	梅光学院幼稚園	

(3) 彦島区域

現状

【表 彦島区域の教育・保育の提供状況（利用定員数）】

区 分		幼稚園	認定 こども園	保育園	地域型 保育	確認を 受けない 幼稚園	計	第1期計画 令和元年度 確保方策
箇所数	か所	1	5	2	0	0	8	8
利用 定員数	1号認定 人	60	135	-	-	-	195	130
	2号認定 人	-	328	60	-	-	388	348
	3号認定 人	-	212	40	-	-	252	216

資料：下関市（平成31年4月1日現在）

確保方策

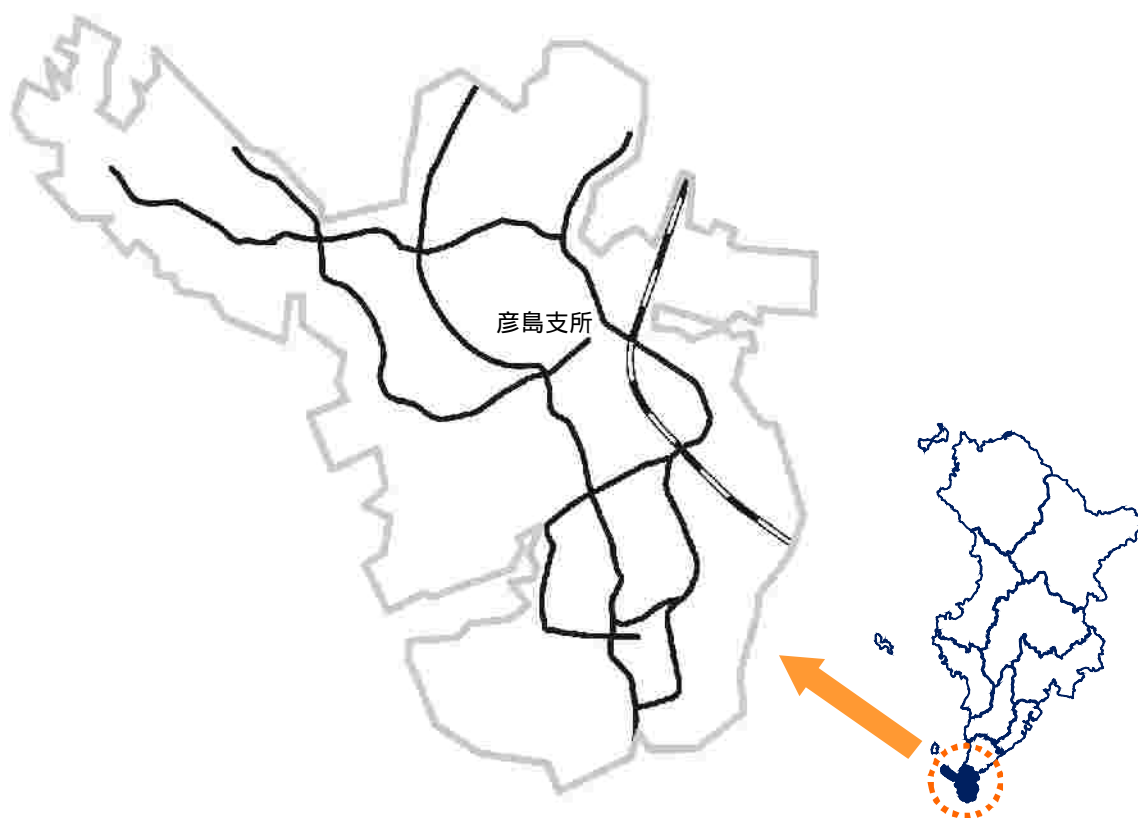
【表 彦島区域の量の見込みと確保の内容／認定区分別】

(人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
1号認定 (3~5歳教育)	量の見込み	120	110	100	93	86
	1号認定	120	110	100	93	86
	2号認定幼稚園希望	-	-	-	-	-
	確保の内容	135	135	135	135	135
	認定こども園	135	135	135	135	135
	幼稚園	0	0	0	0	0
	新制度未移行幼稚園	0	0	0	0	0
	[再掲]幼稚園+預かり保育	-	-	-	-	-
-	15	25	35	42	49	
2号認定 (3~5歳保育)	量の見込み	370	358	346	341	341
	確保の内容	388	388	388	388	388
	認定こども園	328	328	328	328	328
	保育園	60	60	60	60	60
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	-	18	30	42	47	47

		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)	
3号認定 (0~2歳保育)	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	量の見込み	57	179	56	181	55	182	54	184	54	185
	確保の内容	57	195	57	195	57	195	57	195	57	195
	認定こども園	42	170	42	170	42	170	42	170	42	170
	保育園	15	25	15	25	15	25	15	25	15	25
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	-	0	16	1	14	2	13	3	11	3	10

【図 彦島区域の概況】



No	公/私	園名	施設種別
	公	彦島第一保育園	保育園
	私	専立寺保育園	
	私	しおかぜの里こども園	認定こども園
	私	聖母園	
	私	でしまつ子ども園	
	私	くりのみ子供園	
	私	下関短期大学付属第二幼稚園	
	公	江浦幼稚園（休園）	幼稚園

(4) 長府区域

現状

【表 長府区域の教育・保育の提供状況（利用定員数）】

区 分		幼稚園	認定 こども園	保育園	地域型 保育	確認を 受けない 幼稚園	計	第1期計画 令和元年度 確保方策
箇所数	か所	2	2	6	0	0	10	9
利用 定員数	1号認定 人	145	245	-	-	-	390	370
	2号認定 人	-	48	270	-	-	318	328
	3号認定 人	-	12	205	-	-	217	231

資料：下関市（平成31年4月1日現在）

確保方策

【表 長府区域の量の見込みと確保の内容／認定区分別】

(人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
1号認定 (3～5歳教育)	量の見込み	320	295	273	256	241
	1号認定	270	246	225	208	193
	2号認定幼稚園希望	50	49	48	48	48
	確保の内容	390	390	390	390	390
	認定こども園	245	245	245	245	245
	幼稚園	145	145	145	145	145
	新制度未移行幼稚園	0	0	0	0	0
	[再掲]幼稚園+預かり保育	[50]	[49]	[48]	[48]	[48]
-	70	95	117	134	149	
2号認定 (3～5歳保育)	量の見込み	354	346	337	336	339
	確保の内容	318	318	318	318	318
	認定こども園	48	48	48	48	48
	保育園	270	270	270	270	270
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	-	-36	-28	-19	-18	-21

		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)	
3号認定 (0～2歳保育)	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	量の見込み	37	159	37	161	36	162	36	164	35	165
	確保の内容	52	165	52	165	52	165	52	165	52	165
	認定こども園	0	12	0	12	0	12	0	12	0	12
	保育園	52	153	52	153	52	153	52	153	52	153
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	-	15	6	15	4	16	3	16	1	17	0

【図 長府区域の概況】



No	公/私	園名	施設種別
	公	長府第一保育園	保育園
	公	長府第二保育園	
	公	長府第三保育園	
	公	長府第四保育園	
	私	すみれ保育園	
	私	鏡山保育園	認定こども園
	私	長府幼稚園	
	私	もみじ幼稚園	幼稚園
	公	豊浦幼稚園	
	私	海の星幼稚園	

(5) 山陽区域

現状

【表 山陽区域の教育・保育の提供状況（利用定員数）】

区 分		幼稚園	認定 こども園	保育園	地域型 保育	確認を 受けない 幼稚園	計	第1期計画 令和元年度 確保方策
箇所数	か所	2	2	4	0	0	8	8
利用 定員数	1号認定 人	220	25	-	-	-	245	250
	2号認定 人	-	115	385	-	-	500	460
	3号認定 人	-	75	225	-	-	300	300

資料：下関市（平成31年4月1日現在）

確保方策

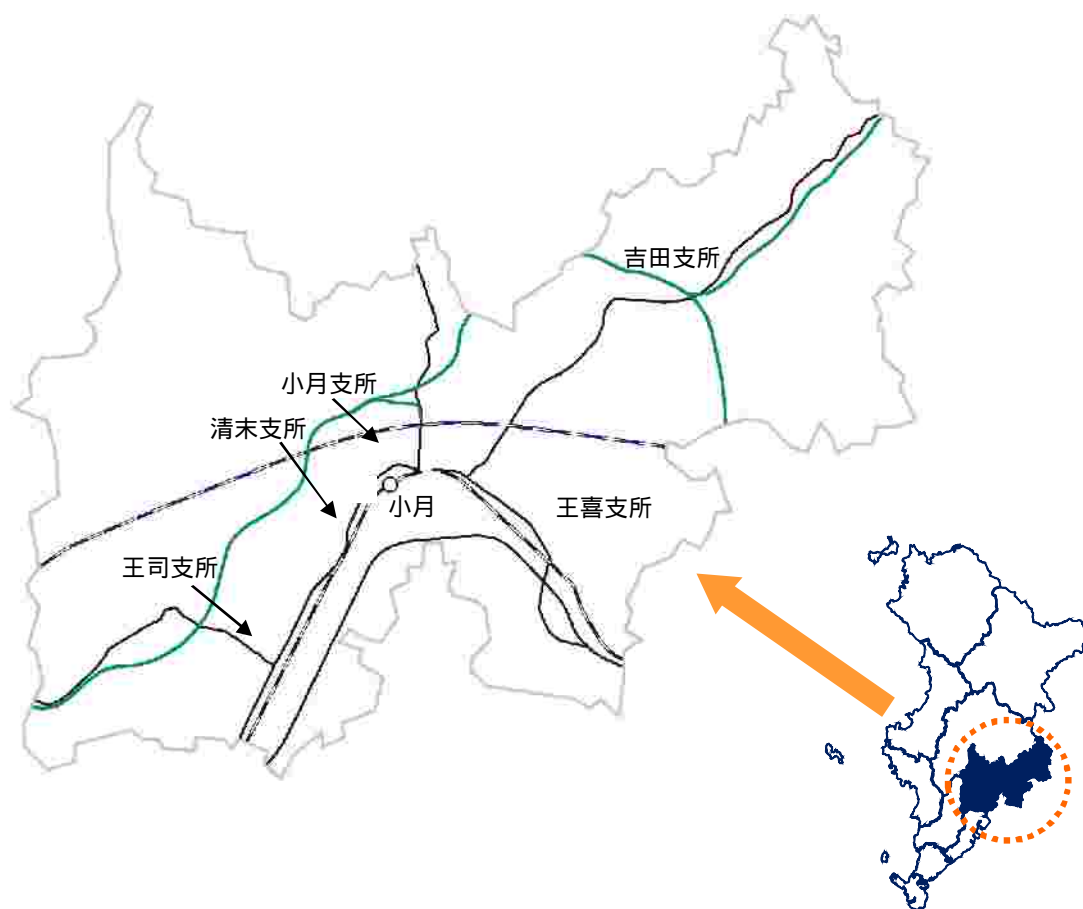
【表 山陽区域の量の見込みと確保の内容／認定区分別】

(人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
1号認定 (3～5歳教育)	量の見込み	171	157	145	136	129
	1号認定	144	131	120	111	103
	2号認定幼稚園希望	27	26	25	25	26
	確保の内容	245	245	245	245	245
	認定こども園	25	25	25	25	25
	幼稚園	220	220	220	220	220
	新制度未移行幼稚園	0	0	0	0	0
	[再掲]幼稚園+預かり保育	[27]	[26]	[25]	[25]	[26]
-	74	88	100	109	116	
2号認定 (3～5歳保育)	量の見込み	524	509	493	488	489
	確保の内容	500	500	500	500	500
	認定こども園	115	115	115	115	115
	保育園	385	385	385	385	385
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	-	-24	-9	7	12	11

		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)	
3号認定 (0～2歳保育)	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	量の見込み	56	223	56	226	55	228	53	229	53	231
	確保の内容	68	232	68	232	68	232	68	232	68	232
	認定こども園	23	52	23	52	23	52	23	52	23	52
	保育園	45	180	45	180	45	180	45	180	45	180
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	-	12	9	12	6	13	4	15	3	15	1

【図 山陽区域の概況】



No	公/私	園名	施設種別
	私	王司保育園	保育園
	私	新生保育園	
	私	清末保育園	
	私	小月保育園	
	公	王喜こども園	認定こども園
	私	吉田緑こども園	
	公	清末幼稚園	幼稚園
	公	小月幼稚園	

(6) 川中・勝山区域

現状

【表 川中・勝山区域の教育・保育の提供状況(利用定員数)】

区 分		幼稚園	認定 こども園	保育園	地域型 保育	確認を 受けない 幼稚園	計	第1期計画 令和元年度 確保方策
箇所数	か所	3	1	9	0	1	14	15
利用 定員数	1号認定 人	225	10	-	-	240	475	520
	2号認定 人	-	80	776	-	-	856	854
	3号認定 人	-	60	507	-	-	567	609

資料：下関市(平成31年4月1日現在)

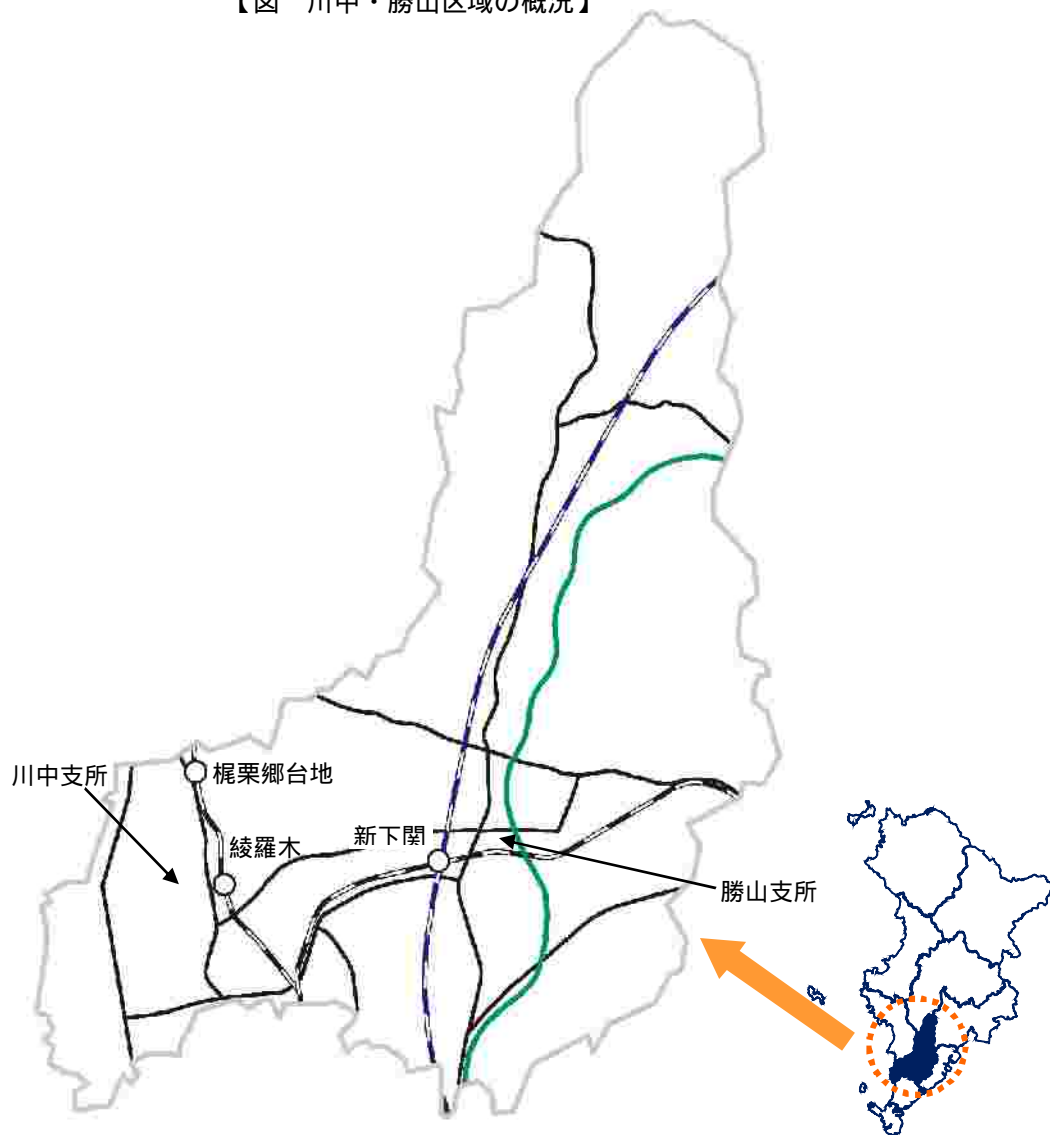
確保方策

【表 川中・勝山区域の量の見込みと確保の内容/認定区分別】 (人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
1号認定 (3~5歳教育)	量の見込み	381	351	325	304	287
	1号認定	321	293	268	247	230
	2号認定幼稚園希望	60	58	57	57	57
	確保の内容	435	435	435	435	435
	認定こども園	10	10	10	10	10
	幼稚園	185	185	185	185	185
	新制度未移行幼稚園	240	240	240	240	240
	[再掲]幼稚園+預かり保育	[60]	[58]	[57]	[57]	[57]
-	54	84	110	131	148	
2号認定 (3~5歳保育)	量の見込み	822	818	813	823	841
	確保の内容	856	856	856	856	856
	認定こども園	80	80	80	80	80
	保育園	776	776	776	776	776
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	-	34	38	43	33	15

		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)	
3号認定 (0~2歳保育)	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	量の見込み	119	451	118	455	116	460	114	463	112	467
	確保の内容	112	455	112	455	112	455	112	455	112	455
	認定こども園	20	40	20	40	20	40	20	40	20	40
	保育園	92	415	92	415	92	415	92	415	92	415
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	-	-7	4	-6	0	-4	-5	-2	-8	0	-12

【図 川中・勝山区域の概況】



No	公/私	園名	施設種別
	私	しょうや保育園	保育園
	私	清和保育園	
	私	勝山保育園	
	私	勝山第二保育園	
	私	いずみ保育園	
	私	みのり保育園	
	私	木の実保育園	
	私	木の実保育園分園	
	私	ひえだ保育園	
	私	みどり保育園	
	私	ゆたか保育園	
	公	垢田こども園	認定こども園
	公	川中幼稚園	幼稚園
	公	川中西幼稚園(休園)	
	私	福王幼稚園	
	私	下関国際高等学校附属幼稚園	

(7) 山陰区域

現状

【表 山陰区域の教育・保育の提供状況（利用定員数）】

区 分		幼稚園	認定 こども園	保育園	地域型 保育	確認を 受けない 幼稚園	計	第1期計画 令和元年度 確保方策
箇所数	か所	0	1	3	0	1	5	5
利用 定員数	1号認定 人	-	120	-	-	250	370	270
	2号認定 人	-	50	205	-	-	255	215
	3号認定 人	-	0	100	-	-	100	130

資料：下関市（平成31年4月1日現在）

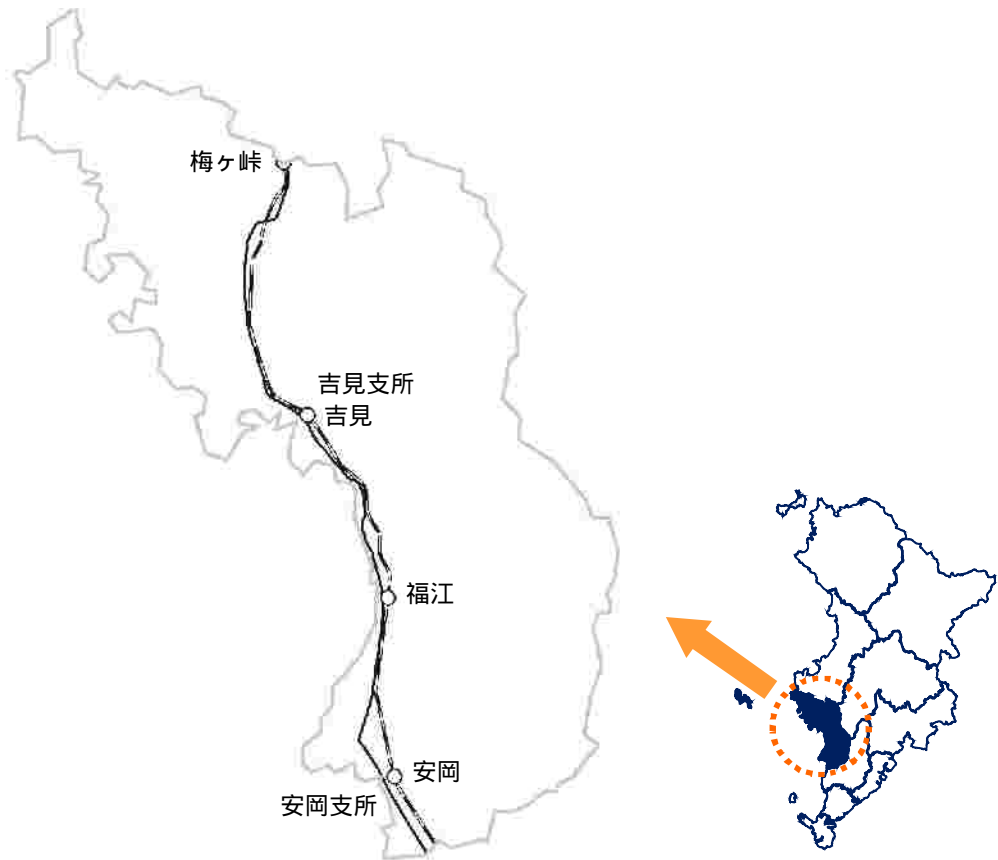
確保方策

【表 山陰区域の量の見込みと確保の内容／認定区分別】 (人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
1号認定 (3～5歳教育)	量の見込み	262	241	223	210	198
	1号認定	213	194	177	164	152
	2号認定幼稚園希望	49	47	46	46	46
	確保の内容	370	370	370	370	370
	認定こども園	120	120	120	120	120
	幼稚園	0	0	0	0	0
	新制度未移行幼稚園	250	250	250	250	250
	[再掲]幼稚園+預かり保育	[49]	[47]	[46]	[46]	[46]
-	108	129	147	160	172	
2号認定 (3～5歳保育)	量の見込み	251	246	239	239	241
	確保の内容	255	255	255	255	255
	認定こども園	50	50	50	50	50
	保育園	205	205	205	205	205
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	-	4	9	16	16	14

		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)	
3号認定 (0～2歳保育)	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	量の見込み	18	92	17	93	17	94	17	95	17	96
	確保の内容	18	82	18	82	18	82	18	82	18	82
	認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保育園	18	82	18	82	18	82	18	82	18	82
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	-	0	-10	1	-11	1	-12	1	-13	1	-14

【図 山陰区域の概況】



No	公/私	園名	施設種別
	私	みそら保育園	保育園
	公	吉見保育園	
	私	二葉保育園	
	私	いちよう幼稚園	認定こども園
	私	安岡幼稚園	幼稚園

(8) 菊川区域

現状

【表 菊川区域の教育・保育の提供状況（利用定員数）】

区 分		幼稚園	認定 こども園	保育園	地域型 保育	確認を 受けない 幼稚園	計	第1期計画 令和元年度 確保方策
箇所数	か所	1	1	0	0	0	2	2
利用 定員数	1号認定 人	40	10	-	-	-	50	80
	2号認定 人	-	85	-	-	-	85	85
	3号認定 人	-	45	-	-	-	45	45

資料：下関市（平成31年4月1日現在）

確保方策

【表 菊川区域の量の見込みと確保の内容／認定区分別】 (人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
1号認定 (3～5歳教育)	量の見込み	34	32	30	28	26
	1号認定	29	27	25	23	21
	2号認定幼稚園希望	5	5	5	5	5
	確保の内容	50	50	50	50	50
	認定こども園	10	10	10	10	10
	幼稚園	40	40	40	40	40
	新制度未移行幼稚園	0	0	0	0	0
	[再掲]幼稚園+預かり保育	[5]	[5]	[5]	[5]	[5]
-	16	18	20	22	24	
2号認定 (3～5歳保育)	量の見込み	92	90	87	87	88
	確保の内容	85	85	85	85	85
	認定こども園	85	85	85	85	85
	保育園	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	-	-7	-5	-2	-2	-3

		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)	
3号認定 (0～2歳保育)	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	量の見込み	5	41	5	42	5	42	5	42	5	43
	確保の内容	15	45	15	45	15	45	15	45	15	45
	認定こども園	15	45	15	45	15	45	15	45	15	45
	保育園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	-	10	4	10	3	10	3	10	3	10	2

【図 菊川区域の概況】



No	公/私	園名	施設種別
	公	菊川こども園	認定こども園
	公	内日幼稚園（休園）	幼稚園
	公	豊東幼稚園	

(9) 豊田区域

現状

【表 豊田区域の教育・保育の提供状況（利用定員数）】

区 分		幼稚園	認定 こども園	保育園	地域型 保育	確認を 受けない 幼稚園	計	第1期計画 令和元年度 確保方策
箇所数	か所	0	2	0	0	0	2	3
利用 定員数	1号認定 人	-	20	-	-	-	20	20
	2号認定 人	-	80	-	-	-	80	95
	3号認定 人	-	40	-	-	-	40	55

資料：下関市（平成31年4月1日現在）

確保方策

【表 豊田区域の量の見込みと確保の内容／認定区分別】

(人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
1号認定 (3～5歳教育)	量の見込み	8	8	7	6	6
	1号認定	8	8	7	6	6
	2号認定幼稚園希望	-	-	-	-	-
	確保の内容	20	20	20	20	20
	認定こども園	20	20	20	20	20
	幼稚園	0	0	0	0	0
	新制度未移行幼稚園	0	0	0	0	0
	[再掲]幼稚園+預かり保育	-	-	-	-	-
-	12	12	13	14	14	
2号認定 (3～5歳保育)	量の見込み	66	61	56	53	50
	確保の内容	80	80	80	80	80
	認定こども園	80	80	80	80	80
	保育園	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	-	14	19	24	27	30

		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)	
3号認定 (0～2歳保育)	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	量の見込み	7	26	6	26	6	26	6	26	6	26
	確保の内容	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30
	認定こども園	10	30	10	30	10	30	10	30	10	30
	保育園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	-	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4

【図 豊田区域の概況】



No	公/私	園名	施設種別
	公	豊田下こども園	認定こども園
	公	西市こども園	

(10) 豊浦区域

現状

【表 豊浦区域の教育・保育の提供状況（利用定員数）】

区 分		幼稚園	認定 こども園	保育園	地域型 保育	確認を 受けない 幼稚園	計	第1期計画 令和元年度 確保方策
箇所数	か所	0	2	2	0	0	4	4
利用 定員数	1号認定 人	-	80	-	-	-	80	105
	2号認定 人	-	150	40	-	-	190	185
	3号認定 人	-	80	35	-	-	115	115

資料：下関市（平成31年4月1日現在）

確保方策

【表 豊浦区域の量の見込みと確保の内容／認定区分別】

(人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
1号認定 (3～5歳教育)	量の見込み	46	42	39	36	33
	1号認定	46	42	39	36	33
	2号認定幼稚園希望	-	-	-	-	-
	確保の内容	80	80	80	80	80
	認定こども園	80	80	80	80	80
	幼稚園	0	0	0	0	0
	新制度未移行幼稚園	0	0	0	0	0
	[再掲]幼稚園+預かり保育	-	-	-	-	-
-	34	38	41	44	47	
2号認定 (3～5歳保育)	量の見込み	200	196	191	190	192
	確保の内容	190	190	190	190	190
	認定こども園	150	150	150	150	150
	保育園	40	40	40	40	40
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	達成状況(-)	-10	-6	-1	0	-2

		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)	
3号認定 (0～2歳保育)	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	量の見込み	18	88	17	90	17	90	17	91	17	92
	確保の内容	28	102	28	102	28	102	28	102	28	102
	認定こども園	20	65	20	65	20	65	20	65	20	65
	保育園	8	37	8	37	8	37	8	37	8	37
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	-	10	14	11	12	11	12	11	11	11	10

【図 豊浦区域の概況】



No	公/私	園名	施設種別
	公	双葉保育園	保育園
	私	安楽保育園	
	公	川棚こども園	認定こども園
	公	黒井こども園	

(11) 豊北区域

現状

【表 豊北区域の教育・保育の提供状況（利用定員数）】

区 分		幼稚園	認定 こども園	保育園	地域型 保育	確認を 受けない 幼稚園	計	第1期計画 令和元年度 確保方策
箇所数	か所	0	2	0	0	0	2	2
利用 定員数	1号認定 人	-	25	-	-	-	25	25
	2号認定 人	-	60	-	-	-	60	100
	3号認定 人	-	25	-	-	-	25	55

資料：下関市（平成31年4月1日現在）

確保方策

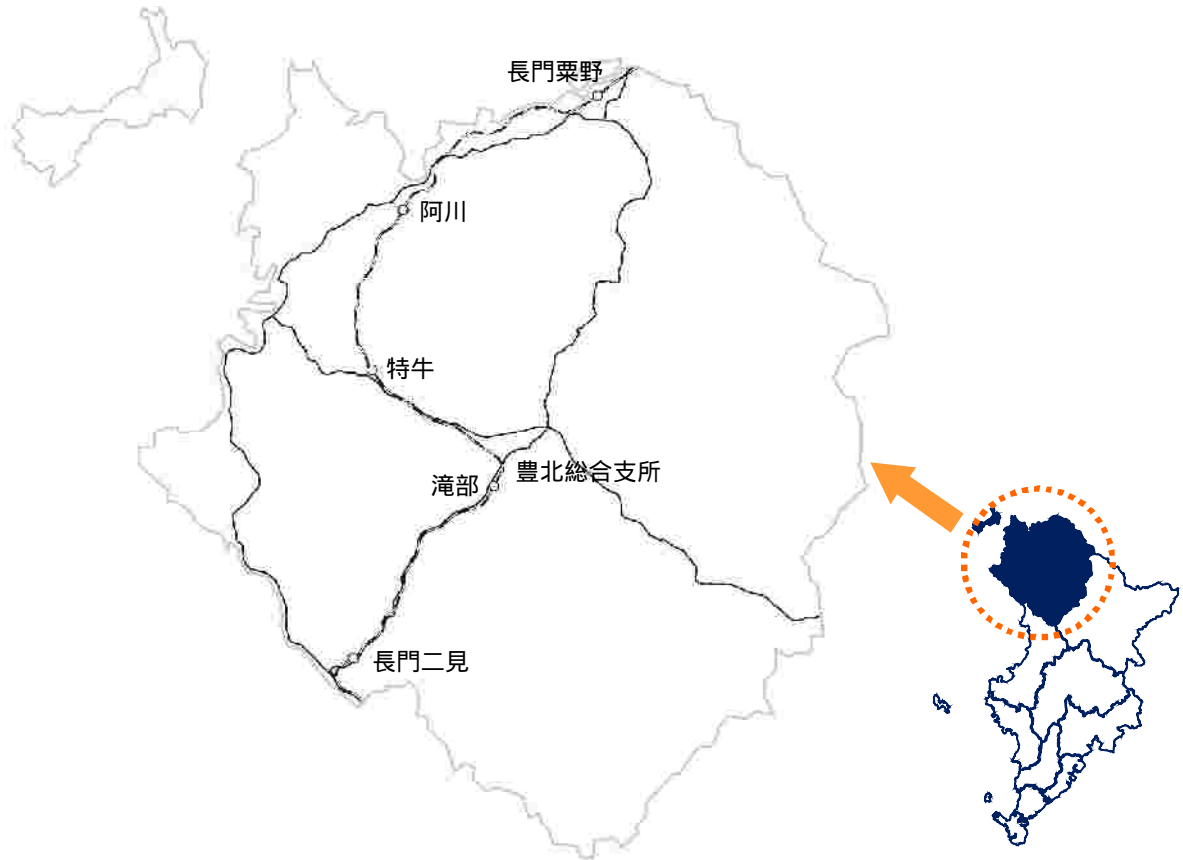
【表 豊北区域の量の見込みと確保の内容／認定区分別】

(人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
1号認定 (3～5歳教育)	量の見込み	7	6	6	5	5
	1号認定	7	6	6	5	5
	2号認定幼稚園希望	-	-	-	-	-
	確保の内容	25	25	25	25	25
	認定こども園	25	25	25	25	25
	幼稚園	0	0	0	0	0
	新制度未移行幼稚園	0	0	0	0	0
	[再掲]幼稚園+預かり保育	-	-	-	-	-
-	18	19	19	20	20	
2号認定 (3～5歳保育)	量の見込み	63	58	53	50	47
	確保の内容	60	60	60	60	60
	認定こども園	60	60	60	60	60
	保育園	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	-	-3	2	7	10	13

		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)	
3号認定 (0～2歳保育)	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	量の見込み	3	30	3	31	3	31	3	31	3	32
	確保の内容	8	27	8	27	8	27	8	27	8	27
	認定こども園	8	27	8	27	8	27	8	27	8	27
	保育園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	-	5	-3	5	-4	5	-4	5	-4	5	-5

【図 豊北区域の概況】



No	公/私	園名	施設種別
	公	豊北こども園	認定こども園
	私	豊北きらきらこども園	

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の事業ごとの「量の見込み」と対応する提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

(1) 利用者支援事業

〔基本型〕

子どもや子どもの保護者が、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供や相談に応じます。

〔特定型〕

待機児童の解消等を図るため、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。

〔母子保健型〕

保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行います。

現状

【表 利用者支援事業の提供状況】

区分	箇所数 か所	第1期計画 令和元年度確保方策	
		箇所数 か所	箇所数 か所
市全域	基本型	1	-
	特定型	1	1
	母子保健型	9	-

資料：下関市（平成31年3月31日現在）

確保方策

- 基本型について、新規実施箇所を検討します。
- 特定型について、市役所幼児保育課窓口で実施します。
- 母子保健型について、市内9か所の子育て世代包括支援センターで実施します。

【表 利用者支援事業の量の見込みと確保の内容】

区分	内容	箇所数	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
			箇所数	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数
基本型	量の見込み	箇所数	2	2	2	2	2
	確保の内容	箇所数	1	1	1	1	2
	-	箇所数	-1	-1	-1	-1	0
特定型	量の見込み	箇所数	1	1	1	1	1
	確保の内容	箇所数	1	1	1	1	1
	-	箇所数	0	0	0	0	0
母子保健型	量の見込み	箇所数	9	9	9	9	9
	確保の内容	箇所数	9	9	9	9	9
	-	箇所数	0	0	0	0	0

(2) 妊産婦健康診査

妊産婦の健康の保持増進を図るため、健康状態の把握や必要な検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適切な時期に必要な応じた医学的な検査を医療機関において実施します。

また、産婦健康診査は産後うつ予防や新生児への虐待予防等を目的に実施する事業です。

現状

【表 妊婦健康診査の実施状況】

区 分	受診者数	第1期計画 令和元年度確保方策
	人	人
市全域	1,634	1,720

資料：下関市（平成31年3月31日現在）

確保方策

- すべての妊産婦を対象に実施します。
 - 〔実施場所〕 医療機関、助産所
 - 〔検査項目〕 基本的な健康診査(問診、診察、計測等)
必要に応じた医学的な検査(血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査等)
 - 〔実施時期〕 妊娠初期より妊娠23週まで:4週間に1回
妊娠24週より妊娠35週まで:2週間に1回
妊娠36週以降分娩まで:1週間に1回
産後2週及び産後1か月:各1回

【表 妊産婦健康診査の量の見込みと確保の内容】

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	延べ受診回数/年	24,752	23,936	23,264	22,624	22,048
確保の内容	延べ受診回数/年	24,752	23,936	23,264	22,624	22,048
-	延べ受診回数/年	0	0	0	0	0

延べ受診回数は、出生数見込×16回で算出

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。

現状

【表 乳児家庭全戸訪問事業の提供状況】

区 分	訪問人数	第1期計画 令和元年度確保方策
	人	人
市全域	1,466	1,617

資料：下関市（平成31年3月31日現在）

確保方策

- 生後 4 か月までの子どもがいるすべての家庭に対して実施します。
〔実施体制〕 保健師・助産師・看護師 36 人

【表 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保の内容】

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	訪問人数/年	1,575	1,539	1,499	1,463	1,431
確保の内容	訪問人数/年	1,575	1,539	1,499	1,463	1,431
-	訪問人数/年	0	0	0	0	0

各年度 0 歳児の推計人口と同数

(4) 養育支援訪問事業

児童の保護者で、育児不安にある者や精神的に不安定な状態にある者に対し、自立して適切な養育を行うことができるように、家庭を訪問して指導、助言や家事育児等の支援を行います。

現状

【表 養育支援訪問事業の提供状況】

区 分	延べ訪問人数	第1期計画 令和元年度確保方策
	人	人
市全域	609	600

資料：下関市（平成 31 年 3 月 31 日現在）

確保方策

- 養育支援の必要な家庭を訪問します。
〔実施機関〕 市又は委託による実施

【表 養育支援訪問事業の量の見込みと確保の内容】

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	延べ訪問人数/年	430	430	430	430	430
確保の内容	延べ訪問人数/年	430	430	430	430	430
-	延べ訪問人数/年	0	0	0	0	0

要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
現状

- 要保護児童等に対する適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関が情報共有や支援の内容に関する協議を行っています。

【表 要保護児童対策地域協議会の開催状況】

区 分		市全域
代表者会議	回	1
実務者会議	回	4
個別ケース検討会議	回	55

資料：下関市（平成 31 年 3 月 31 日現在）

確保方策

- 要保護児童対策地域協議会を構成する代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を必要に応じて開催し、要保護児童等の情報共有、援助方針の決定、支援方針及び支援スケジュールの決定を行います。

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病や、夜間の残業などの理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難になった子どもについて、児童養護施設等において必要な養育・保護を行います。

現状

【表 子育て短期支援事業の提供状況】

区 分	箇所数	延べ利用人数	第1期計画 令和元年度確保方策
	か所	人	人
市全域	3	130	730

資料：下関市（平成 31 年 3 月 31 日現在）

確保方策

- 既存の3か所（養護施設2か所、乳児院1か所）の施設のほか、里親等新たな受け入れ先の確保に努めます。

【表 子育て短期支援事業の量の見込みと確保の内容】

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
量の見込み	延べ利用人数/年	1,453	1,384	1,314	1,270	1,236	
確保の内容	延べ利用人数/年	130	370	730	780	830	
	ショート	延べ利用人数/年	30	50	100	100	100
	トワイライト	延べ利用人数/年	100	320	630	680	730
-	延べ利用人数/年	-1,323	-1,014	-584	-490	-406	

(6) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター・就学児童)

育児の援助を受けることを希望する人と援助を行いたい人が、それぞれ会員として助け合う事業において、就学児童の放課後の子育てをサポートします。

現状

【表 子育て援助活動支援事業の提供状況 (就学児童)】

区 分	延べ利用人数	第1期計画 令和元年度確保方針
	人	人
市全域	206	2,582

資料：下関市 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

確保方針

- 既存の事業を提供します。

【表 子育て援助活動支援事業の量の見込みと確保の内容】

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	延べ利用人数/年	172	172	172	172	172
確保の内容	延べ利用人数/年	172	172	172	172	172
-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0

(7) 病児保育事業

〔病児・病後児対応型〕

病気の子どもについて、保育園、病院における専用スペースにおいて、保育士、看護師などが一時的に保育する事業を実施します。

〔体調不良児対応型〕

乳児保育や医療的ケア児への対応の充実を図るため、認定こども園、保育園において病児保育事業 (体調不良児対応型) を実施します。

現状

【表 病児・病後児保育事業の提供状況】

区 分		箇所数	延べ利用人数	第1期計画 令和元年度 確保方針
		か所	人	人
市全域	病児・病後児対応型	4	3,605	9,294
	体調不良児対応型	5	853	

資料：下関市 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

確保方策

- 既存の施設で事業を提供し、令和6年度までに1か所新規開設できるよう検討します。
- 体調不良児対応型については、認定こども園、保育園において実施します。

【表 病児・病後児保育事業の量の見込みと確保の内容】

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み	延べ利用人数/年	12,437	12,369	12,224	12,202	12,240
確保の内容	延べ利用人数/年	7,000	7,200	7,200	7,200	7,500
病児・病後児対応型	延べ利用人数/年	6,000	6,000	6,000	6,000	6,300
	箇所数	4	4	4	4	5
体調不良児対応型	延べ利用人数/年	1,000	1,200	1,200	1,200	1,200
	箇所数	5	6	6	6	6
-	延べ利用人数/年	-5,437	-5,169	-5,024	-5,002	-4,740

(8) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

子育てに関する相談、情報提供、助言などを行うとともに、子どもとその保護者が他の親子と交流を行う場を設置します。

現状

【表 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)の提供状況】

区 分		本庁	彦島	長府	山陽	川中・勝山	山陰
箇所数	か所	1	2	2	2	2	1
延べ利用人数/年	人	5,249	5,118	6,905	4,136	3,846	6,504
第1期計画 令和元年度確保方策	人	12,756	7,968	7,200	8,820	21,600	960

区 分		菊川	豊田	豊浦	豊北	ふくふく こども館	市計
箇所数	か所	1	1	1	2	1	16
延べ利用人数/年	人	2,090	1,937	1,179	2,354	98,580	137,898
第1期計画 令和元年度確保方策	人	5,568	3,060	9,096	2,484	88,200	167,712

資料：下関市(平成31年3月31日現在)

確保方策

- 既存の16か所に加え、川中・勝山区域で新たに1か所開設するとともに、市役所子育て支援フロア内にこの機能を持たせます。

【表 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)の量の見込みと確保の内容】

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
市全体	量の見込み	延べ利用人数/年	125,064	120,528	115,308	109,680	104,352
	確保の内容	延べ利用人数/年	130,984	133,941	133,410	132,420	131,633
		箇所数	17	18	18	18	18
-	延べ利用人数/年	5,920	13,413	18,102	22,740	27,281	

量の見込みは利用児童数

区 分			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
本庁	量の見込み	延べ利用人数/年	18,536	17,866	17,232	16,408	15,498
	確保の内容	延べ利用人数/年	9,360	9,360	9,360	9,360	9,360
		箇所数	1	1	1	1	1
-	延べ利用人数/年	-9,176	-8,506	-7,872	-7,048	-6,138	
彦島	量の見込み	延べ利用人数/年	11,165	10,798	9,822	9,209	8,534
	確保の内容	延べ利用人数/年	7,776	7,776	7,776	7,776	7,776
		箇所数	2	2	2	2	2
-	延べ利用人数/年	-3,389	-3,022	-2,046	-1,433	-758	
長府	量の見込み	延べ利用人数/年	15,302	14,675	14,023	13,452	12,629
	確保の内容	延べ利用人数/年	9,722	9,722	9,722	9,722	9,722
		箇所数	2	2	2	2	2
-	延べ利用人数/年	-5,580	-4,953	-4,301	-3,730	-2,907	
山陽	量の見込み	延べ利用人数/年	15,863	15,470	15,236	14,642	14,174
	確保の内容	延べ利用人数/年	6,146	6,146	6,146	6,146	6,146
		箇所数	2	2	2	2	2
-	延べ利用人数/年	-9,717	-9,324	-9,090	-8,496	-8,028	
川中勝山	量の見込み	延べ利用人数/年	38,560	37,799	36,300	34,791	33,508
	確保の内容	延べ利用人数/年	10,483	14,803	14,803	14,803	14,803
		箇所数	2	3	3	3	3
-	延べ利用人数/年	-28,077	-22,996	-21,497	-19,988	-18,705	
山陰	量の見込み	延べ利用人数/年	11,141	10,786	10,092	9,565	9,183
	確保の内容	延べ利用人数/年	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
		箇所数	1	1	1	1	1
-	延べ利用人数/年	-4,541	-4,186	-3,492	-2,965	-2,583	
菊川	量の見込み	延べ利用人数/年	4,405	3,742	3,919	3,569	3,261
	確保の内容	延べ利用人数/年	4,405	3,742	3,919	3,569	3,261
		箇所数	1	1	1	1	1
-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0	
豊田	量の見込み	延べ利用人数/年	1,660	1,321	1,139	969	883
	確保の内容	延べ利用人数/年	1,660	1,321	1,139	969	883
		箇所数	1	1	1	1	1
-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0	
豊浦	量の見込み	延べ利用人数/年	5,686	5,748	5,487	5,285	5,076
	確保の内容	延べ利用人数/年	5,686	5,748	5,487	5,285	5,076
		箇所数	1	1	1	1	1
-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0	
豊北	量の見込み	延べ利用人数/年	2,746	2,323	2,058	1,790	1,606
	確保の内容	延べ利用人数/年	2,746	2,323	2,058	1,790	1,606
		箇所数	2	2	2	2	2
-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0	
ふくふくこども館	量の見込み	延べ利用人数/年	-	-	-	-	-
	確保の内容	延べ利用人数/年	64,000	64,000	64,000	64,000	64,000
		箇所数	1	1	1	1	1
-	延べ利用人数/年	-	-	-	-	-	
市役所子育て支援ひろば	量の見込み	延べ利用人数/年	-	-	-	-	-
	確保の内容	延べ利用人数/年	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
		箇所数	1	1	1	1	1
-	延べ利用人数/年	-	-	-	-	-	

(9) 一時預かり事業

ア 一時預かり事業（幼稚園型以外）

保育園等を利用していない家庭において、保護者が病気や介護などのために子どもの保育が一時的に困難となった際やリフレッシュを希望する際等に、認定こども園や保育園、ふくふくこども館等において一時的に保育を行います。

現状

【表 一時預かり事業の提供状況】

区 分			本庁	彦島	長府	山陽	川中・勝山	山陰
認定こども園・保育園	箇所数	か所	12	7	7	6	8	3
	延べ利用人数	人	617	847	2,932	294	789	283
ふくふくこども館	延べ利用人数	人	-	-	-	-	-	-
ファミリー・サポート・センター	延べ利用人数	人	-	-	-	-	-	-
第1期計画 令和元年度確保方策	延べ利用人数	人	2,805	1,905	1,927	1,750	1,559	1,277

区 分			菊川	豊田	豊浦	豊北	市全域	市計
認定こども園・保育園	箇所数	か所	1	2	3	2	-	51
	延べ利用人数	人	506	138	256	103	-	6,765
ふくふくこども館	延べ利用人数	人	-	-	-	-	929	929
ファミリー・サポート・センター	延べ利用人数	人	-	-	-	-	283	283
第1期計画 令和元年度確保方策	延べ利用人数	人	522	210	1,604	349	-	13,908

資料：下関市（平成31年3月31日現在）

確保方策

- 認定こども園、保育園、ふくふくこども館、ファミリー・サポート・センターにおいて、事業を提供します。

【表 一時預かり事業の量の見込みと確保の内容】

区 分			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全体	量の見込み	延べ利用人数/年	9,541	8,982	8,412	7,942	7,532
	確保の内容	延べ利用人数/年	8,192	7,925	7,641	7,466	7,280
	-	延べ利用人数/年	-1,349	-1,057	-771	-476	-252
本庁	量の見込み	延べ利用人数/年	2,013	1,875	1,686	1,547	1,436
	確保の内容	延べ利用人数/年	1,027	1,027	1,027	1,027	1,027
	-	延べ利用人数/年	-986	-848	-659	-520	-409
彦島	量の見込み	延べ利用人数/年	788	747	678	656	627
	確保の内容	延べ利用人数/年	788	747	678	656	627
	-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0

区 分			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
長府	量の見込み	延べ利用人数/年	1,095	1,034	957	919	879
	確保の内容	延べ利用人数/年	1,095	1,034	957	919	879
	-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0
山陽	量の見込み	延べ利用人数/年	1,055	990	928	888	838
	確保の内容	延べ利用人数/年	1,055	990	928	888	838
	-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0
川中勝山	量の見込み	延べ利用人数/年	3,388	3,234	3,137	2,981	2,868
	確保の内容	延べ利用人数/年	1,785	1,785	1,785	1,785	1,785
	-	延べ利用人数/年	-1,603	-1,449	-1,352	-1,196	-1,083
山陰	量の見込み	延べ利用人数/年	684	626	583	540	508
	確保の内容	延べ利用人数/年	684	626	583	540	508
	-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0
菊川	量の見込み	延べ利用人数/年	138	129	113	105	97
	確保の内容	延べ利用人数/年	138	129	113	105	97
	-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0
豊田	量の見込み	延べ利用人数/年	56	49	40	40	28
	確保の内容	延べ利用人数/年	56	49	40	40	28
	-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0
豊浦	量の見込み	延べ利用人数/年	251	234	226	210	202
	確保の内容	延べ利用人数/年	251	234	226	210	202
	-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0
豊北	量の見込み	延べ利用人数/年	73	64	64	56	49
	確保の内容	延べ利用人数/年	73	64	64	56	49
	-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0
こども館 ふくふく	量の見込み	延べ利用人数/年	-	-	-	-	-
	確保の内容	延べ利用人数/年	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	-	延べ利用人数/年	-	-	-	-	-
ファミリー サポート センター	量の見込み	延べ利用人数/年	-	-	-	-	-
	確保の内容	延べ利用人数/年	240	240	240	240	240
	-	延べ利用人数/年	-	-	-	-	-

イ 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園や認定こども園に在籍する満3歳以上の幼児について、教育時間の前後又は長期休業日等に、当該幼稚園等で一時的に保育を行います。

現状

【表 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業の提供状況】

区 分		本庁	彦島	長府	山陽	川中・勝山	山陰
箇所数	か所	5	3	4	4	2	1
延べ利用人数	人	9,844	2,056	10,206	2,762	888	1,377
第1期計画 令和元年度確保方策	人	19,508	1,019	13,561	8,682	8,009	13,242

区 分		菊川	豊田	豊浦	豊北	市計
箇所数	か所	2	2	3	1	27
延べ利用人数	人	1,177	32	942	1	29,285
第1期計画 令和元年度確保方策	人	1,773	0	2,664	0	68,458

資料：下関市（平成31年3月31日現在）・一部事業分を除く

確保方策

- 既存の幼稚園等において事業を提供します。

【表 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業の量の見込みと確保の内容】

区 分			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全体	量の見込み	延べ利用人数/年	82,173	79,556	76,979	76,354	76,043
	1号認定	延べ利用人数/年	9,523	8,624	7,766	7,121	6,557
	2号認定	延べ利用人数/年	72,650	70,932	69,213	69,233	69,486
	確保の内容	延べ利用人数/年	82,173	79,556	76,979	76,354	76,043
		箇所数	34	34	34	35	35
-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0	
本庁	量の見込み	延べ利用人数/年	29,478	29,056	28,005	27,844	27,727
	1号認定	延べ利用人数/年	2,145	1,988	1,697	1,529	1,412
	2号認定	延べ利用人数/年	27,333	27,068	26,308	26,315	26,315
	確保の内容	延べ利用人数/年	29,478	29,056	28,005	27,844	27,727
		箇所数	8	8	8	8	8
-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0	
彦島	量の見込み	延べ利用人数/年	741	646	588	554	518
	1号認定	延べ利用人数/年	741	646	588	554	518
	2号認定	延べ利用人数/年	-	-	-	-	-
	確保の内容	延べ利用人数/年	741	646	588	554	518
		箇所数	5	5	5	5	5
-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0	

表中の「2号認定」は、一時預かり事業（幼稚園型）を利用する者のうち「保育の必要性」があるもの

区 分			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
長府	量の見込み	延べ利用人数/年	12,073	11,746	11,397	11,333	11,260
	1号認定	延べ利用人数/年	1,317	1,209	1,077	1,010	937
	2号認定	延べ利用人数/年	10,756	10,537	10,320	10,323	10,323
	確保の内容	延べ利用人数/年	12,073	11,746	11,397	11,333	11,260
		箇所数	4	4	4	5	5
-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0	
山陽	量の見込み	延べ利用人数/年	8,361	7,878	7,439	7,279	7,431
	1号認定	延べ利用人数/年	1,528	1,300	1,115	953	852
	2号認定	延べ利用人数/年	6,833	6,578	6,324	6,326	6,579
	確保の内容	延べ利用人数/年	8,361	7,878	7,439	7,279	7,431
		箇所数	4	3	3	3	3
-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0	
川中勝山	量の見込み	延べ利用人数/年	16,958	16,249	15,881	15,705	15,538
	1号認定	延べ利用人数/年	2,241	2,028	1,907	1,727	1,560
	2号認定	延べ利用人数/年	14,717	14,221	13,974	13,978	13,978
	確保の内容	延べ利用人数/年	16,958	16,249	15,881	15,705	15,538
		箇所数	4	4	4	4	4
-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0	
山陰	量の見込み	延べ利用人数/年	12,333	11,807	11,577	11,581	11,580
	1号認定	延べ利用人数/年	607	564	574	575	574
	2号認定	延べ利用人数/年	11,726	11,243	11,003	11,006	11,006
	確保の内容	延べ利用人数/年	12,333	11,807	11,577	11,581	11,580
		箇所数	2	2	2	2	2
-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0	
菊川	量の見込み	延べ利用人数/年	1,565	1,551	1,494	1,467	1,438
	1号認定	延べ利用人数/年	280	266	210	182	153
	2号認定	延べ利用人数/年	1,285	1,285	1,284	1,285	1,285
	確保の内容	延べ利用人数/年	1,565	1,551	1,494	1,467	1,438
		箇所数	2	2	2	2	2
-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0	
豊田	量の見込み	延べ利用人数/年	103	89	74	75	61
	1号認定	延べ利用人数/年	103	89	74	75	61
	2号認定	延べ利用人数/年	-	-	-	-	-
	確保の内容	延べ利用人数/年	103	89	74	75	61
		箇所数	2	2	2	2	2
-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0	
豊浦	量の見込み	延べ利用人数/年	443	400	404	394	398
	1号認定	延べ利用人数/年	443	400	404	394	398
	2号認定	延べ利用人数/年	-	-	-	-	-
	確保の内容	延べ利用人数/年	443	400	404	394	398
		箇所数	2	2	2	2	2
-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0	
豊北	量の見込み	延べ利用人数/年	118	134	120	122	92
	1号認定	延べ利用人数/年	118	134	120	122	92
	2号認定	延べ利用人数/年	-	-	-	-	-
	確保の内容	延べ利用人数/年	118	134	120	122	92
		箇所数	2	2	2	2	2
-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0	

(10) 延長保育事業

保護者の多様な就労形態や長時間の通勤等に伴い、通常の保育時間を延長して保育を行います。

現状

【表 延長保育事業の提供状況】

区 分		本庁	彦島	長府	山陽	川中・勝山	山陰	菊川	豊田	豊浦	豊北	市計
箇所数	か所	8	5	2	5	8	2	1	1	3	1	36
利用実人数	人	339	320	52	315	628	113	59	16	89	26	1,957
第1期計画 令和元年度 確保方策	人	301	196	43	195	605	130	46	16	80	33	1,645

資料：下関市（平成31年3月31日現在）

確保方策

【表 延長保育事業の量の見込みと確保の内容】

区 分			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市全体	量の見込み	実人数	1,040	1,034	1,024	1,022	1,024
	確保の内容	実人数	1,000	994	987	1,022	1,024
		箇所数	35	35	35	36	36
		-	実人数	-40	-40	-37	0
本庁	量の見込み	実人数	188	188	180	175	174
	確保の内容	実人数	188	188	180	175	174
		箇所数	8	8	8	8	8
		-	実人数	0	0	0	0
彦島	量の見込み	実人数	90	87	84	82	80
	確保の内容	実人数	90	87	84	82	80
		箇所数	5	5	5	5	5
		-	実人数	0	0	0	0
長府	量の見込み	実人数	110	110	107	108	109
	確保の内容	実人数	70	70	70	108	109
		箇所数	1	1	1	2	2
		-	実人数	-40	-40	-37	0
山陽	量の見込み	実人数	102	100	99	99	100
	確保の内容	実人数	102	100	99	99	100
		箇所数	5	5	5	5	5
		-	実人数	0	0	0	0

区 分			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
川中 勝山	量の見込み	実人数	349	351	359	363	365
	確保の内容	実人数	349	351	359	363	365
		箇所数	8	8	8	8	8
	-	実人数	0	0	0	0	0
山陰	量の見込み	実人数	108	107	107	107	108
	確保の内容	実人数	108	107	107	107	108
		箇所数	2	2	2	2	2
	-	実人数	0	0	0	0	0
菊川	量の見込み	実人数	12	12	11	10	10
	確保の内容	実人数	12	12	11	10	10
		箇所数	1	1	1	1	1
	-	実人数	0	0	0	0	0
豊田	量の見込み	実人数	11	9	8	8	8
	確保の内容	実人数	11	9	8	8	8
		箇所数	1	1	1	1	1
	-	実人数	0	0	0	0	0
豊浦	量の見込み	実人数	59	59	58	59	61
	確保の内容	実人数	59	59	58	59	61
		箇所数	3	3	3	3	3
	-	実人数	0	0	0	0	0
豊北	量の見込み	実人数	11	11	11	11	9
	確保の内容	実人数	11	11	11	11	9
		箇所数	1	1	1	1	1
	-	実人数	0	0	0	0	0

(11) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保護者が幼稚園（子ども・子育て支援新制度に未移行の幼稚園）に支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。）に係る費用を助成します。

【表 実費徴収に係る補足給付を行う事業の量の見込みと確保の内容】

区 分			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
市 全 体	量の見込み	延べ利用人数/年	90	90	90	90	90
	確保の内容	延べ利用人数/年	90	90	90	90	90
		箇所数	3	3	3	3	3
	-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0

区 分			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
本庁	量の見込み	延べ利用人数/年	20	20	20	20	20
	確保の内容	延べ利用人数/年	20	20	20	20	20
		箇所数	1	1	1	1	1
	-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0
川中勝山	量の見込み	延べ利用人数/年	45	45	45	45	45
	確保の内容	延べ利用人数/年	45	45	45	45	45
		箇所数	1	1	1	1	1
	-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0
山陰	量の見込み	延べ利用人数/年	25	25	25	25	25
	確保の内容	延べ利用人数/年	25	25	25	25	25
		箇所数	1	1	1	1	1
	-	延べ利用人数/年	0	0	0	0	0

(12) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童(小学生)に対し、放課後や土曜日、長期休業中に小学校の余裕教室などを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

現状

- 第1期計画期間に、対象を6年生までに拡大し、事業の充実を図りました。

【表 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の提供状況】

区 分		本庁	彦島	長府	山陽	川中・勝山	山陰
クラブ数	か所	9	5	2	4	6	2
登録児童数	人	507	226	238	316	643	178
利用定員数	人	715	316	260	343	657	148
第1期計画 令和元年度確保方策	人	496	256	220	298	745	138

区 分		菊川	豊田	豊浦	豊北	市計
クラブ数	か所	1	2	4	2	37
登録児童数	人	33	40	170	57	2,408
利用定員数	人	50	69	241	115	2,914
第1期計画 令和元年度確保方策	人	96	55	202	188	2,694

資料：下関市（令和元年5月1日現在）

確保方策

- 既存のクラブにおける利用定員数の拡充を図り、待機児童が発生しないよう、学校の余裕教室の確保や専用棟の新設等に対応し、全区域で量の見込みに対応した事業の提供を行います。

【表 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保の内容】

区 分			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
市全体	量の見込み	1年生	利用人数	842	861	891	888	879
		2年生	利用人数	747	758	775	818	815
		3年生	利用人数	518	552	560	586	598
		4年生	利用人数	274	291	291	289	287
		5年生	利用人数	79	83	83	81	81
		6年生	利用人数	41	42	41	40	41
		計	利用人数	2,501	2,587	2,641	2,702	2,701
	確保の内容	利用人数	2,501	2,587	2,641	2,702	2,701	
-	利用人数	0	0	0	0	0		
本庁	量の見込み	1年生	利用人数	150	146	174	157	141
		2年生	利用人数	151	147	148	183	171
		3年生	利用人数	110	110	100	96	113
		4年生	利用人数	75	88	87	84	81
		5年生	利用人数	28	33	33	32	31
		6年生	利用人数	9	11	11	10	10
		計	利用人数	523	535	553	562	547
	確保の内容	利用人数	523	535	553	562	547	
-	利用人数	0	0	0	0	0		
彦島	量の見込み	1年生	利用人数	80	86	94	79	77
		2年生	利用人数	73	77	84	91	79
		3年生	利用人数	60	51	48	49	47
		4年生	利用人数	26	23	23	23	23
		5年生	利用人数	3	3	3	3	3
		6年生	利用人数	1	1	1	1	1
		計	利用人数	243	241	253	246	230
	確保の内容	利用人数	243	241	253	246	230	
-	利用人数	0	0	0	0	0		
長府	量の見込み	1年生	利用人数	94	93	111	98	111
		2年生	利用人数	76	84	84	101	87
		3年生	利用人数	50	50	56	56	68
		4年生	利用人数	20	20	20	21	21
		5年生	利用人数	6	6	6	6	6
		6年生	利用人数	4	4	4	4	4
		計	利用人数	250	257	281	286	297
	確保の内容	利用人数	250	257	281	286	297	
-	利用人数	0	0	0	0	0		

区 分			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
山陽	量の 見込み	1年生	利用人数	132	137	134	134	130
		2年生	利用人数	102	113	119	117	119
		3年生	利用人数	63	74	82	87	87
		4年生	利用人数	27	26	27	27	28
		5年生	利用人数	4	3	4	4	4
		6年生	利用人数	1	1	1	1	1
		計	利用人数	329	354	367	370	369
	確保の内容	利用人数	329	354	367	370	369	
-	利用人数	0	0	0	0	0		
川中勝山	量の 見込み	1年生	利用人数	241	244	229	254	249
		2年生	利用人数	220	204	206	195	218
		3年生	利用人数	144	175	169	175	172
		4年生	利用人数	60	66	71	71	71
		5年生	利用人数	13	15	16	16	16
		6年生	利用人数	7	7	8	8	8
		計	利用人数	685	711	699	719	734
	確保の内容	利用人数	685	711	699	719	734	
-	利用人数	0	0	0	0	0		
山陰	量の 見込み	1年生	利用人数	64	78	75	85	86
		2年生	利用人数	48	57	69	70	85
		3年生	利用人数	37	34	40	50	47
		4年生	利用人数	17	17	17	17	17
		5年生	利用人数	6	6	6	5	6
		6年生	利用人数	5	5	5	5	6
		計	利用人数	177	197	212	232	247
	確保の内容	利用人数	177	197	212	232	247	
-	利用人数	0	0	0	0	0		
菊川	量の 見込み	1年生	利用人数	13	13	16	22	24
		2年生	利用人数	12	10	9	13	10
		3年生	利用人数	9	9	6	4	4
		4年生	利用人数	2	2	2	2	2
		5年生	利用人数	1	1	1	1	1
		6年生	利用人数	1	1	1	1	1
		計	利用人数	38	36	35	43	42
	確保の内容	利用人数	38	36	35	43	42	
-	利用人数	0	0	0	0	0		
豊田	量の 見込み	1年生	利用人数	9	10	6	5	4
		2年生	利用人数	9	11	11	7	7
		3年生	利用人数	8	6	8	9	6
		4年生	利用人数	6	6	5	5	5
		5年生	利用人数	2	2	1	1	1
		6年生	利用人数	1	1	0	0	0
		計	利用人数	35	36	31	27	23
	確保の内容	利用人数	35	36	31	27	23	
-	利用人数	0	0	0	0	0		

区 分			令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	
豊浦	量の 見込み	1年生	利用人数	45	44	42	44	41
		2年生	利用人数	43	38	34	28	26
		3年生	利用人数	28	32	39	52	46
		4年生	利用人数	36	39	35	35	36
		5年生	利用人数	6	7	6	6	6
		6年生	利用人数	6	7	6	6	6
		計	利用人数	164	167	162	171	161
	確保の内容	利用人数	164	167	162	171	161	
-	利用人数	0	0	0	0	0		
豊北	量の 見込み	1年生	利用人数	14	10	10	10	16
		2年生	利用人数	13	17	11	13	13
		3年生	利用人数	9	11	12	8	8
		4年生	利用人数	5	4	4	4	3
		5年生	利用人数	10	7	7	7	7
		6年生	利用人数	6	4	4	4	4
		計	利用人数	57	53	48	46	51
	確保の内容	利用人数	57	53	48	46	51	
-	利用人数	0	0	0	0	0		

4 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取り組み

国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携に努めます。

(1) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量

令和6年度目標事業量	25か所
------------	------

(2) 放課後子供教室の実施計画

- 設置を希望する学校を調査・把握し、実施に向けて計画的な整備を推進します。
- 令和6年度までに、上記で設置希望のあった全小学校に整備することを目指します。

(3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

- 放課後子供教室の参加者募集に当たっては、当該小学校の全校児童に対して行うものとし、放課後児童クラブに所属する児童を含め、数多くの児童が実施プログラムに参加可能となるよう積極的に周知します。
- 放課後子供教室プログラムの企画・実施に際し、放課後児童クラブの支援員は、放課後児童クラブ所属児童が、安心・安全にプログラムに参加ができるよう、放課後子供教室のコーディネーターに協力します。
- 放課後児童クラブと放課後子供教室は、それぞれの研修会開催に当たって双方が参加、交流できるよう努め、資質の向上並びに意識の共有化を図ります。

(4) 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

- 放課後児童クラブ運営指針に基づき、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりを推進します。
- 研修を通じて支援員の質の向上及び特別な配慮を必要とする子どもの受け入れ体制の整備を図るとともに、専門性の向上を図ります。
- すべての放課後児童クラブにおいて18時30分まで開所します。
- ホームページ等への情報の掲載や地域との連携により周知を図ります。

(5) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係るこども未来部と教育委員会の連携に関する方策

- 総合教育会議を活用するなど、総合的な放課後対策のあり方について協議を行います。
- 関係課が連携を図り、余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用について検討します。

第6章 計画の取り組み

第6章 計画の取り組み

基本目標Ⅰ 子どもの成長を支える環境づくり

施策目標1 就学前の教育・保育の総合的な提供

施策展開の方向1 教育・保育の質の充実

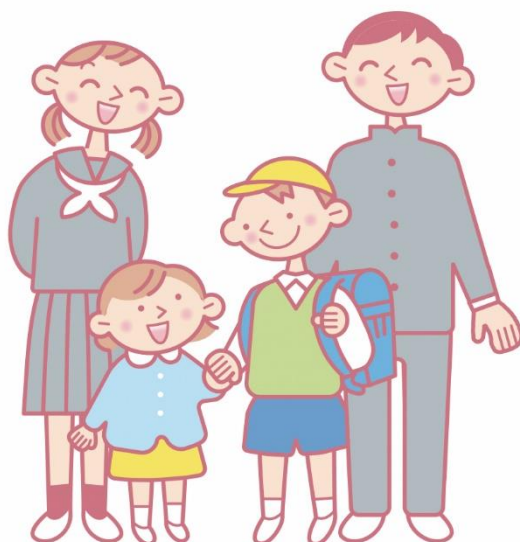
乳幼児期の教育の重要性や特性について、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の改正を踏まえ、認定こども園や幼稚園、保育園等の教育・保育事業の質の向上を図ります。

施策	内容	担当課
教育・保育の提供体制の充実	子どものための教育・保育給付（施設型給付費等）により、認定こども園、幼稚園、保育園等の充実に図ります。	幼児保育課
幼児期の教育の充実	幼児期の特性や発達段階に応じた教育・保育の質的向上を図るため、研修等を実施し、幼稚園教諭、保育士などの専門性を高めます。	幼児保育課
認定こども園の設置促進	多様化する保育需要への対応や、幼児期の学校教育を一定規模の集団の中で提供するため、認定こども園の設置促進を図ります。	幼児保育課
サービスの質の向上	幼稚園教諭、保育士などの知識・技術や施設運営の質を高める研修を行うとともに、保育サービス評価等の導入・実施に取り組みます。	幼児保育課
施設の充実	認定こども園、幼稚園、保育園の長寿命化等に取り組み、効率的に就学前施設の整備を進めます。	幼児保育課

施策展開の方向2 こ幼保小連携の推進

幼児期の教育の質の向上を図るため、幼児期の教育と就学後の教育の連続性を踏まえ、こ幼保小連携の体制を整備します。

施策	内容	担当課
就学前教育と小学校教育の連携の推進	認定こども園、幼稚園、保育園、小学校の連絡会や研修会を実施するなど、就学前施設と小学校との円滑な連携を図ります。	幼児保育課 教育研修課
幼稚園と保育園の連携強化	幼稚園と保育園の連携を強化し、それぞれの機能を活かした就学前の教育・保育の充実を図ります。	幼児保育課



施策目標 2 子どもたち一人ひとりの生き抜く力の育成

施策展開の方向 1 学校教育の充実

豊かな心を育むとともに確かな学力と体力を身に付け、子ども一人ひとりが持つ個性を生かしながら自信と希望を持って自らの将来や社会を力強く切りひらいていけるよう、教育活動の充実を図ります。

施策	内容	担当課
確かな学力の育成	子どもたちが基礎的・基本的な知識や技能を習得するとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力や主体的に学習に取り組む態度を養う教育を推進します。	教育研修課
豊かな心の育成	子どもたち一人ひとりに、互いを尊重し合う心や思いやりの心、善悪を判断する力や社会のルールを身に付けるなど、豊かな人間関係を築くことができる力を育みます。	学校教育課
健やかな体の育成	子どもたちが、発達段階に応じて健康で安全な生活を送ることができるよう、体力・運動能力の向上や食習慣をはじめとする生活習慣の改善を図ります。	教育研修課
キャリア教育の推進	日々の教育にキャリア教育の視点を持って取り組み、体験活動を重視するとともに発達段階に応じたキャリア教育を推進します。	教育研修課
不登校児童・生徒の適応指導の充実	不登校の児童生徒に対し、教育支援教室等で専門指導員及び臨床心理士などによる個別の学習支援・教育相談を行うとともに、状況に応じて、家庭訪問による支援を行います。	学校教育課
学校の組織力と教職員の資質向上の推進	教職員の研修や適切な配置に努めるとともに、教職員の資質・能力を効果的に高めるための研修等を実施します。	教育研修課 学校教育課

施策展開の方向2 子どもの状況に応じたきめ細やかな教育の充実

障害のある子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導と必要な支援を通して「生きる力」を育み、地域の関係機関と連携しながら自立と社会参加を支える特別支援教育を推進します。

施策	内容	担当課
特別支援教育の充実	障害のある児童生徒の就学支援体制の確立と支援員の資質向上を図るとともに、特別支援教育支援員の配置体制の充実を図ります。	学校教育課

施策展開の方向3 食育の推進

乳幼児期から望ましい食習慣を身に付け、「食」を通じた健やかな身体と豊かな人間性を育むことができるよう、子どもの成長に応じた食育を推進します。

施策	内容	担当課
食育の推進	下関市の食育推進計画「第3次下関ぶちうま食育プラン」に基づき、子どもたちが「食」を通じて健やかな身体と、豊かな人間性を育むことができるよう学習機会を充実するとともに、地域の関連団体と連携した取り組みを推進します。	健康推進課 幼児保育課 教育研修課 学校保健給食課

施策目標3 子どもと家庭が地域で学び・育つ環境づくり

施策展開の方向1 子どもが地域で学ぶ環境づくり

学校をはじめ、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える環境づくりを推進します。

また、すべての子どもが放課後や休日、夏休み等の長期休暇中に、身近な地域で安全に遊び、くつろぎ、学べる居場所づくり、地域の人とともに様々な体験活動を行うことができる機会づくりを推進します。

施策	内容	担当課
地域とともにある学校づくりの推進	地域、学校、家庭が一体となった協議の充実やコーディネーターの資質の向上に向けた研修会の実施、「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを活かした中学校区での連携強化などの取り組みにより、学校や地域の課題解決を図ります。	教育研修課 生涯学習課

施策	内容	担当課
青少年の健全育成の推進	青少年が地域の中で心豊かで健やかに育つための体制を整備するとともに、地域で行う学習・スポーツ・文化・交流活動を支援します。	生涯学習課
青少年の交流活動の場づくり	青少年が、社会の一員であることを自覚し、他者との相互理解を深め、学校、地域、職場等で自主的に活動するための交流の場づくりに努めます。	生涯学習課
地域の子どもを地域で育てる活動の促進	「ふるさと下関協育ネット」等の活用により、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを行いながら、地域全体で教育に取り組む体制を構築し、地域が一体となって子どもたちを育む活動を促進します。	生涯学習課
放課後や週末の子どもの居場所づくりの推進	放課後や週末等に、地域の人々の協力を得て子どもが自主的に参加し、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。	生涯学習課 子育て政策課
児童館活動等の充実	子どもに健全な遊びを提供し、健康を増進し、情操を豊かにするための活動の場や、保護者同士のコミュニケーションの場を提供します。	子育て政策課
子どもが学ぶ機会の充実	子どもの自然や社会に対する意識・関心を高め、また、理解を深めるため、自然や環境、産業など様々な学習や体験活動等の機会の充実を図ります。	※1
地域の人や異年齢児との交流活動の充実	子育て支援センター等で、高齢者や異年齢児との交流を通し、周囲との関わり方や社会的経験を学ぶ機会の充実を図ります。	幼児保育課 子育て政策課
文化・芸術活動の充実	文化・芸術に関する様々な活動及び絵本の読み聞かせや読書を通し、情操豊かな子どもを育成します。	※2

※1 環境政策課、クリーン推進課、農林整備課、観光施設課、スポーツ振興課、各総合支所地域政策課、生涯学習課、各教育支所、上下水道局企画総務課、上下水道局下水道整備課

※2 広報戦略課、港湾局振興課、生涯学習課、文化財保護課、図書館政策課、美術館、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム

施策展開の方向2 親・家庭の子育て力の向上

子どもの成長における家庭の重要性について意識啓発を図るとともに、子育てをする親が自信と責任をもって子育てができるよう、子育てに関わる情報提供や相談、学習機会や親子のふれあいの機会の充実を図ります。

施策	内容	担当課
家庭の子育て力向上への支援	子どもの成長における家庭での子育ての重要性を理解し、親の育児能力の向上を図るための学習機会の充実を図ります。	子育て政策課 健康推進課 生涯学習課
幼稚園・保育園・学校等における子育て家庭への支援	幼稚園・保育園・学校等において、家庭教育に関する情報提供や相談の充実を図ります。	幼児保育課 生涯学習課
親子がふれあう機会の充実	地域において、親子で参加して様々な体験ができる講座や行事を開催します。	※

※ 子育て政策課、豊北総合支所市民生活課、環境政策課、クリーン推進課、観光施設課、生涯学習課

施策展開の方向3 次代の親の育成

次代の親となる子どもが、結婚や男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義、子どもや家庭の大切さについて理解することができるよう、意識啓発を図るとともに、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。

施策	内容	担当課
次代の親の育成	思春期の児童・生徒が、結婚や子どもを生き育てることの意義や家庭の重要性を学ぶ機会、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。	健康推進課 教育研修課

基本目標Ⅱ すべての子育て家庭を支える環境づくり

施策目標 1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実

施策展開の方向 1 安心して出産できる保健・医療体制の整備

子どもを安心して生み育てることができるよう、妊娠・出産期における健康づくり支援や相談体制の充実とともに、医療体制の充実を図ります。

施策	内容	担当課
妊産婦健診の実施	母性の健康管理を図るため、妊産婦に対して健康診査を行い、異常の早期発見を図ります。	健康推進課
相談・指導体制の充実	安心して出産するために、気軽に相談できる体制の充実を図り、妊婦の保健医療に対する適時適切な指導・助言を行います。	健康推進課
出産後の支援の充実	出産後に支援をしてくれる人がいない母親を対象とした宿泊型の支援等、出産後の母子への支援の充実を図ります。	健康推進課
周産期医療の充実	安全な出産を確保するため、地域の周産期医療施設と連携し、母体・新生児救急医療体制の充実を図ります。	保健医療政策課 地域医療課

施策展開の方向 2 健やかに育つための保健・医療体制の整備

子どもの健康が確保されるよう、乳幼児健康診査等において子どもの健康づくり支援を行うとともに、保護者の育児不安の解消や虐待防止の観点から情報提供体制や相談体制の充実を図ります。

また、子どもが病気やけがの際に安心して医療を受けることができる体制の充実を図ります。

施策	内容	担当課
妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の提供体制の充実	下関市妊娠・子育てサポートセンターにおいて、妊産婦等からの様々な相談に応じ、産後ケア事業や訪問等必要なサービスにつないだり、関係機関と連携したりするなどして、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供し、安心して子どもを生み育てる環境づくりを推進します。	健康推進課

施策	内容	担当課
健康診査等の充実	乳幼児期の心身の発達異常を早期に発見し、適切な対応を行うため、健康診査の充実を図るとともに、経過観察の必要な乳幼児について保健指導を行います。	健康推進課
相談・指導体制の充実	安心して育児を行うことができるよう、気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、乳幼児の保健医療に対する適時適切な指導・助言を行います。	健康推進課
生活習慣病予防対策の推進	乳幼児期からの生活習慣病予防に関する知識の普及啓発を図ります。	健康推進課
小児医療体制の充実	休日・夜間の救急医療体制を充実するとともに、小児救急医療体制や適正な受診についての周知を図ります。	保健医療政策課 地域医療課

施策展開の方向3 情報提供体制・相談体制の充実

子育てに関するあらゆる情報が、すべての子育て家庭へ確実に伝わる情報提供体制づくりを進めるとともに、気軽に相談できる場や様々な問題に適切に対応する相談体制の充実を図ります。

施策	内容	担当課
情報提供体制の充実	子育てに関する情報がすべての子育て家庭に確実に伝わるよう、より効果的な提供方法を検討し、様々な方法・媒体で情報を提供します。	子育て政策課
地域の関係機関・団体等との連携による情報提供の充実	教育・保育施設や医療機関、子育て支援を行う機関・団体等と連携を図った情報提供体制の充実を図ります。	こども未来部 教育委員会 保健部 福祉部
相談体制の充実	個々のケースに適切に対応できるよう、子育て世代包括支援センターや子育て支援センター、家庭児童相談室、乳幼児相談等、各種相談機能の充実とともに、関係機関の連携を図ります。また、相談機関の周知を図るとともに利用しやすい体制を整備します。	健康推進課 幼児保育課 こども家庭支援課 子育て政策課
子育て支援フロア	市役所東棟1階を子育て支援フロアと位置付け、支援センターとしての機能を付加します。	子育て政策課
関連部局の連携	保健・福祉・教育等、庁内の関係部局が連携を図り、一体となった支援を進めます。	こども未来部 教育委員会 保健部、福祉部

施策展開の方向4 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進

十代の自殺防止対策、性や喫煙・飲酒・薬物に関する正しい知識の普及など、学童期・思春期における心身の健康の向上を図るための取り組みを推進します。

施策	内容	担当課
思春期保健体制の充実	思春期保健関係機関と連携し、性や生命に関する学習機会の充実や喫煙・薬物に関する正しい知識の普及を図ります。	保健医療政策課 健康推進課 学校教育課
相談の充実	児童・生徒の心のケアや身体の問題に対応する相談体制の充実を図ります。	健康推進課 生涯学習課 こども家庭支援課
十代の自殺防止の推進	十代の自殺を防止するため、幅広い関係者が児童生徒の問題行動の未然防止や自殺の兆候の早期発見等に取り組むことや、相談体制の充実を図ります。	健康推進課 学校教育課 生涯学習課

施策目標2 すべての子育て家庭への支援の充実

施策展開の方向1 多様な子育て支援の充実

緊急時の預かりや保護者のリフレッシュのための預かりなど、すべての家庭が利用できる一時的な保育の充実を図ります。

施策	内容	担当課
一時的な保育の充実	地域の人や子育て関係機関・団体と連携し、病気や介護のために子どもの保育が困難になった場合やリフレッシュを希望する場合等の就学前児童・小学生を対象とした一時的な保育の充実を図ります。	幼児保育課 子育て政策課
多様な保育サービスの充実	延長保育や休日保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスや幼稚園における一時預かりの充実を図ります。	幼児保育課 子育て政策課
民間保育サービスの育成	民間保育サービス等に対する助言及び援助を充実するとともに、職員の研修会等の充実を図り、民間保育従事者との連携の場の形成に努めます。	幼児保育課

施策展開の方向2 経済的負担の軽減

国の動向を踏まえ、幼児期の教育・保育を無償化するとともに、教育や養育に要する費用や医療費の負担軽減を図るための助成を行います。

施策	内容	担当課
幼児期の教育・保育の無償化	3～5歳のすべての子ども、0～2歳の住民税非課税世帯の子どもを対象として、認定こども園、幼稚園、保育園、認可外保育施設等（保育の必要性がある場合に限る）の利用料を無償化します。	幼児保育課 子育て政策課
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	幼児教育・保育の無償化に当たっては、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を図るため、給付方法の検討を行うとともに、必要に応じて県と連携を図ります。	幼児保育課 子育て政策課
就学費の負担軽減	就学に必要な費用を助成するとともに、資金の貸し付け等を行います。	学校教育課
養育に要する費用の負担軽減	国の動向を踏まえ、養育に要する費用等の負担軽減を図るとともに、各種制度の周知を図ります。	こども家庭支援課
子育てに関する医療費の負担軽減	子育てに関する医療費の負担軽減を図るため、医療費の健康保険自己負担分を助成します。	こども家庭支援課
不妊治療に関する費用の負担軽減	不妊に悩む人の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成します。	健康推進課



基本目標Ⅲ 支援を必要とする子どもと家庭を支える環境づくり

施策目標 1 障害がある子どもへの適切な支援の充実

施策展開の方向 1 障害の早期発見・早期療育

早期療育により障害の軽減を図り、自立を促進するため、乳幼児期から身近な場所において、療育やこれに関連する支援を受けることができるよう、体制の一層の充実を図ります。

施策	内容	担当課
母子保健事業の推進	乳幼児健康診査や相談による母子保健事業を通じて、発達が気になる乳幼児を早期に発見するとともに、不安などを抱える保護者へ寄り添い、適切な支援につなげます。	健康推進課
こども発達センターの充実・強化	下関市の療育における中核施設として、総合的な療育相談支援、訓練指導体制の充実・強化を図ります。	障害者支援課
民間による障害児通所支援事業の整備	民間による児童発達支援、放課後等デイサービス事業などの療育施設の整備を支援します。	障害者支援課
関係機関の連携	保健、医療、福祉、教育などの各分野の連携を強化し、療育システムの充実を図ります。また、こども発達センター、特別支援教育センター(山口県立下関総合支援学校)、山口県発達障害者支援センターが連携しながら、発達障害のある子どもの支援体制の充実に努めます。	障害者支援課

施策展開の方向 2 在宅障害児に対する相談、支援の充実

障害のある子どもなどに対する相談、支援の充実を図ります。

施策	内容	担当課
相談体制の充実	早期療育の観点から、小学校就学前施設などにおける早期発見と保護者支援が適切に行われるよう、こども発達センターや相談支援事業者、その他関係機関の連携を強化します。	障害者支援課
生活支援の充実	心身に障害のある子どもとその保護者を対象に、発達に応じて在宅での生活を支援するサービスを行うとともに、重度の心身障害児に対し手当の支給を行います。	障害者支援課

施策	内容	担当課
障害のある子どもを預かるサービスの充実	日中一時支援など、障害のある子どもを預かるサービスの充実に努めます。	障害者支援課
教育支援体制の充実	早期からの就学相談や情報提供を行うなど、一人ひとりの希望に応じた教育上必要な支援を行います。	障害者支援課 学校教育課
障害に対する理解の促進	発達障害を含む障害に関する理解の促進を図るため、情報の周知、ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図ります。	障害者支援課
障害児保育の推進	一人ひとりの障害の種類・程度に応じ、家庭や専門機関との連携を密にしたきめ細かな保育を実施します。	幼児保育課

施策目標 2 児童虐待防止対策の推進

施策展開の方向 1 児童虐待防止対策と相談の充実

様々な事業の連携により養育支援が必要な家庭を早期に発見し、支援につなげるなど、虐待を未然に防ぐための取り組みを推進するとともに、子育てに不安や負担感をもつ保護者が気軽に相談できる相談体制の充実に努めます。

施策	内容	担当課
児童虐待の発生予防・早期発見	乳幼児健康診査の未受診者や受診後に経過観察等が必要な家庭、未就園の子どもや不就学等の子どもに関する定期的な安全確認を行います。また、様々な事業の実施等を通じて養育支援を必要とする子どもや妊婦家庭を早期に把握します。	こども家庭支援課 健康推進課
養育支援が必要な家庭への対応の充実	養育支援を必要とする家庭について、養育支援訪問事業等の適切な支援につなぎます。	こども家庭支援課 健康推進課
相談体制の強化・充実	下関市こども家庭支援拠点を中心とし、関係機関・団体、行政が連携を図り、虐待に関する相談体制の充実に努めます。	こども家庭支援課
情報の周知	児童虐待の防止や早期発見のため、どのような行為が虐待であるか、虐待を目撃した場合の対処方法など、児童虐待に関する情報の周知を図ります。	こども家庭支援課

施策展開の方向2 要保護・要支援児童等への支援体制の充実

虐待を受けた子どもの精神的なケアと家庭の養育機能回復の支援に努めます。

施策	内容	担当課
要保護児童、要支援児童等への支援体制の充実	虐待を受けた子どもの精神的なケアを行う関係機関と連携を図り適切な対応を行うとともに、家庭の養育機能回復を支援します。	こども家庭支援課
DVの被害者の子どもへの支援	DVの被害者の子どもの精神的なケアを図るとともに、家庭の自立を支援します。	こども家庭支援課

施策展開の方向3 地域の関係機関の連携強化

早期発見・早期対応、保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うため、地域の関係機関等が連携して対応する体制を強化します。

施策	内容	担当課
要保護児童対策地域協議会の機能強化	幅広い関係者の参加を得て要保護児童対策地域協議会において、個別ケースに関し、その状況やアセスメントの情報共有、支援を行うとともに、その状況を定期的に確認します。また、要保護児童対策調整機関への専門的な知識、技術を有する職員の確保・育成や市の体制強化及び資質の向上を図り、協議会の効果的な運営、適切なアセスメントを確保します。	こども家庭支援課
社会的養護施設との連携	社会的養護施設と連携を図り、地域の子ども・子育てにその資源を活用します。	こども家庭支援課

施策目標 3 困難な状況にある子どもと家庭への支援の充実

施策展開の方向 1 子どもの貧困対策の推進

子どもが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことができるよう、教育支援、生活支援、保護者の就労支援を総合的に推進します。

施策	内容	担当課
教育支援の充実	家庭の経済状況にかかわらず、すべての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を伸ばすことができるよう、地域と連携し、子どもの学習の場や機会を提供するとともに、教育費の援助、進学支援等を推進します。	子育て政策課 学校教育課
生活支援の充実	貧困の状況にある子どもと保護者が抱える生活上の様々な問題に関する相談・支援の充実を図るとともに、子どもと保護者が社会的に孤立することがないように、子どもの居場所づくりや必要な支援につなぐ体制整備を推進します。また、家庭の生活基盤を支えるため、各種手当の支給や助成等の経済的な支援を行います。	子育て政策課 こども家庭支援課
保護者の就労支援の充実	保護者の就労のための資格取得や能力向上に向けた支援等により、困難な状況にある子育て家庭の生活の自立を促進します。また、仕事と家庭生活の両立が図れるよう、教育・保育事業、多様な保育サービス、放課後児童クラブの充実を図ります。	子育て政策課 幼児保育課 こども家庭支援課

施策展開の方向 2 ひとり親家庭の自立促進施策の充実

ひとり親家庭等が、地域社会の支えを受け、自ら生活の自立を図り、その子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、自立促進施策を推進します。

施策	内容	担当課
子育て支援の充実	ひとり親家庭が子育てと仕事を両立することができるよう、幼児期の教育・保育や放課後児童クラブ、緊急時等の様々な状況に応じた保育の充実を図ります。	子育て政策課 幼児保育課 こども家庭支援課

施策	内容	担当課
生活支援の充実	ひとり親家庭の保護者が技能習得、求職活動、病気等の理由により一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等における支援の充実を図ります。また、家庭の生活基盤を支えるため、各種手当の支給や助成等の経済的な支援を行います。	こども家庭支援課
就業支援の充実	関係する就業支援機関と連携の下、母子・父子自立支援員による相談や就業に関する情報提供・相談の充実を図ります。また、ひとり親家庭の保護者の就業能力開発、能力向上の機会の充実により、安定した雇用形態、収入に結びつく雇用機会創出を支援します。	こども家庭支援課
相談体制の充実	個々の状況に応じてきめ細かく対応するとともに、自立支援につなぐことができるよう、相談機能の強化を図ります。また、ひとり親の就業等の状況に配慮した利用時間等、利用しやすい相談の体制の充実を図ります。	こども家庭支援課

施策目標 4 外国につながる子どもと家庭への支援の充実

施策展開の方向 1 日本語指導の充実

海外から帰国した子どもや外国人の子ども、両親が国際結婚の子ども等の外国につながる子ども*が円滑に学校教育を受けることができるよう、日本語指導の充実に努めます。

施策	内容	担当課
日本語指導の充実	外国につながる児童・生徒が、日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための日本語指導を推進します。	学校教育課 教育研修課

用語解説

- 外国につながる子ども : 外国人の子ども、両親が国際結婚の子ども等の日本の文化に馴染みが少ない子どもや外国から帰国した子ども等を想定している。

施策展開の方向2 相談・生活支援の充実

外国につながる子どもとその家族が、子育て支援やその他の支援を円滑に利用することができるよう相談・支援体制の充実を図ります。

施策	内容	担当課
幼児期の教育・保育、学校教育の充実	教育・保育や学校教育において、外国につながる子どもの個別対応の充実に努めます。	教育研修課 幼児保育課
子育て支援・生活支援につなぐための支援の充実	教育・保育や子育て支援、その他の支援を円滑に利用することができるよう、通訳者、情報端末等を活用した相談、情報提供の充実を図ります。	学校教育課 幼児保育課 子育て政策課 国際課



基本目標Ⅳ 子どもの安心を支える地域の環境づくり

施策目標 1 地域で子育てを支える環境づくり

施策展開の方向 1 子育て支援拠点施設の充実

子育てをする親同士や、子育て家庭と地域の人がつながることができるよう、身近な交流の場づくりを推進します。

施策	内容	担当課
地域子育て支援拠点事業の充実	子育て家庭が相互に交流を行い、子育てについての相談や情報の提供、助言などを行う場の充実に努めます。	幼児保育課 子育て政策課
次世代育成支援拠点施設による子育て支援	次代を担う子どもたちを多世代で育むための施設「ふくふくこども館」において、親子が一緒に過ごせる遊び場や交流スペースの提供、子どもの一時預かり、相談など、一体的な子育て支援を行います。	子育て政策課
地域が育つ場づくりの推進	地域の人と子どもがふれあう機会を通して、一人ひとりの子育て意識が高まるよう、誰でも参加できる交流の場づくりを推進します。	子育て政策課

施策展開の方向 2 地域の子育て支援団体・支援者の育成及びネットワークの形成

子育てを地域全体で支えるため、子育てに関する情報を共有できる仕組みづくりなど地域の関係機関の連携強化を図るとともに、子育て支援者を育成します。

施策	内容	担当課
子育て関係者の連携体制の強化	支援を必要とする子どもと家庭に必要な相談・支援につなげるため、子育てを支援する関係機関・団体のネットワークの強化を図ります。	子育て政策課
地域関連団体への支援	地域で子育てを支援する団体や子育てサークル等の活動を支援します。	子育て政策課
子育て支援者の育成	子どもの成長や子育てを応援するため、地域の人の様々な能力を生かし、子育て支援者として育成します。	子育て政策課
子育てを地域全体で支援する意識の啓発	行事の開催や啓発紙の配布等を行い、地域全体で子どもを見守り、成長を支援していく意識啓発を図ります。	子育て政策課

施策目標 2 子どもと子育て家庭が安心して生活できる環境づくり

施策展開の方向 1 子育てに配慮したまちづくりの推進

子どもや子育て家庭が暮らしやすい環境をつくるため、公営住宅、公共施設や大規模商業施設において、子育て家庭に配慮した施設整備を促進するとともに、子育てに配慮した施設等の情報提供の充実を図ります。

施策	内容	担当課
子育てに配慮した居住環境の整備	ゆとりをもって子どもを生み育てることができる環境に配慮した公営住宅の整備を推進します。	住宅政策課
子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進	公共施設やデパート等の利用者が多い施設に、授乳室やベビーコーナーを設置する等、子ども連れの家庭に配慮した施設整備の推進について啓発します。	子育て政策課
公園整備の推進	既存の公園の施設改修、リニューアル等により、身近な公園の充実を図るとともに、自然や歴史など地域の特性に応じた特色ある公園の整備を推進します。	公園緑地課
雨の日に遊べる場の提供	ふくふくこども館や児童館の情報提供の充実や、公民館などの地域の既存施設活用により、雨の日に利用できる遊び場の充実を図ります。	子育て政策課

施策展開の方向 2 子どもを守る環境づくりの推進

子どもが地域で安全に過ごせるよう、安全な道路環境の整備や犯罪を防止する環境整備を推進します。

また、子どもを事故や犯罪、災害から守るため、地域で子どもを見守る体制づくりを促進するとともに、家庭や地域の意識の向上、子ども自身が危険を回避するための知識の周知を図ります。

施策	内容	担当課
交通安全対策の推進	子どもの交通安全教育や通学路での交通指導を推進するとともに、自動車や自転車の交通マナー向上のための啓発に努めます。	生活安全課

施策	内容	担当課
防災対策の推進	子どもを含めた市民の防災意識の啓発を図るとともに、自主防災組織の組織化や災害に強い施設の整備、情報伝達手段の確立を推進します。	防災危機管理課
安全な道路環境の整備	ガードレールやカーブミラー等、交通安全施設の改修及び設置を行い、交通安全に配慮した道路環境づくりを推進します。	道路河川建設課
防犯意識の普及啓発	家庭や地域の防犯意識を高めるとともに、子ども自身が危険を回避する力の育成を図ります。	学校教育課
子どもの犯罪被害に関する地域の防犯体制の整備	関係機関と連携を図り、子どもを見守る体制づくりを推進するとともに、地域住民による見守り活動を支援します。また、子どもに関わる犯罪・被害に関する情報提供体制の充実を図ります。	学校教育課
安全な生活環境の整備	防犯体制の整った生活環境の形成を推進します。	学校教育課

基本目標 V 子育てと仕事を両立できる環境づくり

施策目標 1 子育てと仕事を両立するための支援の充実

施策展開の方向 1 多様な保育サービスの充実

就学前の教育・保育の量を安定的に確保して提供するとともに、保護者の多様な就労形態に対応し、延長保育、休日保育、病児・病後児保育、幼稚園における一時預かりなど、多様な保育サービスの充実を図ります。

施策	内容	担当課
教育・保育の提供体制の充実	施設型給付により、認定こども園、幼稚園、保育園の充実を図ります。また、地域型保育事業の導入を検討します。	幼児保育課
多様な保育サービスの充実	延長保育や休日保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスや幼稚園における一時預かりの充実を図ります。	幼児保育課 子育て政策課

施策展開の方向 2 放課後児童クラブの充実

児童健全育成の場として放課後児童クラブの質及び量的な拡充を図るとともに、新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後子供教室など地域の子育て支援活動と連携し、多様なニーズに対応したサービスの充実を図ります。

施策	内容	担当課
放課後児童クラブの充実	放課後における小学校児童の健全育成を図るため、地域の需要を踏まえて放課後児童クラブの量的な拡充に努めるとともに、施設環境の整備など管理運営の充実を図ります。	子育て政策課
育成支援の内容の充実	育成支援の内容の充実とともに、研修の実施等により支援員の資質向上を図ります。	子育て政策課

施策目標 2 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策展開の方向 1 両立を支援する職場環境づくりの促進

育児休業や看護休暇などの各種法制度の普及・定着、子育てしやすい職業形態の導入など、事業主に対して積極的な子育て支援への取り組み、職場意識の醸成を促します。

施策	内容	担当課
各種制度の普及啓発	育児休業や看護休暇等の趣旨や内容について普及啓発を図ります。	人権・男女共同参画課
働く母親・父親を支える職場づくりの推進	働きながら子育てをしているすべての人が、仕事と生活のバランスがとれた働き方ができるよう、企業・事業主に対し、子育てをしている就労者に配慮した職場づくりや子育てを支援する制度の趣旨・内容について普及啓発を図ります。	人権・男女共同参画課

施策展開の方向 2 ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方の見直し

個人、事業主、地域など、社会全体における、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しに向けての意識啓発を図ります。

家庭において父親、母親がともに育児や家事の責任を担い、協力し合えるよう、男女共同参画の推進についての意識啓発を図ります。

施策	内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発	ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解や合意形成を促進するため、労働者、事業主、地域住民等への意識啓発を図ります。	人権・男女共同参画課
働き方の見直しについての意識啓発	父親・母親ともに職業生活優先の意識や固定的役割分担意識を改めるとともに、家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、バランスのとれた働き方やライフスタイルを考えることのできる意識の啓発を図ります。	人権・男女共同参画課
家庭における男女共同参画意識の啓発	固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに個人の能力を活かすことができるよう、男女共同参画について意識啓発を図ります。	人権・男女共同参画課
父親の家事・育児への参加促進	家事・育児等は、家族の共同責任であるという意識の浸透を図り、父親の家事・育児への参画を促進します。	健康推進課

計画の成果指標

分野	内容	計画策定時		目標値 (令和6年度)	
		年度	値		
計画全体	下関市は子育てがしやすいまち だと思う割合	ニーズ調査	平成 30年度	62.5%	70.0%
	合計特殊出生率	保健医療政策課	平成 29年度	1.34 (計算値)	1.35
基本目標 Ⅰ	認可保育施設の待機児童数	幼児保育課	令和 元年度	8人	0人
基本目標 Ⅱ	子育てに関する不安や負担を 感じる割合	ニーズ調査	平成 30年度	45.0%	40.0%
	出産時の支援に満足している 割合	ニーズ調査	平成 30年度	79.5%	80.0%
	子育てをする上で気軽に相談 できる人がいない(場所がない) 割合	ニーズ調査	平成 30年度	3.8%	0%
	子育て支援に関する情報を十分 に得られていると思う割合	ニーズ調査	平成 30年度	60.3%	65.0%
基本目標 Ⅲ	自分自身が子どもを虐待してい ると思う割合	ニーズ調査	平成 30年度	1.1%	0%
基本目標 Ⅳ	「子育てが地域の人々や社会全 体に支えられている」と感じる割 合	ニーズ調査	平成 30年度	48.2%	50.0%
	近くの遊び場について感じるこ と(気になる点)を回答した割合	ニーズ調査	平成 30年度	90.7%	90.0%
	地域の環境について気になるこ ととして「子どもの安全」に関わ る項目を回答した割合	ニーズ調査	平成 30年度	76.3%	75.0%
	地域の環境について気になるこ ととして「小さな子ども連れの家 庭への配慮」に関わる項目を回 答した割合	ニーズ調査	平成 30年度	60.5%	55.0%
基本目標 Ⅴ	就学前児童保護者が育児休業 を取得した割合*	ニーズ調査	平成 30年度	母親 80.5% 父親 4.6%	母親 85.0% 父親 10.0%
	父親が家事・育児へ参加してい る割合	ニーズ調査	平成 30年度	79.8%	85.0%
	「仕事と家庭の両立が図られて いる」と感じる割合	ニーズ調査	平成 30年度	59.8%	65.0%

注) ニーズ調査は「就学前児童」の保護者を対象とした結果

* 「就労していなかった」者を除く

第7章 下関市ひとり親家庭等自立促進計画

第7章 下関市ひとり親家庭等自立促進計画

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本方針

本計画は、ひとり親家庭等が地域社会に理解され、支えられながら、自ら進んで生活の自立を図り、その子どもが心身ともに健やかに成長することができ、安心して生活できることを目指すものです。

そのため、ひとり親家庭等の自立とその子どもの成長を支えるための総合的な取り組みを推進します。

(2) 計画の基本目標

基本目標1 子育て支援の充実

ひとり親家庭の子育てと仕事を両立するために、多様な就労形態や緊急時に対応できる保育サービスの充実を図るとともに、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

基本目標2 生活支援の充実

ひとり親家庭が抱える生活面や経済面での様々な困難に対応するため、個々の家庭の状況に応じた生活支援の提供とともに経済的支援、居住環境確保のための取り組みの充実を図ります。

基本目標3 就業支援の充実

ひとり親家庭の母親、父親が、経済的に自立が可能な安定した職業に就けるよう、情報提供や就労支援の充実を図るとともに、資格取得など、親の職業能力を向上させるための支援の充実を図ります。

基本目標4 相談・情報提供体制の強化

ひとり親家庭が抱える課題に適切に対応し、必要な支援につなげるよう、子育て・生活に関する内容から、就業に関する内容まで対応することができるワンストップの相談体制の整備、必要に応じて他の支援機関につなげる総合的・包括的な支援を行う体制を整備します。

2 計画の取り組み

基本目標1 子育て支援の充実

ひとり親家庭が子育てと仕事を両立することができるよう、就学前の教育・保育や放課後児童クラブの充実を図ります。

また、様々な状況に応じた保育サービスや子育て支援の充実を図ります。

施策	内容	主な担当課
教育・保育の提供体制の充実	施設型給付等により、認定こども園、幼稚園、保育園の充実を図ります。	幼児保育課
放課後児童クラブの充実	放課後における小学校就学児童の健全育成を図るため、地域の需要を考慮しながら量的な拡充に努めるとともに、施設環境の整備など管理運営の充実を図ります。	子育て政策課
認定こども園・保育園・放課後児童クラブの優先的利用の推進	ひとり親家庭の保護者が安心して就業や求職活動、職業訓練ができるよう、児童が認定こども園、保育園や放課後児童クラブを優先的に利用することができるよう配慮します。	幼児保育課 子育て政策課
多様な保育サービスの充実	延長保育や休日保育、病児・病後児保育等の多様な保育サービスや幼稚園における一時預かりの充実を図ります。	幼児保育課 子育て政策課
ファミリー・サポート・センター事業の実施	育児の援助を受けたい人と行いたい人が、それぞれ依頼会員と提供会員として助け合う事業を、有償ボランティアで行います。	子育て政策課
子育て短期支援事業の実施	保護者が病気や出張等により一時的に子どもを養育できなくなった場合に、児童養護施設等において子どもを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）を推進します。	子育て政策課
地域子育て支援拠点事業の充実	子育て家庭が相互に交流を行い、子育てについての相談や情報の提供、助言などを行う場の充実を図ります。	幼児保育課 子育て政策課
放課後や週末の子どもの居場所づくりの推進	放課後や週末等に、地域の人との協力を得て、地域において子どもが自主的に参加し、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。	子育て政策課 生涯学習課

基本目標 2 生活支援の充実

(ア) 生活支援の充実

ひとり親家庭の保護者が技能習得、求職活動、病気等の理由により一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等における支援の充実を図ります。

施策	内容	主な担当課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の生活環境の変化等の事由により、一時的に日常生活に支障が生じている家庭に対し、必要に応じて支援を行います。	こども家庭支援課
養育支援訪問事業	養育の支援が特に必要な家庭に対し、保健師による専門的相談支援や、支援員による家事援助、育児支援を実施します。	こども家庭支援課 健康推進課
自立相談支援事業	生活上の困りごとや不安に対し、状況分析・関係機関との連絡調整を含む自立のための計画を策定します。	福祉政策課

(イ) 経済的支援の充実

ひとり親家庭の生活の安定と自立を可能にするため、経済的な負担を軽減するための支援を行います。

施策	内容	主な担当課
児童扶養手当の給付	母子・父子家庭で 18 歳以下（18 歳到達の年度の末日）の児童を監護している母、父または養育者を対象として手当の給付を行います。（支給対象については、法改正等に基づき変更いたします。）	こども家庭支援課
ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭の父母及び 18 歳以下（18 歳到達の年度の末日）の児童の医療費の自己負担分を助成します。	こども家庭支援課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子・父子家庭の母子、父子及び寡婦に対し、修学資金その他の貸付を行います。	こども家庭支援課
就学援助費の支給	経済的理由により就学困難な下関市立小学校の児童及び下関市立中学校並びに山口県立下関中等教育学校の生徒の保護者に対し就学援助を行います。	学校教育課

(ウ) 居住環境の確保

ひとり親家庭等が地域で安心して生活ができるよう、公営住宅への優先入居や母子生活支援施設への適切な入所措置など、居住環境を確保します。

施策	内容	主な担当課
市営住宅の抽選に際する優遇措置の実施	20歳未満の子を同居扶養している母子世帯又は父子世帯は、抽選番号を3個付与する優遇措置を設けています。	住宅政策課
母子生活支援施設	行き場所のなくなった母子を保護し、充実した自立支援を行うため、母子生活支援施設の効果的なあり方の検討を行います。	子育て政策課
DV被害にあった母子への支援	DV被害を受け、配偶者やパートナーから離れて暮らす必要がある母子を、市外の母子生活支援施設に入所させ、住居と安全の確保及び母子の心理的なケアを行い、施設がある自治体や施設と連携して自立に向けて必要な支援を行います。	こども家庭支援課

基本目標 3 就業支援の充実

(ア) 就業機会確保のための支援の充実

ひとり親家庭が十分な収入を得ることができ、自立した生活をするすることができるよう、関係する就業支援機関と連携の下、母子・父子自立支援員による相談や就業に関する情報提供の充実を図ります。

施策	内容	主な担当課
就業に関する相談の充実	母子・父子自立支援員等による就業に関する相談・情報提供を行います。	こども家庭支援課
女性の再就職促進事業	何らかの事情で離職している未就業の女性に対して、セミナーや就職説明会を開催することにより再就職を促進します。	産業立地・就業支援課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親（または20歳未満の子）が高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した時及び合格したときに受講費用の一部を助成します。	こども家庭支援課
関係機関との連携	公共職業安定所（ハローワーク）、山口県母子家庭等就業・自立支援センターなど関係機関と連携を図り、就業支援を推進します。	こども家庭支援課

(イ) 就業に向けた能力開発の充実

ひとり親家庭の保護者の就業能力開発、能力向上の機会の充実により、安定した雇用形態、収入に結びつく雇用機会創出を支援します。

施策	内容	主な担当課
各種講座の情報の提供	関係機関と連携を図り、各種資格の取得のための講座等の情報を提供します。	こども家庭支援課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子・父子家庭の母・父を対象として、就業に結びつくような講座（指定の講座）を受講した場合、受講経費の一部を助成します。	こども家庭支援課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	母子・父子家庭の母・父が就職に有利な看護師や介護福祉士等の資格を取得するために、1年以上養成機関で修業する場合、生活の経済的負担の軽減を図るため、高等職業訓練促進給付金を支給します。	こども家庭支援課

基本目標 4 相談・情報提供体制の強化

(ア) 相談機能の充実

個々の状況に応じてきめ細かく対応するとともに、自立支援につなぐことができるよう、相談機能の強化を図ります。

また、ひとり親の就業等の状況に配慮した利用時間等、利用しやすい相談の体制の充実を図ります。

施策	内容	主な担当課
母子・父子自立支援員による相談の充実	総合的な窓口として、ひとり親家庭の専門的知識を有する母子・父子自立支援員による、生活の安定、自立のための相談、様々な問題の相談を行います。また、研修等により母子・父子自立相談員の資質の向上を図ります。	こども家庭支援課
相談機能の強化	母子・父子自立支援員による相談の充実を図るとともに、関係機関との連携により、ワンストップの支援体制の整備を推進します。また、ひとり親世帯が利用しやすい相談体制の充実を図ります。	こども家庭支援課

施策	内容	主な担当課
妊娠期からの切れ目のない相談支援体制の充実	下関市妊娠・子育てサポートセンターにおいて、妊産婦等からの様々な相談に応じ、産後ケア事業や訪問等必要なサービスにつないだり、関係機関と連携したりするなどして、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供し、安心して子どもを生き育てる環境づくりを推進します。	健康推進課
こども家庭支援拠点（家庭児童相談室）	複雑な問題を抱える家庭に対し、在宅支援サービスを提供するとともに、関係機関と連携し、支援内容やサービス等の調整を行い、その家庭を包括的に支援します。	こども家庭支援課
県の相談機関との連携	ひとり親家庭等の支援としてより専門的な対応が必要な場合等、山口県母子・父子福祉センター、山口県母子家庭等就業・自立支援センターとの連携を図り、対応を行います。	こども家庭支援課

(イ) 情報提供の充実

ひとり親となった初期の段階から自立に向けた支援を行うため、必要な情報を確実に提供できるよう、関係するすべての窓口において一体的な情報を確実に提供する体制を整備します。

施策	内容	主な担当課
情報提供体制の充実	ひとり親となった初期の段階に、関係するすべての窓口（こども家庭支援課・各支所・各総合支所の市民生活課）において、ひとり親家庭の自立支援策全般について情報を提供します。	こども家庭支援課 12支所 各総合支所の市民生活課
リーフレット等の作成	ひとり親家庭の支援策について、よりわかりやすく、より見やすいリーフレットを作成し、あらゆる機会を通じて支援の情報を提供します。	こども家庭支援課
情報内容の充実	広報紙やホームページへの掲載、リーフレットの設置、スマートフォンの子育てアプリ等、様々な媒体によりひとり親家庭等に対する支援のわかりやすい情報を提供します。	こども家庭支援課

(ウ) 養育費の確保及び面会交流の支援

離別世帯の養育費の取り決めや書類作成及び履行確保、面会交流について取り決めや実施について、啓発や相談支援を行います。

施策	内容	主な担当課
母子・父子自立支援員による情報提供の充実	母子・父子自立支援員の相談において、養育費の取り決め、履行の確保、面会交流に関する法律等について情報提供を行います。	こども家庭支援課
市民相談所による相談支援の充実	市民相談所において、離婚相談等に合わせ、無料法律相談等を紹介します。	市民相談所
様々な媒体による啓発の推進	広報紙や各種パンフレットを用いて、養育費に関する知識や取得の手続き、面会交流などの啓発を図ります。	こども家庭支援課
児童扶養手当受給者に対する啓発	児童扶養手当の現況届提出の際に、養育費に関する状況を聞き取り、養育費確保に向けた手続きなどの啓発を行います。	こども家庭支援課

第8章 計画の推進

第8章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進に当たり、庁内の関係課が連携を図り進捗状況を管理するとともに、必要な内部調整を図り、総合的な推進を目指します。

また、子ども・子育て支援の関係者や市民から構成される「下関市子ども・子育て審議会」により、年度ごとの事業進捗状況の検証等を行い、事業の改善につなげます。

2 計画推進に向けた地域一体となった取り組み

本計画は、子どもの成長、子育てへの支援及び次代の親の育成のための総合的な計画であるため、家庭や地域、学校、事業所など地域の関係機関、関連団体などと連携を図り協働により推進していきます。

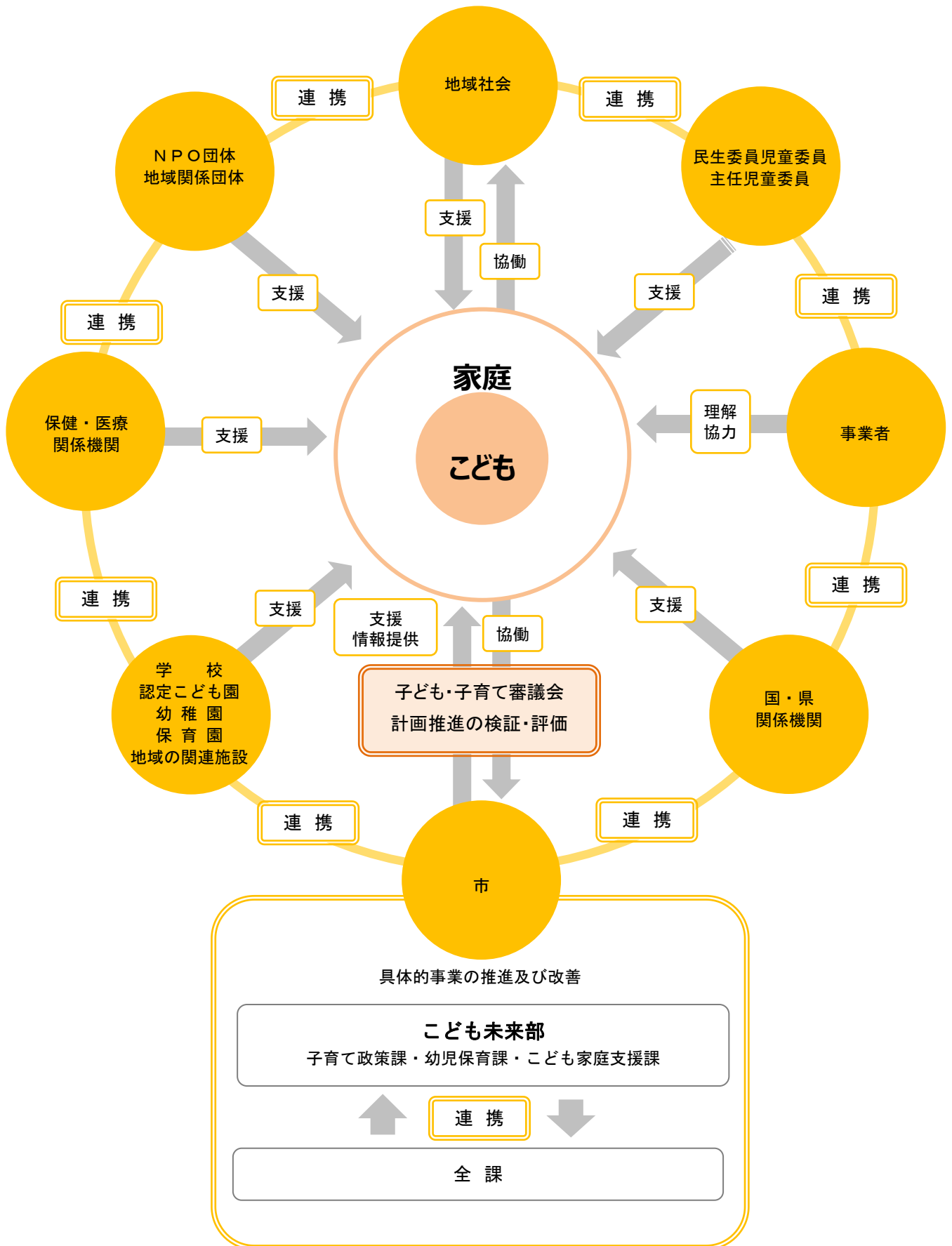
また、ホームページ等広報媒体の活用により、本計画の実施状況に係る情報の周知を図り、広く市民の理解と協力を得ながら施策を推進するよう努めます。

3 SDGs（持続可能な開発目標）に関すること

第2次下関市総合計画後期基本計画では、各分野における施策の推進に当たってSDGsの理念を念頭に置いて取り組むこととなっています。

「子どもにとってのSDGs」とし、不平等や格差をなくすこと、すべての子どもを暴力・虐待から守ること、子どもたちに持続可能な環境を残すこと等が目標として掲げられており、本計画もこれらの事を念頭に置いて取り組みます。

【推進体制図】



資料編

1 子ども・子育て支援法（抜粋）

(平成二十四年八月二十二日)
(法律第六十五号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村等の責務)

第三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
 - 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
 - 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。
- 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
 - 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(国民の責務)

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(定義)

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

- この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

- 第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。
- 2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法(平成十八年法律第二百十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。
 - 3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。
 - 4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。)第二条第六項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園(認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。)及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所(認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。)をいう。
 - 5 この法律において「地域型保育」とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいい、「地域型保育事業」とは、地域型保育を行う事業をいう。
 - 6 この法律において「家庭的保育」とは、児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業として行われる保育をいう。
 - 7 この法律において「小規模保育」とは、児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業として行われる保育をいう。
 - 8 この法律において「居宅訪問型保育」とは、児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業として行われる保育をいう。
 - 9 この法律において「事業所内保育」とは、児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業として行われる保育をいう。
 - 10 この法律において「子ども・子育て支援施設等」とは、次に掲げる施設又は事業をいう。
 - 一 認定こども園(保育所等(認定こども園法第二条第五項に規定する保育所等をいう。第五号において同じ。)であるもの及び第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第一号、第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の十第一項第二号、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。)
 - 二 幼稚園(第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。第三十条の十一第一項第二号、第三章第二節(第五十八条の九第六項第三号ロを除く。)、第五十九条第三号ロ及び第六章において同じ。)
 - 三 特別支援学校(学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。)
 - 四 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限り、次に掲げるものを除く。)のうち、当該施設に配置する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの
 - イ 認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの
 - ロ 認定こども園法第三条第十一項の規定による公示がされたもの
 - ハ 第五十九条の二第一項の規定による助成を受けているもののうち政令で定めるもの
 - 五 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校において行われる教育・保育(教育又は保育をいう。以下同じ。)であって、次のイ又はロに掲げる当該施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める一日当たりの時間及び期間の範囲外において、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった当該イ又はロに掲げる施設に在籍している小学校就学前子どもに対して行われるものを提供する事業のうち、その事業を実施するために必要なものとして内閣府令で定める基準を満たすもの
 - イ 認定こども園(保育所等であるものを除く。)、幼稚園又は特別支援学校 当該施設における教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間
 - ロ 認定こども園(保育所等であるものに限る。) イに定める一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間
 - 六 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業(前号に掲げる事業に該当するものを除く。)
 - 七 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業のうち、当該事業に従事する従業者及びその員数その他の事項について内閣府令で定める基準を満たすもの

八 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業(同項第一号に掲げる援助を行うものに限る。)のうち、市町村が実施するものであることその他の内閣府令で定める基準を満たすもの

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画(次条第四項において「教育振興基本計画」という。)その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特設教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
 - 四 特設教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
 - 六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
 - 二 教育・保育情報の公表に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(都道府県知事の助言等)

第六十三条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(国の援助)

第六十四条 国は、市町村又は都道府県が、市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第七章 子ども・子育て会議等

(設置)

第七十二条 内閣府に、子ども・子育て会議(以下この章において「会議」という。)を置く。

(権限)

第七十三条 会議は、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 会議は、前項に規定する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

3 会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

(会議の組織及び運営)

第七十四条 会議は、委員二十五人以内で組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(資料提出の要求等)

第七十五条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第七十六条 第七十二条から前条までに定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

2 次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（平成十五年七月十六日）

（法律第二百十号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。)にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画(次項において「市町村行動計画等」という。)の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画 (市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定することができる。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 都道府県は、都道府県行動計画を策定したときは、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

- 2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

3 母子及び父子並びに寡婦福祉法（抜粋）

(昭和三十九年七月一日)

(法律第百二十九号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

2 寡婦には、母子家庭の母及び父子家庭の父に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、母子家庭等又は寡婦の福祉に関係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前条に規定する理念が具現されるように配慮しなければならない。

(関係機関の責務)

第三条の二 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)その他母子家庭の福祉に関する機関、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に定める児童委員、売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十五条第一項に規定する婦人相談員、児童福祉法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、第十七条第一項、第三十条第三項又は第三十一条の五第二項の規定により都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。)町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他母子家庭の支援を行う関係機関は、母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

2 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所その他父子家庭の福祉に関する機関、児童福祉法に定める児童委員、同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター、第三十一条の七第一項、第三十一条の九第三項又は第三十一条の十一第二項の規定により都道府県又は市町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他父子家庭の支援を行う関係機関は、父子家庭の父及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

3 第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、福祉事務所その他寡婦の福祉に関する機関、第三十三条第一項、第三十五条第三項又は第三十五条の二第二項の規定により都道府県又は市町村から委託を受けている者、第三十八条に規定する母子・父子福祉施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所その他寡婦の支援を行う関係機関は、寡婦の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない。

(自立への努力)

第四条 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない。

(扶養義務の履行)

第五条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるように努めなければならない。

(定義)

第六条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別した女子であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

- 一 離婚した女子であつて現に婚姻をしていないもの
- 二 配偶者の生死が明らかでない女子
- 三 配偶者から遺棄されている女子
- 四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
- 五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つている女子
- 六 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定めるもの

2 この法律において「配偶者のない男子」とは、配偶者と死別した男子であつて、現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる男子をいう。

- 一 離婚した男子であつて現に婚姻をしていないもの
- 二 配偶者の生死が明らかでない男子
- 三 配偶者から遺棄されている男子
- 四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子
- 五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つている男子
- 六 前各号に掲げる者に準ずる男子であつて政令で定めるもの

3 この法律において「児童」とは、二十歳に満たない者をいう。

4 この法律において「寡婦」とは、配偶者のない女子であつて、かつて配偶者のない女子として民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。

5 この法律において「母子家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。

6 この法律において「母子・父子福祉団体」とは、配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの(配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養しているもの(以下「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。))又は配偶者のない男子であつて同条の規定により現に児童を扶養しているもの(以下「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」という。)をいう。第八条第二項において同じ。)の福祉又はこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする次の各号に掲げる法人であつて当該各号に定めるその役員の過半数が配偶者のない女子又は配偶者のない男子であるものをいう。

- 一 社会福祉法人 理事
- 二 前号に掲げるもののほか、営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるもの 厚生労働省令で定める役員

(都道府県児童福祉審議会等の権限)

第七条 次の各号に掲げる機関は、母子家庭等の福祉に関する事項につき、調査審議するほか、当該各号に定める者の諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

- 一 児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会) 都道府県知事
- 二 児童福祉法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)(母子・父子自立支援員)

第八条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)及び福祉事務所を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。))は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つている者のうちから、母子・父子自立支援員を委嘱するものとする。

2 母子・父子自立支援員は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。

- 一 配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うこと。
- 二 配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うこと。

3 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。))は、母子・父子自立支援員の研修の実施その他の措置を講ずることにより、母子・父子自立支援員その他の母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立の支援に係る事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(福祉事務所)

第九条 福祉事務所は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。

- 一 母子家庭等及び寡婦の福祉に関し、母子家庭等及び寡婦並びに母子・父子福祉団体の実情その他必要な実情の把握に努めること。
- 二 母子家庭等及び寡婦の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

(児童委員の協力)

第十条 児童福祉法に定める児童委員は、この法律の施行について、福祉事務所の長又は母子・父子自立支援員の行う職務に協力するものとする。

(母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施等)

第十条の二 都道府県等は、母子家庭等及び寡婦が母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために最も適切な支援を総合的に受けられるようにするため、地域の実情に応じた母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための支援を行う者の活動の連携及び調整を図るよう努めなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第十一条 厚生労働大臣は、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 都道府県等が、次条の規定に基づき策定する母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画(以下「自立促進計画」という。)の指針となるべき基本的な事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(自立促進計画)

第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

- 一 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

2 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子家庭等及び寡婦の置かれている環境、母子家庭等及び寡婦に対する福祉の措置の利用に関する母子家庭等及び寡婦の意向その他の母子家庭等及び寡婦の事情を勘案するよう努めなければならない。

3 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七条各号に掲げる機関、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十七条第一項又は第四項に規定する機関その他の母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関の意見を聴くよう努めなければならない。

4 都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子・父子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 前項に定めるもののほか、都道府県等は、自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の厚生労働省令で定める方法により広く母子家庭等及び寡婦の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 下関市子ども・子育て審議会条例

平成 25 年 3 月 1 日

条例第 28 号

改正 平成 26 年 6 月 26 日条例第 48 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。次条において「支援法」という。)第 77 条第 1 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。次条において「認定こども園法」という。)第 25 条の規定に基づき、下関市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(担当事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する市の職員
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者で市の職員以外のもの
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

3 委員は、非常勤とする。

4 委員が、第 2 項第 1 号又は第 3 号の要件を欠くに至った場合において、市長が必要と認めるときは、解嘱しないことができる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長を定めるための会議は、市長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、必要と認めるときは、市の関係機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、こども未来部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月26日条例第48号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。

(準備行為)

2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第9条の規定により同法の施行の前においても行うことができる行為に関する事項については、この条例の施行の前においても、この条例による改正後の下関市子ども・子育て審議会条例の規定の例により、下関市子ども・子育て審議会において事務を処理し、又は調査審議を行うことができる。

5 下関市子ども・子育て審議会委員名簿

(平成29年8月2日～令和元年8月1日・令和元年8月21日～令和3年8月20日)

		委員名	
第1号 子どもの保護者	子どもの保護者公募	近藤 将人 (～令和元年8月1日)	
		佐貫 治代 (～令和元年8月1日)	
		山本 友香 (～令和元年8月1日)	
		梅田 亜紀子 (令和元年8月21日～)	
第3号 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者で市の職員以外の者	下関市私立幼稚園協会 会長	梶山 正迪	
	下関市保育連盟	田中 義道 (～令和元年8月1日)	
		山本 吉幸 (令和元年8月21日～)	
山口県子育て支援センター連絡会 会長	中川 浩一		
第4号 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	元梅光学院大学教授 NPO法人下関市子ども・子育てネット 理事長	今村 方子	
	下関市短期大学 准教授	戸田 宏純	
	(株)こどもの広場代表 代表取締役	横山 眞佐子	
第5号 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者	下関市連合自治会 運営委員	西山 秀秋 (～令和元年8月1日)	
		池内 賢二 (令和元年8月21日～)	
	社会福祉法人下関市社会福祉事業団 下関市こども発達センター 副センター長	若松 佐織	
	下関市民生児童委員協議会 主任児童委員会 会長	宮川 雅美	
	下関市地域活動連絡協議会 理事	藤原 康子 (～令和元年8月1日)	
		鶴澤 香代子 (令和元年8月21日～)	
	下関市商工会議所	総務部長	佐藤 倫弘 (～令和元年8月1日)
		総務課長	河内 奈穂 (令和元年8月21日～)
連合山口・西部地域協議会 事務局次長	西本 和史		
第2号 子ども・子育て支援に関する事業に従事する市の職員	下関市立清末幼稚園 園長	大井 誠子	
	下関市立彦島第一保育園 園長	登根 里美	
	下関市立黒井こども園 園長	吉川 英美	
	児童クラブ支援員	池田 理江	

6 計画策定の経緯

日時	内容
平成 30 年 12 月 10 日 ～12 月 28 日	“下関市の子ども・子育ての計画見直しのためのアンケート調査”(ニーズ調査)の実施
令和元年 5 月 30 日	令和元年度 第1回子ども・子育て審議会の開催 (1) “For Kids”プラン2020策定スケジュールについて (2) 下関市の子ども・子育て計画見直しのためのアンケート調査 調査結果と次期計画に向けた課題について
令和元年 8 月 21 日	令和元年度 第2回子ども・子育て審議会の開催 (1) “For Kids”プラン2020骨子案について
令和元年 11 月 5 日	令和元年度 第3回子ども・子育て審議会の開催 (1) “For Kids”プラン2020素案について
令和元年 12 月 10 日 ～令和 2 年 1 月 17 日	パブリックコメントの実施
令和 2 年 2 月 5 日	令和元年度 第4回子ども・子育て審議会の開催 (1) “For Kids”プラン2020(案)について (2) 令和 2 年度特定教育・保育施設の利用定員設定(予定)について (3) 下関市立就学前施設の整備基本計画(後期計画)(案)について

7 児童人口の推計と見込み量の算出方法

(1) 児童人口の推計

住民基本台帳人口に基づき、コーホート要因法により将来の児童人口を推計しました。

【下関市（全域）の児童数の推計】

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
0歳児	1,575	1,539	1,499	1,463	1,431
1歳児	1,628	1,607	1,569	1,529	1,493
2歳児	1,654	1,651	1,632	1,594	1,554
3歳児	1,746	1,644	1,645	1,626	1,588
4歳児	1,864	1,739	1,639	1,639	1,621
5歳児	1,873	1,874	1,749	1,652	1,650
6歳児	1,920	1,878	1,877	1,757	1,660
7歳児	2,009	1,920	1,878	1,876	1,756
8歳児	1,965	2,012	1,923	1,880	1,878
9歳児	2,106	1,962	2,009	1,921	1,879
10歳児	2,052	2,107	1,961	2,011	1,922
11歳児	2,171	2,046	2,101	1,955	2,004
0歳～5歳児	10,340	10,054	9,733	9,503	9,337
6歳～11歳児	12,223	11,925	11,749	11,400	11,099
計	22,563	21,979	21,482	20,903	20,436

(2) 家庭類型別児童数の算出

ニーズ調査の結果に基づき、推計児童人口に家庭類型別の割合を乗じ、家庭類型別児童数を算出しました。

【下関市（全域）の家庭類型別児童数（就学前児童）算出の結果】

[0歳]

タイプ	家庭類型 (父母の有無と就労状況)	現在家庭類型		潜在家庭類型	
		割合	令和4年 (2022年) 推計児童数	割合	令和4年 (2022年) 推計児童数
タイプA	ひとり親家庭 【保育の必要性あり】	5.2%	78	5.2%	78
タイプB	フルタイム×フルタイム 【保育の必要性あり】	36.0%	540	37.6%	563
タイプC	フルタイム×パートタイム 【保育の必要性あり】	13.6%	204	13.6%	204
タイプC'	フルタイム×パートタイム 【保育の必要性なし】	1.7%	25	1.7%	25
タイプD	専業主婦(夫) 【保育の必要性なし】	43.1%	646	41.8%	626
タイプE	パートタイム×パートタイム 【保育の必要性あり】	0.2%	3	0.2%	3
タイプE'	パートタイム×パートタイム 【保育の必要性なし】	0.0%	0	0.0%	0
タイプF	無業×無業 【保育の必要性なし】	0.2%	3	0.0%	0

[1・2歳]

タイプ	家庭類型 (父母の有無と就労状況)	現在家庭類型		潜在家庭類型	
		割合	令和4年 (2022年) 推計児童数	割合	令和4年 (2022年) 推計児童数
タイプA	ひとり親家庭 【保育の必要性あり】	4.7%	150	4.7%	150
タイプB	フルタイム×フルタイム 【保育の必要性あり】	34.3%	1,098	37.5%	1,200
タイプC	フルタイム×パートタイム 【保育の必要性あり】	18.8%	602	22.9%	733
タイプC'	フルタイム×パートタイム 【保育の必要性なし】	2.7%	86	4.5%	144
タイプD	専業主婦(夫) 【保育の必要性なし】	39.0%	1,249	30.1%	965
タイプE	パートタイム×パートタイム 【保育の必要性あり】	0.0%	0	0.0%	0
タイプE'	パートタイム×パートタイム 【保育の必要性なし】	0.1%	3	0.1%	3
タイプF	無業×無業 【保育の必要性なし】	0.4%	13	0.2%	6

[3～5歳]

タイプ	家庭類型 (父母の有無と就労状況)	現在家庭類型		潜在家庭類型	
		割合	令和4年 (2022年) 推計児童数	割合	令和4年 (2022年) 推計児童数
タイプA	ひとり親家庭 【保育の必要性あり】	8.7%	438	8.7%	438
タイプB	フルタイム×フルタイム 【保育の必要性あり】	29.3%	1,475	32.2%	1,621
タイプC	フルタイム×パートタイム 【保育の必要性あり】	29.7%	1,495	31.2%	1,570
タイプC'	フルタイム×パートタイム 【保育の必要性なし】	5.7%	287	8.6%	433
タイプD	専業主婦(夫) 【保育の必要性なし】	26.2%	1,318	19.1%	961
タイプE	パートタイム×パートタイム 【保育の必要性あり】	0.1%	5	0.1%	5
タイプE'	パートタイム×パートタイム 【保育の必要性なし】	0.1%	5	0.1%	5
タイプF	無業×無業 【保育の必要性なし】	0.2%	10	0.0%	0

(3) 各事業の見込み量の算出方法

家庭類型別の将来の推計児童人口
×
それぞれの事業の年齢区分別利用希望割合(利用割合)
＝
各事業の見込み量

“For Kids”プラン 2020

下関市子ども・子育て支援事業計画

下関市次世代育成支援行動計画

下関市ひとり親家庭等自立促進計画

発行年月日 令和2年3月

発行 下関市

編集 下関市こども未来部子育て政策課

〒750-8521 下関市南部町1番1号

TEL : 083-231-1353 FAX : 083-231-1394

<http://www.city.shimonoseki.lg.jp>
